

旧中野刑務所正門保存活用計画

(区指定有形文化財 旧豊多摩監獄表門)

令和4年4月

中野区

例 言

1. 本書は、旧中野刑務所正門（中野区新井三丁目 37 番）の保存活用計画である。
2. 本業務は、中野区区民部区民文化国際課の委託を受け、株式会社建文が行った。
3. 本業務遂行中の令和 3 年（2021）6 月に旧中野刑務所正門は、中野区教育委員会により「旧豊多摩監獄表門」として中野区有形文化財に指定された。そのため、本文の各章冒頭では文化財名である「旧豊多摩監獄表門」とし、以下、「表門」と表記する。なお、表門の読み方については、法務省の慣例に沿って「ひょうもん」とする。¹
4. 本書の作成にあたって、東京学芸大学名誉教授（中野区文化財保護審議会会長）の大石 学氏、神奈川大学教授（中野区文化財保護審議会委員）の内田 青蔵氏、神奈川大学客員教授・三重大学特任教授の花里 利一氏、東京工業大学教授の山崎 鯛介氏を構成メンバーとする旧中野刑務所正門保存活用計画策定委員会での意見聴取を行った。
5. 本書の編集・執筆は、株式会社建文が行い、最終的に区が内容の確認及び確定を行った。
6. 本書に掲載の写真は、株式会社建文が撮影した。他機関提供写真には、提供元を表記した。また古写真等の資料の出典元は鉤括弧（『』）内に記載した。
7. 本文、図面ともに表示寸法はメートル法にて記し、必要に応じて尺貫法を用いて併記した。
8. 図表及び写真番号は、「図○(章)-○(節)-00(通し番号)」とした。
9. 部屋名称は、中野区提供資料に基づき設定した。「第 1 章 計画の概要 図 1-2-01 平面図」に示す。
10. 文中の用語の注釈は『建築大辞典 第 2 版（彰国社）』より引用した。
11. 人物、団体等の敬称は省略した。
12. 図面作成は株式会社建文が行った。

¹ 矯正会館、中野刑務所に勤務された方々への聞き取りから「表門」の読み方は「ひょうもん」が通例であることが判明。「ひょうもん」の採用にあたっては、旧中野刑務所正門保存活用策定委員会の確認及び了承を得た。

旧中野刑務所正門保存活用計画
(区指定有形文化財 旧豊多摩監獄表門)

目 次

第 1 章 計画の概要

1-1 計画策定に至る経緯と目的	1-1
1-2 旧豊多摩監獄表門の概要	1-2
1-3 保護の現状と課題	1-28
1-4 計画の概要	1-29

第 2 章 保存管理計画

2-1 保存管理の現状	2-1
2-2 復原の方針	2-13
2-3 保護の方針	2-22
2-4 管理計画	2-37
2-5 修理計画	2-38

第 3 章 環境保全計画

3-1 環境保全の現状と課題	3-1
3-2 環境保全の基本方針	3-5
3-3 区域の区分と保存方針	3-5
3-4 防犯上の課題と対策	3-6

第 4 章 防災計画

4-1 防火・防犯対策	4-1
4-2 耐震対策	4-5
4-3 耐風対策	4-14
4-4 その他の災害対策	4-14

第5章 活用計画

5-1 公開その他の活用の基本方針	5-1
5-2 公開基本計画	5-3
5-3 活用基本計画	5-3
5-4 実施に向けての課題	5-10

第6章 保護に係る諸手続き

6-1 保護に係る諸手続き	6-1
6-2 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合の手続き ..	6-1
6-3 速やかに教育委員会へ届け出をしなければならない場合	6-3

1-1 計画策定に至る経緯と目的

なお、本計画の策定にあたっては、文化庁の示す「重要文化財（建造物）保存活用計画標準計画の策定要領」に則り作成した。

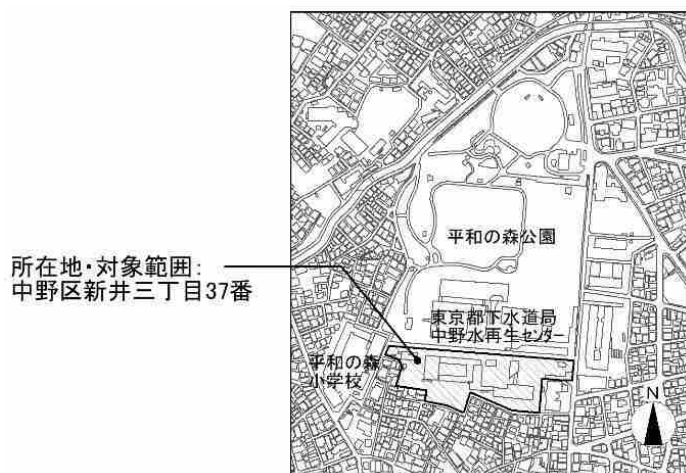


图 1-1-01 広域地図

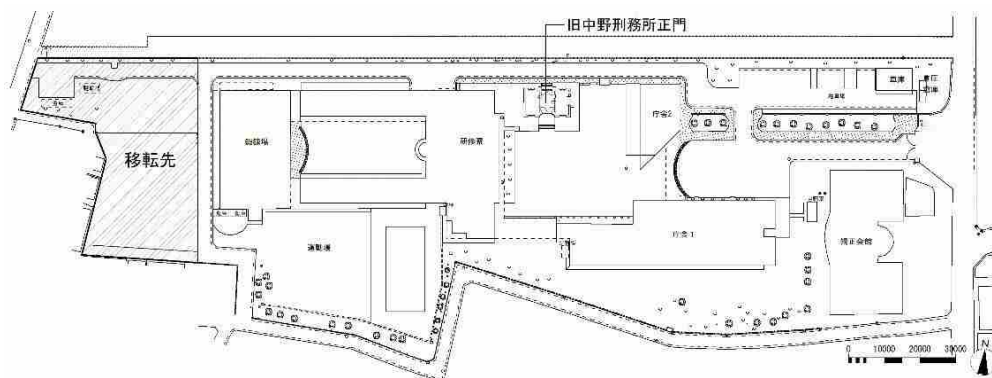


图 1-1-02 配置图

1-2 旧豊多摩監獄表門の概要

(1) 名称等

名称	旧豊多摩監獄表門
員数	1 棟
所在地	東京都中野区新井三丁目 37 番（住居表示）
指定等	中野区指定有形文化財（建造物）
指定年月日	令和 3 年（2021）6 月 4 日
構造・形式	煉瓦造平屋・小屋組木造 建築面積：95.48 m ² （28.87 坪）
建築年代	大正 4 年（1915）
所有者	中野区

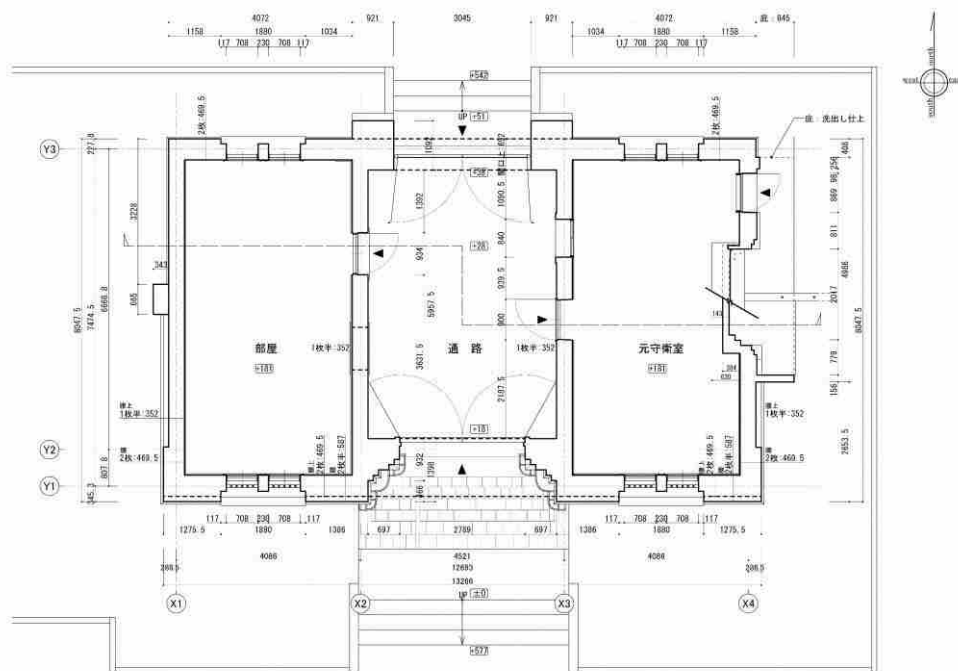


図 1-2-01 平面図

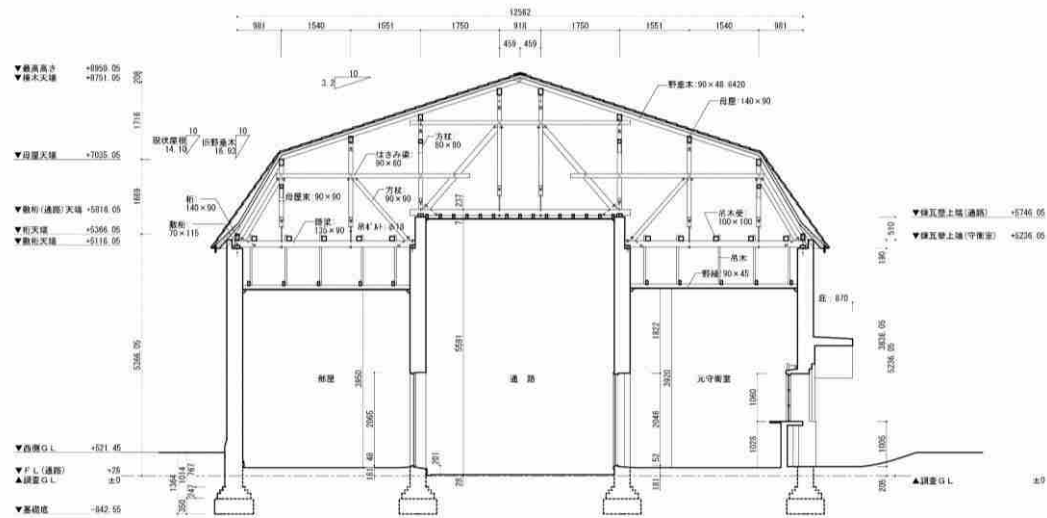


图 1-2-02 断面图

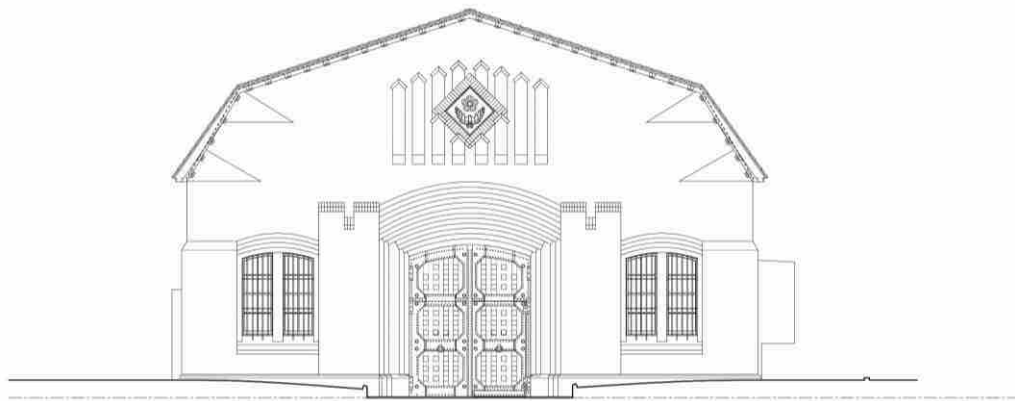


图 1-2-03 南立面图

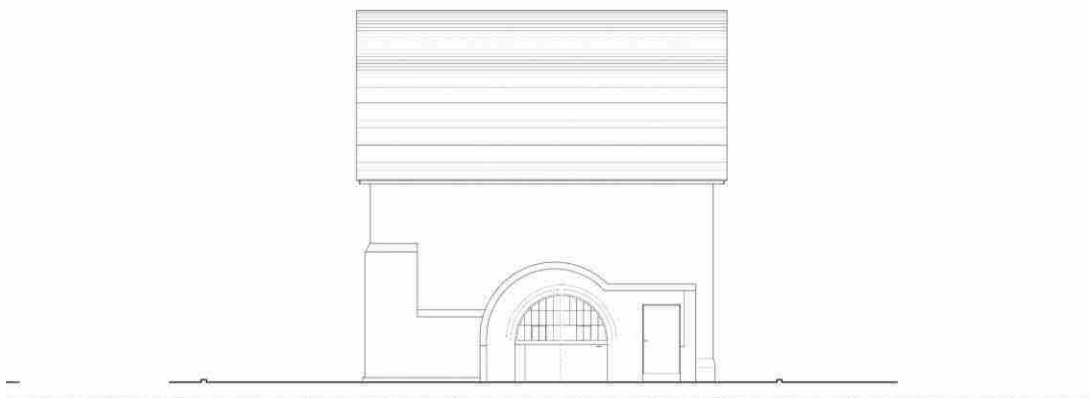


図 1-2-04 東立面図

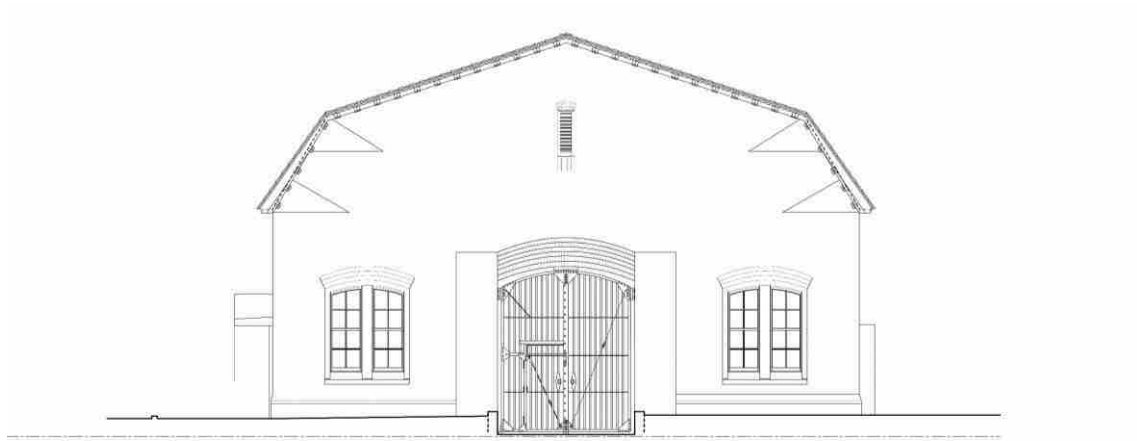


図 1-2-05 北立面図

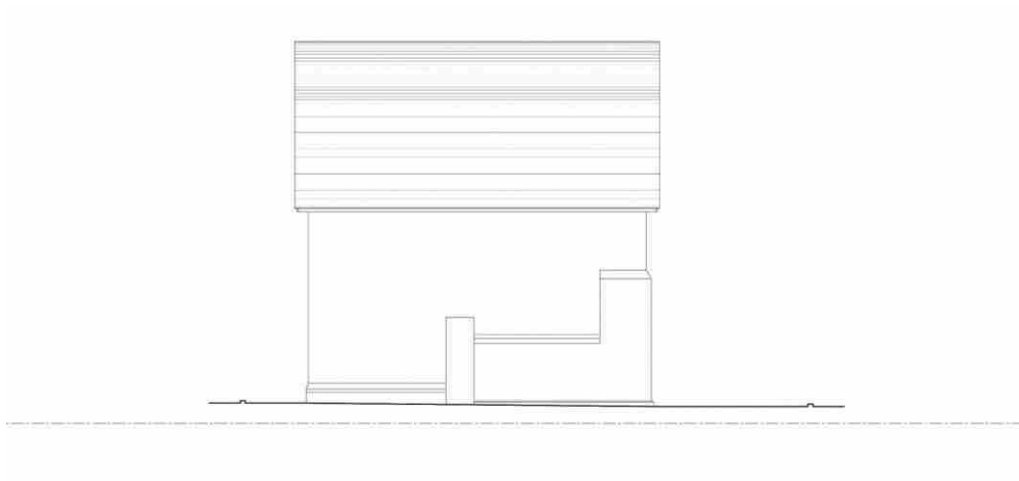


図 1-2-06 西立面図



図 1-2-07 外観 南面

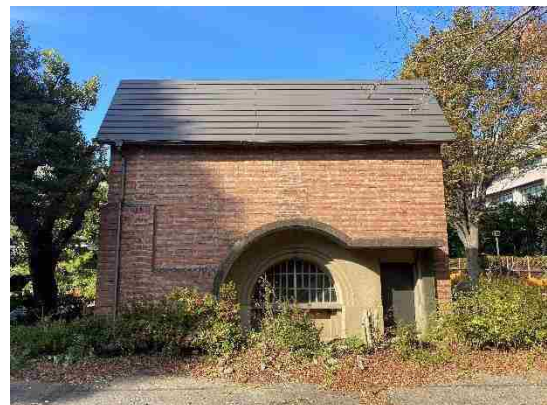


図 1-2-08 外観 東面



図 1-2-09 外観 北面



図 1-2-10 外観 西面

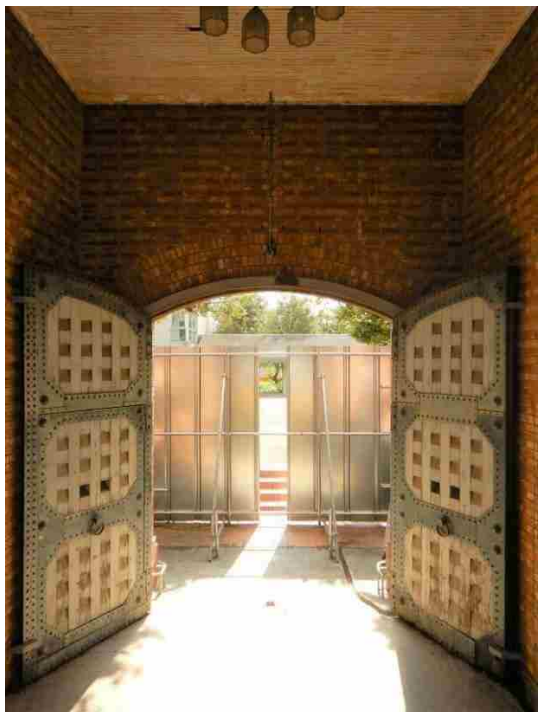


図 1-2-11 内観 通路



図 1-2-12 内観 通路



図 1-2-13 内観 通路



図 1-2-14 内観 通路



図 1-2-15 内観 元守衛室



図 1-2-16 内観 元守衛室



図 1-2-17 内観 部屋



図 1-2-18 内観 部屋

(2) 文化財の概要

ア 創立沿革

旧豊多摩監獄表門は、中野区のほぼ中央にあり、豊多摩監獄の表門として建設された建物である。豊多摩監獄の前身は、江戸時代小伝馬町牢屋敷の流れを汲む市谷監獄であり、市谷監獄は当時としては非常に進んだ施設であったが、収容人数が少なく手狭であったため、豊多摩郡野方村への移転が計画された。

明治42年（1909）に、まだ人家もまばらであった豊多摩郡野方村の丘陵地に建設が進められ、建設から6年経った大正4年（1915）3月に竣工し、同年5月「豊多摩監獄」と改称した。その後、豊多摩監獄は、豊多摩刑務所、中野刑務所と名称を変えたが、昭和58年（1983）に廃止され、表門を残し、すべての建造物が解体された。

解体後、旧豊多摩監獄の敷地は南と北に分割され、表門より北側の敷地は平和の森公園、東京都下水道局中野水再生センター、中野区立総合体育館として利用されている。

表門を含む南側の敷地は、法務省矯正研修所、財務省用地を経て、令和3年（2021）3月に区が土地・建物を取得し、同年6月に表門は中野区指定有形文化財（建造物）に指定された。表門は令和6年度（2024年度）から移設・修理工事を行い西に約100m移

設する予定である。敷地内に残る旧矯正研修所関連の建物は、令和4年度（2022年度）～5年度（2023年度）にかけて解体し、その後、跡地に平和の森小学校新校舎を建設する予定である。

イ 施設の性格

前述の通り、表門は監獄の門として建設された建物である。設計は当時の司法省技師・後藤慶二を工事主任として、横濱勉、山下啓次郎、久田喜一がこれにあたった。後藤慶二は建築設計を芸術の域に導くために、構造と意匠の関係の考察を深め、当時導入され始めた鉄筋コンクリート構造の研究を展開した人物である。後藤が設計した豊多摩監獄は、まだ他の多くが西洋の影響から脱しきれないなかで、構造と美術が見事に昇華した建物であり、この構造と意匠の追求は、その後の建築動向に大きな影響を与えた。しかし、後藤は35才で早逝したこともあり、表門は現存する唯一の作品である。

豊多摩監獄は、竣工から8年後の大正12年（1923）に関東大震災で被災し、監獄外周の煉瓦塀が倒壊したり、監房に著しい亀裂が入ったりといった被害を受けている。表門の被害状況は不明であるが、翌大正13年（1924）から始まった復旧工事において、豊多摩監獄内の多くの建物を鉄筋コンクリート造で新築するなか、表門は創建時の意匠を残したまま「改築」されたことがわかっている（現在改築内容を示す資料は確認されていない）¹。表門に残る痕跡や古写真から、この時点で、表門の東面に半円形のデザインの受付機能が付加された可能性が高く、現在の形に近くなつたと推測される。そしてその後、昭和58年（1983）の中野刑務所廃止まで、表門は使われ続けることになる。

表門が創建時の姿から現在の姿に変わったのは、関東大震災の復旧工事が大きな転機であったが、その背景には行刑制度の改正も大きくかかわっている。関東大震災の前年、大正11年（1922）の「監獄官制改正」により、「応報主義」から「教育主義」という行刑のあり方を求め、「監獄」から「刑務所」への呼称変更に代表されるイメージの刷新が図られた。これにより「教育主義」に基づく「官庁」としての新しい刑務所のあり方が反映されることとなり、その後の刑務所建築計画にも大きな影響を与えている。表門両脇の塀についても、震災復旧工事時に煉瓦塀での再建は行わず、敷地内が見通せる鉄格子塀に変更したことで、監獄の閉鎖的なイメージが払拭されることとなる。

現存する表門の姿は、創建時の後藤慶二設計の意匠を最大限残しながら、震災復旧時に鉄筋コンクリート構造を用いて新たに受付の機能を付加したものである。また、監獄から刑務所へのイメージの刷新といった行刑の転換における建物の変遷過程をみることができる、貴重な遺構である。

次頁の表に行刑制度の変遷をまとめる。まとめにあたっては、堀切沙由美、山崎鯛介

¹ 「新築記念 豊多摩刑務所 昭和六年六月六日」より。関東大震災の復旧工事落成の際に、豊多摩刑務所が発行したもの。表門については「改築」と記載があるが、具体的な内容については記載がない

による「昭和初期の刑務所建築に反映された新しい行刑のあり方（日本建築学会計画系論文集 第86巻 第781号 p1095-1101 2021年3月）」を参考とした。

表 1-2-19 行刑制度の変遷（明治5年（1872）～昭和3年（1928））

※建物の配置や計画に関連する内容を抜粋

年代	制度名称	内容等	その他
明治5年 (1872)	懲役法		
	監獄則並図式	わが国最初の監獄法 図式には放射型の獄舎が描かれている	
明治14年 (1881)	改正監獄則	監獄の地位向上に多大の効果をもたらし、行刑上の一転機を画した	
明治36年 (1903)	監獄官制	全国の監獄が司法省の管轄下に置かれ、監獄の統一的な管轄体制が確立された	
明治40年 (1907)	—	—	五大監獄の内、長崎、千葉、金沢監獄竣工
明治41年 (1908)	監獄法	基本的な処遇システムを初めて法律として成文化した	五大監獄の内、奈良、鹿児島監獄竣工
大正4年 (1915)	—	—	豊多摩監獄竣工
大正11年 (1922)	監獄官制改正	「監獄」から「刑務所」への呼称変更により代表される「教育主義」という行刑の新しいあり方を求めたイメージの刷新	
	刑務所表門開放ノ件	新築の刑務所では表門が廃止され、既存の刑務所においては従来常時閉鎖されていた表門が開放された	
大正12年 (1923)	—	—	関東大震災 被災した刑務所の復旧工事が始まる (小菅・豊多摩・府中・横浜等)

年代	制度名称	内容等	その他
大正13年 (1924)	刑務所建築設計変更ノ件	進行中または新築予定の刑務所工事について、できるだけRC造へ設計変更することを通達	
	刑務所内用語改正ノ件	刑務所内の全ての用語から囚・監・獄などの牢獄的語感が払拭された	
昭和3年 (1928)	刑務所建築準則内規制定の件	受刑者の拘禁環境の建築基準を網羅的かつ具体的に示したもので、司法省のそれまでの全国の行刑建築改良成果を踏まえつつ、将来の刑務所建築設計の指針となるべく制定された	
昭和6年 (1931)	—	—	豊多摩刑務所 震災復旧工事竣工

ウ 建物の変遷期と改修履歴

表門の古写真や今現在建物に残る痕跡から、創建時から現在までに5期の変遷期があると推定した。下表に表門の変遷と改修履歴等について記載する。

表 1-2-20 建物の変遷期と改修履歴 ※部屋名は現在の部屋名を使用

変遷期		年代	改修履歴等
1期	創建時	明治42年(1909)着工 ～大正4年(1915)竣工 ～大正10年(1921)	—
2期	豊多摩刑務所時代	大正11年(1922)～ 昭和20年(1945)	・豊多摩監獄から豊多摩刑務所へと名称の変更 ・関東大震災被災後、以下の震災復旧工事が行われる ・「元守衛室」の東面に半円形の受付窓と庇を新設 ・「元守衛室」の北面開口部を掃き出しから窓に改修 ・通路から「元守衛室」へ通ずる出入口を新設 ・表門両脇の塀を煉瓦塀から鉄格子塀に改修
3期	拘禁所時代	昭和21年(1946)～ 昭和31年(1956)	・「元守衛室」の出入口上に英字の室名「SGT. OF THE GUARD」(守衛室)を記載

変遷期		年代	改修履歴等
4期	中野刑務所時代	昭和32年(1957)～ 昭和58年(1983)	・屋根をスレート葺から瓦棒葺に改修 ・「元守衛室」北面の開口部を窓から掃き出しに改修 ・「部屋」北面の開口部を窓から掃き出しに改修 ・「通路」正面に木製柵を設置
5期	廃庁以降	昭和58年(1983)～ 令和2年(2020)	・「元守衛室」北面の開口部を掃き出しから窓に改修 ・「部屋」北面の開口部を掃き出しから窓に改修 ・通路南北の大扉以外の建具を取替 ・屋根をカラー鉄板葺に改修 ※瓦棒葺を残したまま改修している ・周辺地盤の嵩上げ
	現在 (区所有)	令和3年(2021)～	・中野区指定有形文化財(建造物)に指定される

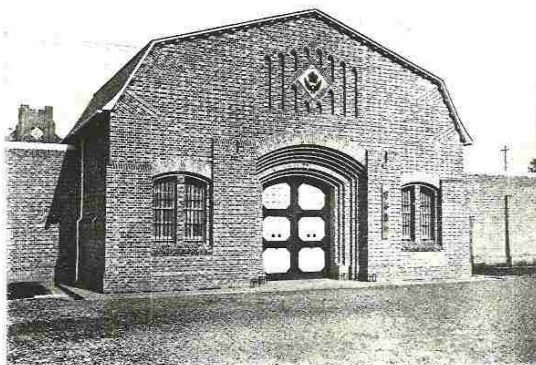


図1-2-21 1期 創建時の竣工写真
大正4年(1915)『紀年写真帖』
表門側面のほぼ中央に煉瓦塀がとりついている。

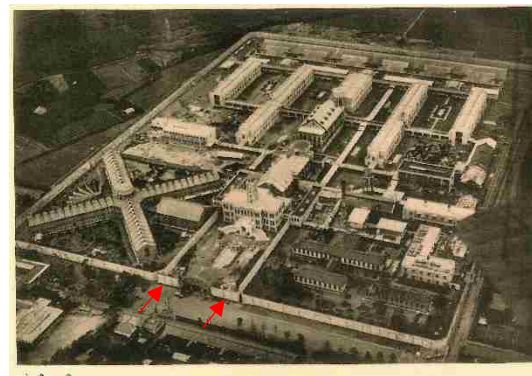


図1-2-22 2期 豊多摩刑務所時代の鳥瞰写真
昭和6年(1931)『豊多摩刑務所落成記念』
震災復旧工事時の写真。表門脇の塀(矢印)
は工事にあたっての仮塀と推定される。



図1-2-23 3期 拘禁所時代の写真
昭和26年(1951)(中野区広報課提供)
表門脇の塀が鉄格子となっている。奥に見える
建物にペンキが塗られている。

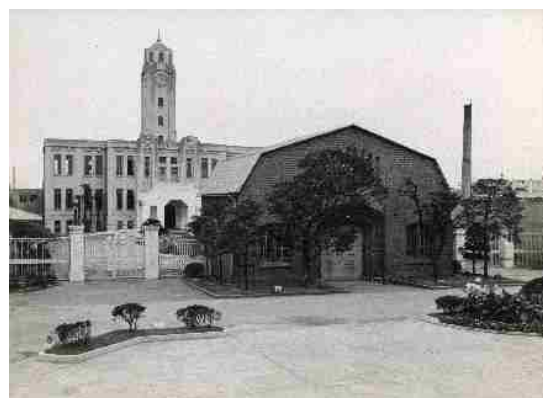


図1-2-24 4期 中野刑務所時代写真
年代不明(中野区広報課提供)
屋根が瓦棒葺に改修されている。鉄格子塀が
白く写るが意匠は図1-2-23と同じである。

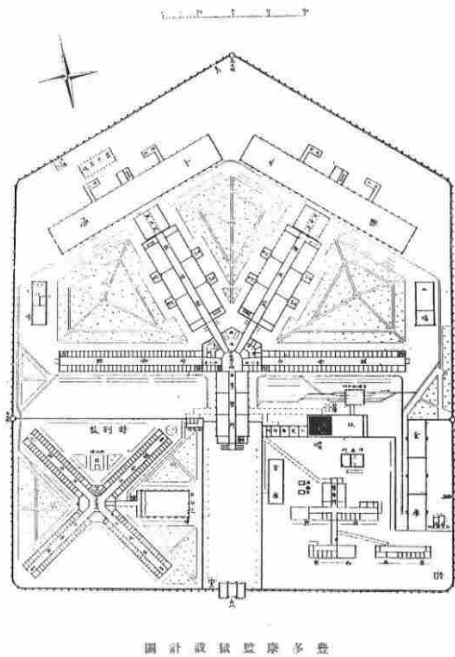


図 1-2-25 1 期 創建時の塀内の配置図
大正 4 年(1915)『紀年写真帖』

ホームベース型の外周煉瓦塀の南面中央に表門が配される。各建物を渡廊下で繋ぎ、構内の要所には物品運搬用の軽便軌道が敷かれていた。

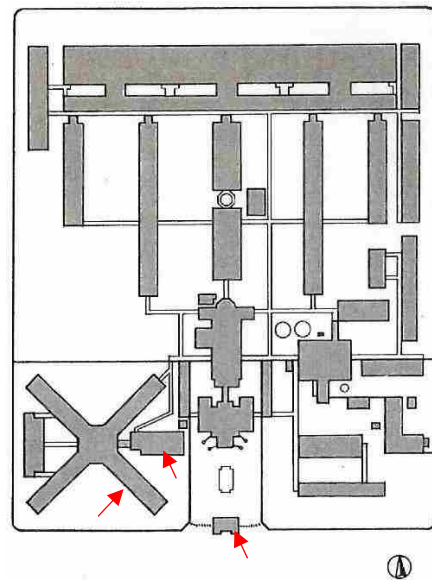


図 1-2-26 4 期 廃庁前の塀内の配置図
昭和 57 年(1982)『中野刑務所請牒』

2 期以降、塀内は長方形になり、舎房も並列型の配置となった。塀内には、表門、特別監、教誨堂等、創建時の建物がいくつか残っていた。(図中赤矢印で示す)

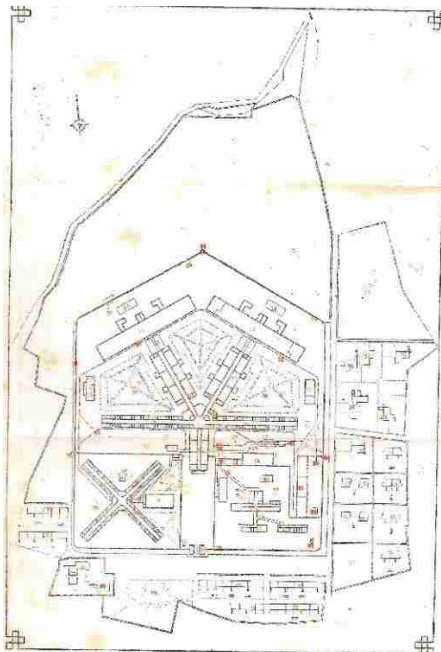


図 1-2-27 1 期 震災前の配置図(塀外含む)
大正 11 年(1922)『豊多摩監獄要覧』

塀の外には官舎や演武場といった建物の他に、敷地北側には田畑もつくられた。

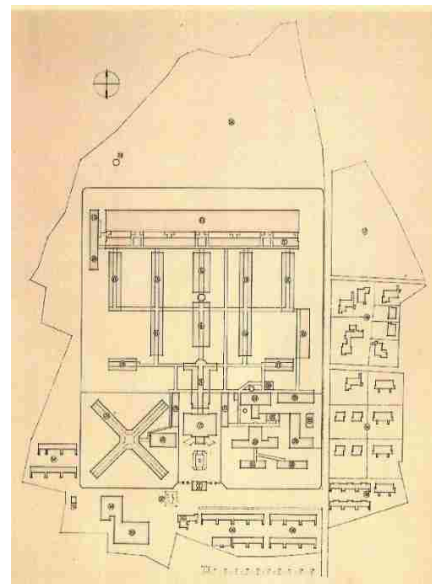


図 1-2-28 2 期 震災復旧工事後の豊多摩刑務所時代の配置図(塀外含む)
昭和 6 年(1931)『豊多摩刑務所落成記念』

震災後、官舎は修繕して使用し、演武場は新築された。塀内の面積が大きくなり、敷地北側の田畑の面積が減少した。

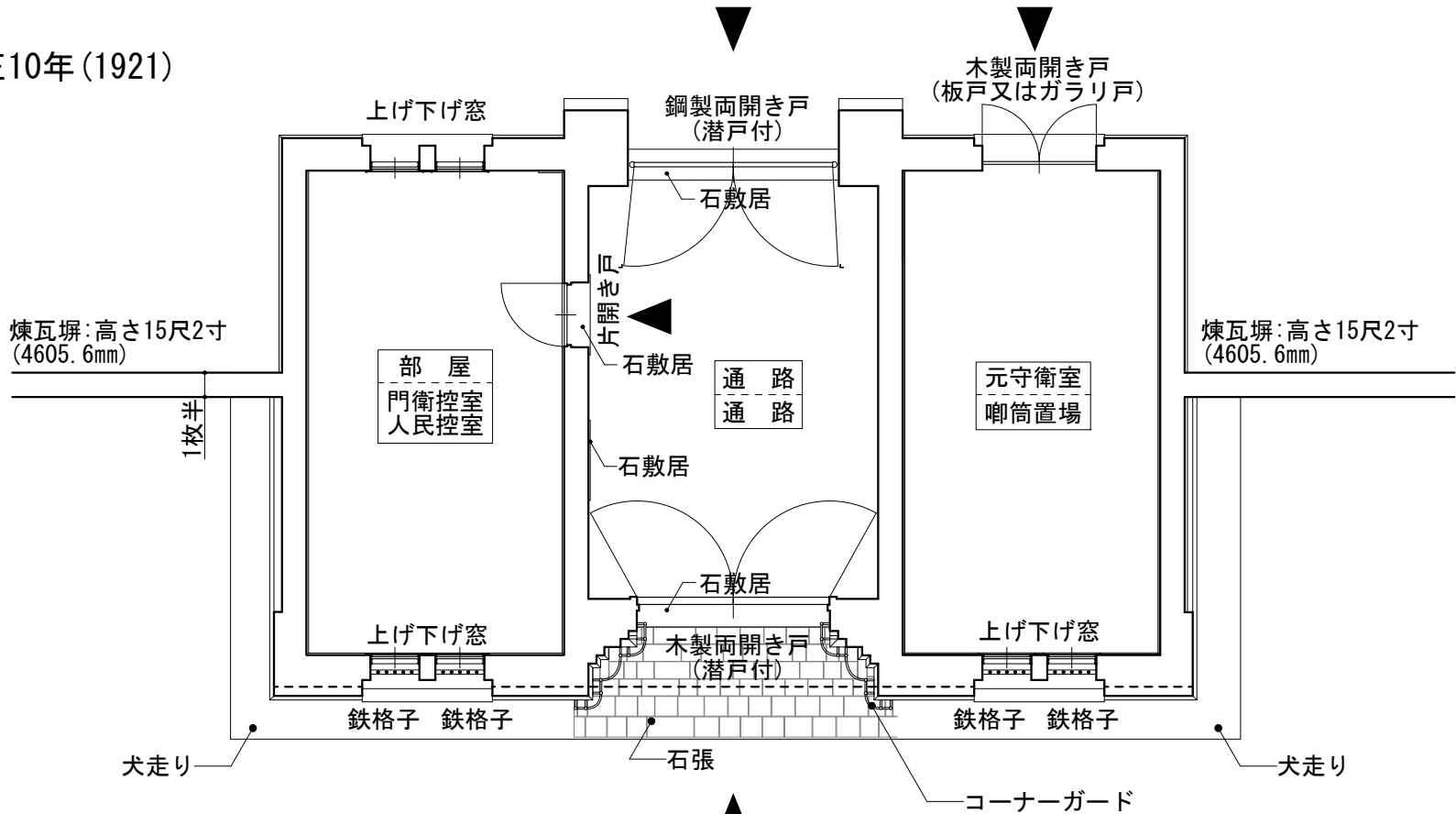
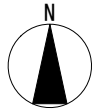
第 1 章 計画の概要

図1-2-29 変遷図

1期 創建時：明治42年(1909)着工～大正4年(1915)竣工～大正10年(1921)

－凡 例－

現部屋名
当時の部屋名 もしくは用途



屋根：天然スレート葺き

2期 豊多摩刑務所時代：大正11年(1922)～昭和20年(1945)

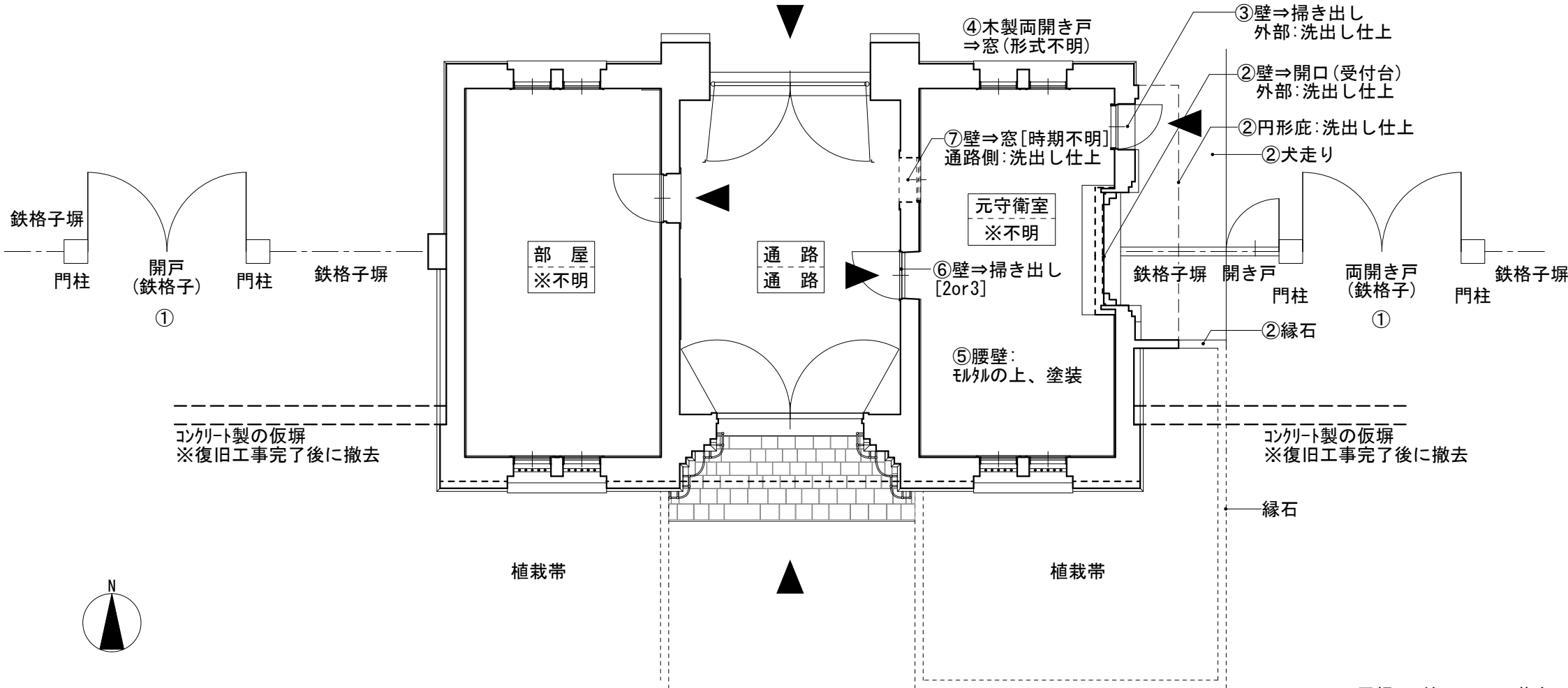
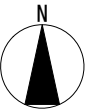
【1期からの変更】

変更内容	根 拠
① 震災で倒壊した煉瓦塼を撤去し、鉄格子塼に変更	昭和6年の写真に鉄格子塼が写る
② 東面に受付機能を持つ円形の開口部と庇ができる	痕跡より、①の鉄格子塼と円形の開口部は一体で造られているため、①と同時期の改修と推定
③ 東面に外部との出入口を新設	②と一体で造られているため、②と同時期の改修と推定
④ 北面東側の開口を掃き出しから窓に変更	昭和32年の返還直後の古写真では窓になっている＝2期or3期の改修 ③の改変に伴い、掃き出しから窓にしたと推定
⑤ 元守衛室の腰壁を珪外塗に改変	④の改変に伴う改変と推定
⑥ 通路東面に出入口を新設	出入口上に英語の室名があるため、拘禁所時代には開口部があったと推定＝2期or3期の改修
⑦ 通路東面に窓を新設	時期不明であるが、元守衛室の改修と合わせて行ったと推定し2期に設定

－凡 例－

現部屋名
当時の部屋名 もしくは用途

※室用途について
『刑務所総覧 昭和7年1月現在』より、「門衛所」と「唧筒(ホップ)置場」と記載があるが、どちらの室かは不明



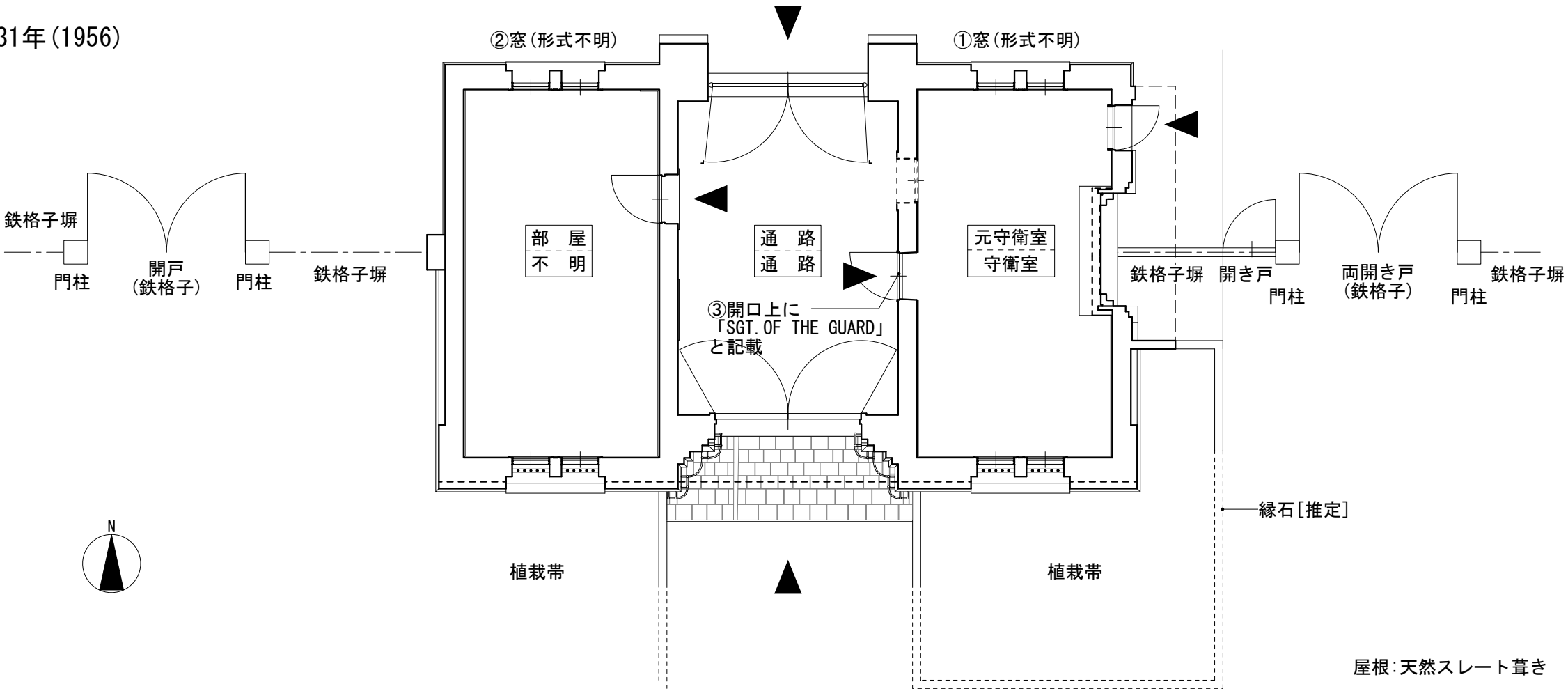
屋根：天然スレート葺き

図1-2-30 変遷図

3期 拘禁所時代：昭和21年(1946)～昭和31年(1956)

【2期からの変更】

変更内容	根 拠
① 北面東側の窓形式変更か	昭和32年の返還直後の古写真では窓が黒く写り建具が確認できない。建具がなかった可能性もある
② 北面西側の窓形式変更か	昭和32年返還直後の古写真では窓が塞がれているように写る
③ 通路東面の開口上に英語で室名を記載	痕跡より。現在も残る



4期 中野刑務所時代：昭和32年(1957)～昭和58年(1983)

【3期からの変更】

変更内容	根 拠
① 北面東側の開口を窓から掃き出しに変更	昭和57年の解体前の映像記録より
② 北面西側の開口を窓から掃き出しに変更	昭和57年の解体前の映像記録より
③ 屋根を瓦棒葺きに改修	昭和57年の解体前の映像記録より
④ 北面底下の犬走り範囲変更か	昭和57年の解体前の映像記録より ※不鮮明なため推定
⑤ 正面通路前に木製柵設置	昭和50年代の写真より

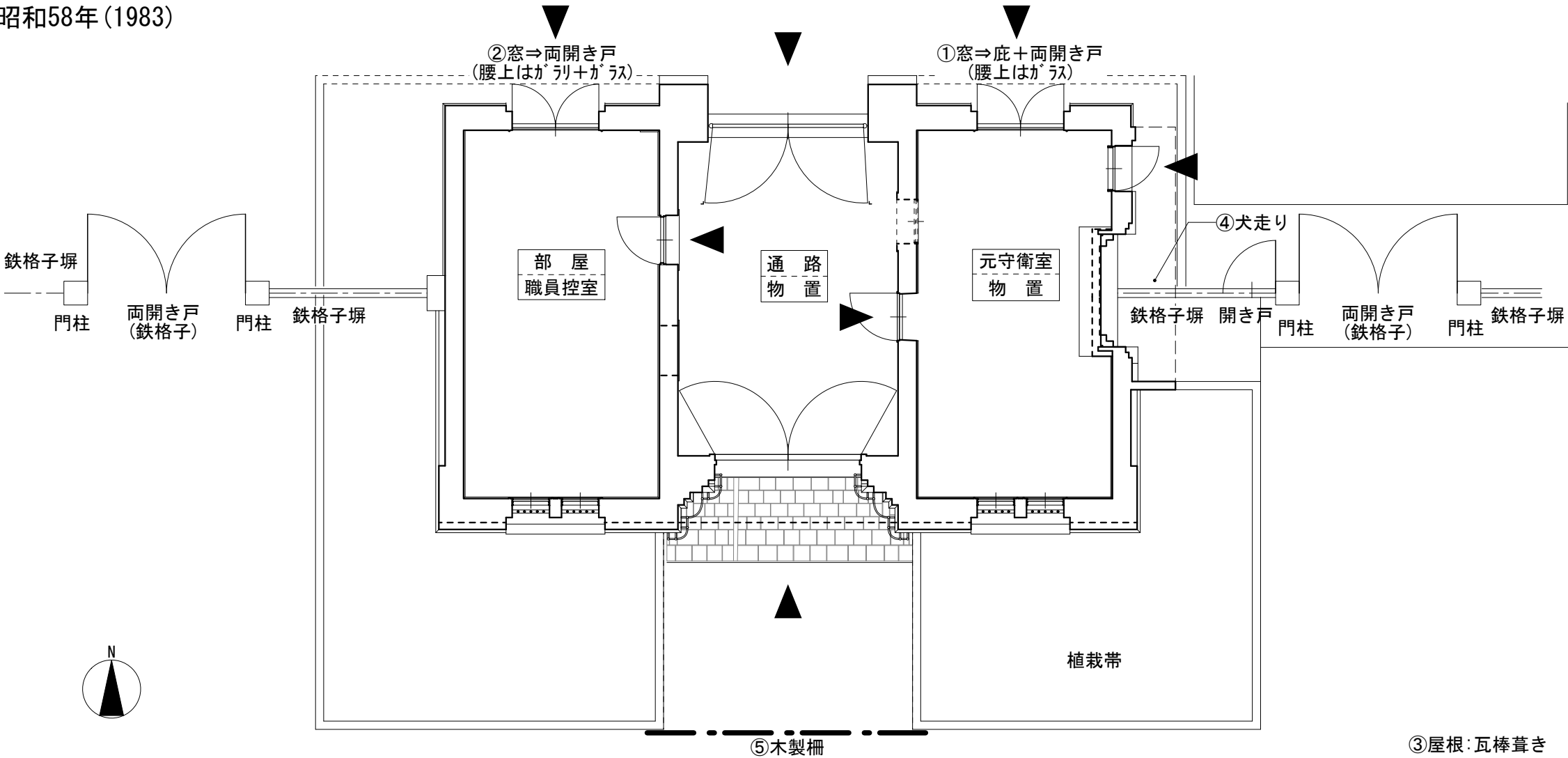


図1-2-31 変遷図

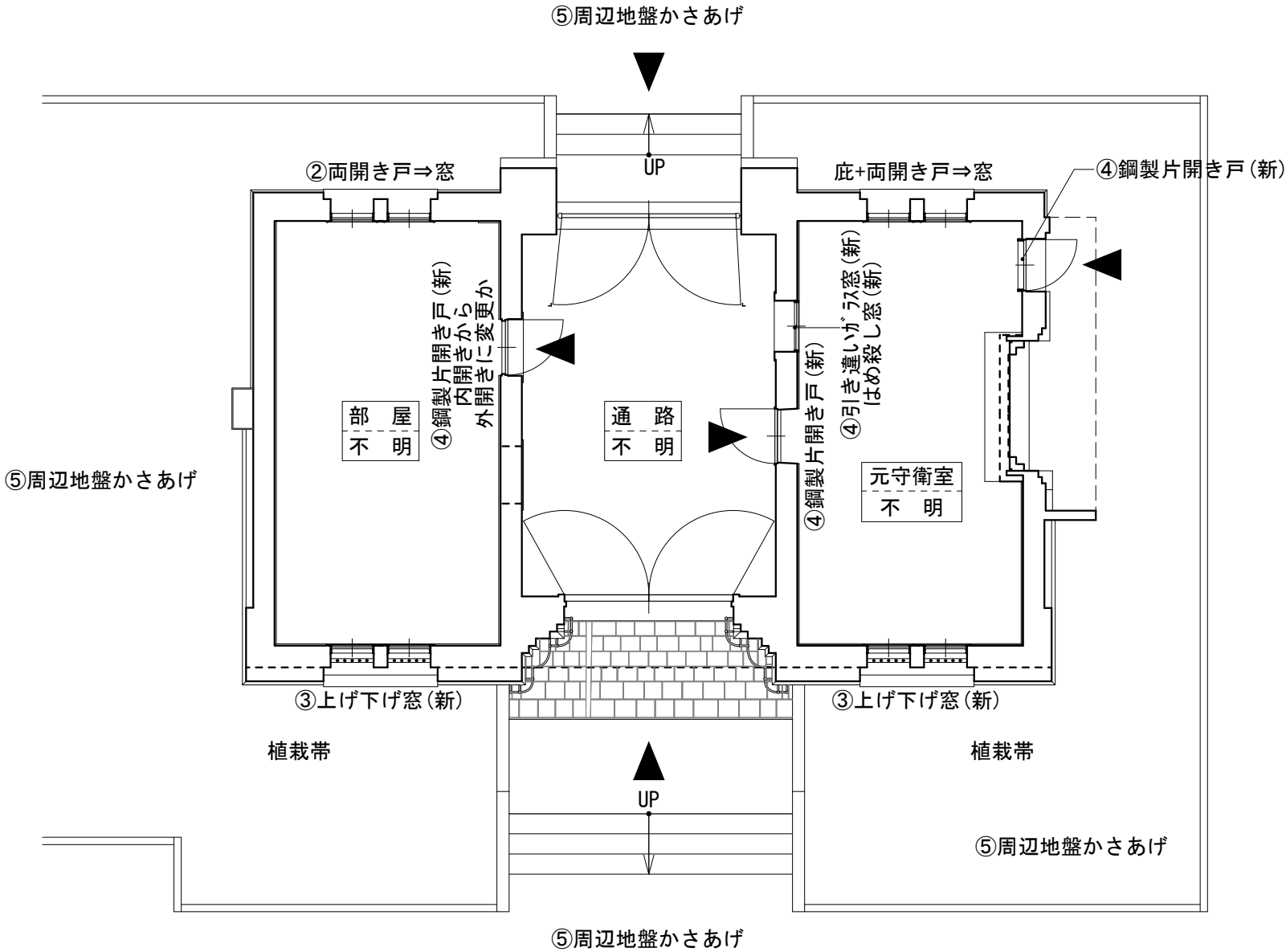
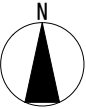
5期 廃庁以降：昭和58年(1983)～令和3年(2021)

【4期からの変更】

変更内容	根拠
① 北面東側の開口を掃き出しから窓に変更	矯正研修所建設時の改変か 開口周りの煉瓦が新しい
② 北面西側の開口を掃き出しから窓に変更	矯正研修所建設時の改変か 開口周りの煉瓦が新しい
③ 南面の上げ下げ窓取替え	①②と同じ上げ下げ窓となっている
④ 建具取替え	比較的新しい建具であるため、 昭和58年以降の改変と推定
⑤ 周辺地盤のかさあげ	矯正研修所建設に伴い盛り土 (約580mm)
⑥ 屋根をカラー鉄板段葺きに改修	矯正研修所建設時の改変か 現況の仕様

ー凡 例ー

現部屋名
当時の部屋名 もしくは用途



⑥屋根：カラー鉄板段葺き

【時期不明な変更、もしくは創建時仕様】

- ・元守衛室に間仕切りがあった可能性あり。時期は不明
- ・元守衛室天井をやり替えた可能性もあり
※梁天端に吊木受けの欠き込みと釘痕跡が残る
- ・部屋の床がリノリウムだった時代あり
- ・部屋の床がシート貼だった時代あり
- ・部屋の床が置床だった時代あり

(3) 文化財の価値

旧豊多摩監獄表門は、大正期を代表する建築家後藤慶二の現存する唯一の作品である。西洋建築からモダニズム建築・現代建築へという日本近代建築史の流れの中で、西洋建築の模倣からの脱却を図り、新たな表現形式の模索がはじめられた時期の数少ない遺構であり、建築史学などにおける学術的な価値が高い。また、建物の特徴である腰折れ屋根の外観と通路両側に部屋を配置した平面形式は創建時の様子を良く留めている。

豊多摩監獄は受刑者の更生に重きを置き、行刑の近代化を推進する先駆的な役割を果たしてきた施設でもある。その点も表門に歴史的付加価値を与えている。

中野区の近代の歴史遺産としての希少価値も評価され、指定有形文化財として後世に残し伝えていくことが必要な文化財と判断される。

また、わが国の近代におけるアイデンティティの発達を示す歴史遺産として哲学堂公園とともに有効活用が期待されるものである。²

次頁以降に、『旧豊多摩監獄表門 中野区文化財指定調書』を掲載する。

² 『旧豊多摩監獄表門 中野区文化財指定調書』より抜粋

中野区文化財指定調書

名 称	旧豊多摩監獄表門
員 数	1 棟
所 在 地	東京都中野区新井三丁目3 7 番（住居表示）
構造・形式	煉瓦造平屋・小屋組木造
規 模	東西約12. 7 m・南北約8. 0 m・高さ約8. 7 m
所 有 者	中野区
所有者住所	東京都中野区中野四丁目8 番1 号
建築年代	大正4 年（1 9 1 5）

来 歴

江戸時代小伝馬町牢屋敷の流れを汲む市谷監獄が明治43年（1910）に現在地に移され、豊多摩監獄となり、その表門として建造されたものである。同年4月に起工、大正4年（1915）3月に竣工した。豊多摩監獄は豊多摩刑務所、中野刑務所と名称を変えたが、昭和58年（1983）廃止され、関東大震災・戦災の被害を受けずにいた表門を残してすべて解体された。敷地は法務省矯正研修所、財務省用地を経て、現在、中野区用地となっている。

設 計 者

司法省技師・後藤慶二を工事主任として、横濱勉、山下啓次郎、久田喜一がこれにあたった。工事主任・後藤慶二（1883～1919）は、東京帝国大学工科大学建築学科を卒業後、司法省営繕課司法技師となり豊多摩監獄の設計を担当した。若い頃より白馬会に属して洋画を学び、俳句雑誌「ホトトギス」同人として詩歌にも長じ、能・歌舞伎にも造詣の深い多才な建築家であった。建築史上、近代建築運動のキーパーソンの一人として評価されている。建築設計を芸術の域に導くために、構造と意匠の関係の考察を深め、当時、導入され始めた鉄筋コンクリート構造の研究を展開した。この構造と意匠の追究は、その後の建築動向に大きな影響を与えた。しかし、35才で早逝したこともあり作品は少なく、表門は後藤の設計による唯一残されている建造物である。

現 状

敷地は区有地として管理され、表門の建物は創建時の位置にそのまま保存されている。法務省矯正研修所建設にあたって、敷地全体に盛土が施されることにより門の通路部分は、南北に階段が設けられ（写真11）、現地表面より55cm低くなっている。

表門は、イギリス積による煉瓦造平屋建てで、ほぼ南面して配置され、南面並びに北面には腰折れ屋根による大きな妻面を見せている（写真1・2）。創建時は建物中央部から東側と西側にそれぞれ煉瓦塀が伸び、敷地全体を囲っていた。表門の平面は単純な東西に長い矩形で、中央に通路を設け、南側から向かって右側に「元守衛室（唧筒置場）」、左側に「部屋（門衛控所・人民控所）」があり、中央の通路側にそれぞれの両室への出入り口が設けられている。なお、「元守衛室」の東側には新たな出入り口と円形庇を備えた受付開口が設けられた（写真8）。屋根は、2段目の下層部がスカート状に跳ね上がる独特の腰折れの天然スレート葺き屋根であったが、現在はカラー鉄板葺きに改変されている。

以上、敷地は盛土され、また、建物は屋根材の変更や新たな開口部の設置など後補の手が部分的に加えられているものの、建物の特徴である腰折れ屋根の外観と通路両側に部屋を配置した平面形式は創建時の様子を良く留めている。

意匠の評価

意匠の特徴は、主に外観に見られる。屋根は個性的な腰折れ屋根で、南面は、中央部に通路、両側には鉄格子のあるガラスの上げ下げ窓が配された左右対称の立面となる（写真1）。中央部の通路の出入り口は小口4段積の欠円アーチがあり、内側に向かって煉瓦を半枚ずつ段状（8段）に造作され、外壁部分もその段状に合わせた処理が見られる（写真4）。また、南面の腰部分の外壁は、煉瓦半枚分厚い壁となっている。特に、出入り口部分と上げ下げ窓の間の腰壁部分は、出入り口のアーチ位置の高さまで厚い壁となり、まるで控え柱のようにも見え、より安定感の感じられるデザインとなっている。通路両脇の上げ下げ窓は、全体の統一感を出すように、中央部の出入り口廻りの意匠に合わせ、小口3段積の欠円アーチとしている（写真2・3・4）。

上部の妻面には、縦方向に煉瓦半枚分を窪ませた頂部を三角状に収めた溝状の装飾を8本設け、中央に妻飾りとして記章※を嵌め込むなど高度な煉瓦の積み方が見られる（写真5 ※記章は現在外されている）。同様に、腰折れ屋根の直下には、垂木を支える部材である母屋鼻を並べ、また、大きな破風面の腰折れ屋根の屈折点部分は煉瓦を斜めに積むなど、単純さを避けるための意匠的な工夫が見られる。また、正面扉2枚は、鉄板鉋留めの外枠の中に白色の木造格子枠をはめ込んでいる（写真6）。

中央通路の天井は漆喰を塗布し、中央部に当時のシャンデリアがそのまま残されている（写真7）。

北面は、南面と比べるとその意匠性には大きな差が見られる。すなわち、出入り口は小口4段積の欠円アーチは同じであるものの、内側に向かって設けられた段状の処理は2段と少なく、腰部分には煉瓦半枚分の壁の処理も見られない。その代わりにシンプルだが、出入り口の両脇にはアーチ位置の高さから斜め状の控え柱が設けられており、この表門のデザインイメージがヨーロッパ中世のゴシック様式であることを想起させる（写真3）。また、大きな妻面には、縦に細長い換気口が見られるだけで、出入り口の大扉も鋼鉄製の扉であるなど、南面を表とすれば、北面は裏という役割の違いがデザインとして表現されている。

以上、表門という極めて単純な機能の建築でありながらも、外壁部分に凹凸を用いて変化を与え、表側と裏側の役割をそれぞれ表現するなど極めて手の込んだデザインが展開されている。また、出入り口部分の段状の複雑な処理には土蔵の、また、正面扉の格子には伝統的な和のイメージなど、全体を通じて伝統的テイストの存在が感じられ、日本人建築家が西洋の模倣から脱しようとする大正期のモダニズム建築の先駆者といわれる後藤慶二の特色が発揮されている。

技術の評価

煉瓦の目地の断面が半円形状の覆輪目地（ふくりんめじ）で仕上げられている（写真9）。これは煉瓦技術の最も進んだ段階の典型的な日本独自の化粧技術で、東京駅丸の内駅舎の復原の際に数少ない職人による技術習得研修を行って再現したことが知られている。また、北側支え柱の斜め部分は、役物（やくもの）と呼ばれる特注の楔型に製作された煉瓦を用い、それらを交互に積み重ねるといった緻密な作業が施されている（写真9）。この役物は他にも用いられており、細部の納まりを重視して特注の材料を用いた建築といえる。

施工も丁寧で、鉄筋コンクリート導入期における、最終段階の煉瓦建築として重要である。なお、使用された煉瓦は2カ所で製造されたものであり、桜の刻印（一重と二重の2種）のあるものが小菅監獄の囚人による製作品で、「上敷免製」（「製免敷上」もあり）の刻印が日本煉瓦製造株式会社のものである。

腰折れ屋根は、木造の洋風の小屋組（写真10）で、ボルトで緊結され、耐震性を考慮したものと考えられる。

建築史上の位置づけ

煉瓦造の建築から鉄骨構造・鉄筋コンクリート構造へと技術革新が進む中、建築家の芸術性をどう発露するのかという命題に取り組んだ、後藤慶二の設計した現存唯一の建造物として、学術的価値が高い。また、煉瓦造の建築技術の最も発達した大正期の煉瓦建築の数少ない遺構として貴重な事例であり、わが国近代建築史上、高く評価できる。

関連する歴史的要素

この門は、豊多摩監獄表門として建造された。豊多摩監獄は受刑者の更生に重きを置き、行刑の近代化を推進する先駆的な役割を果たした。その点が歴史的付加価値を与えている。

指定すべき事由

大正期を代表する建築家後藤慶二の現存する唯一の作品である。西洋建築からモダニズム建築・現代建築へという日本近代建築史の流れの中で、西洋建築の模倣からの脱却を図り、新たな表現形式の模索がはじめられた時期の数少ない遺構であり、建築史学などにおける学術的価値が高い。

中野区の近代の歴史遺産としての希少価値も評価され、指定有形文化財として後世に残し伝えていくことが必要な文化財と判断される。

また、わが国の近代におけるアイデンティティの発達を示す歴史遺産として「哲学堂公園」とともに有効活用が期待されるものである。

指定すべき種別〔中野区文化財登録・指定基準〕

第一 中野区指定有形文化財

(一) 建造物

建造物（社寺・城郭・住宅・公共施設等）、その他の工作物（鳥居・橋梁・石塔等）、建築物の部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法なるもののうち次の1から3までのいずれかに該当するもの

- 1 この地方の歴史上、又は地域的特色において貴重なもの
- 2 意匠的又は技術的に優秀なもの
- 3 歴史的又は学術的に価値の高いもの

以上に該当するものである。

指定範囲

約260m²

現行管理の周辺縁石部分である、南北約13m、東西約20mの範囲とする。

【参考文献】（発行年代順）

『中野のまちと刑務所』中野区企画部，昭和59年（1984）

『旧豊多摩監獄解体調査報告』株式会社間組，昭和60年（1985）1月

『日本建築学会計画系論文集』第607号 日本建築学会，平成18年（2006）

『平成22年度 日本大学理工学部 学術講演会論文集』日本大学理工学部，平成22年（2010）

『中野を語る建物たち－中野区大正期・昭和前期建造物調査報告書－』中野区教育委員会，平成23年（2011）

『日本都市史・建築史事典』都市史学会，丸善出版株式会社 平成30年（2018）

『旧中野刑務所正門学術調査報告書』株式会社建文，中野区 平成31年（2019）

位置図



敷地内配置図





写真1 正面側（南東側から）



写真2 裏西側（北東側から）



写真3 裏西側（ファザード部分）



写真4 正面入口部分の仕様



写真5 正面入口上部の仕様



写真6 正面扉の仕様（東側の扉）



写真7 中央通路天井部分（北側から）



写真8 東側受付部分



写真9 覆輪目地（裏面西側）



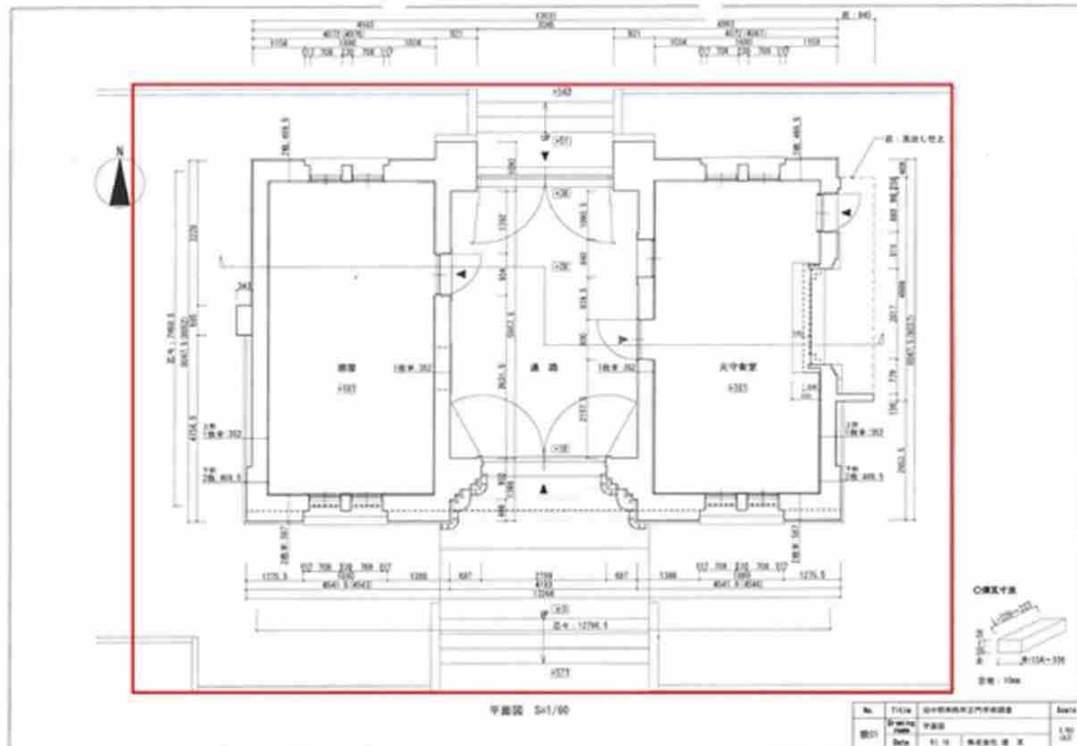
写真10 天井裏小屋組（裏面西側）



写真11 南面入口部分コーナーガード



写真12 西側部屋内部（南側から）



推定範囲図（現在の縁石範囲:南北約13m 東西約20m）

1-3 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 建造物の状況

昭和 58 年（1983）に中野刑務所が廃止されたあと、跡地に矯正研修所を建設する際に、表門周辺の地盤が嵩上げされた。そのため建物外周の地盤面が床面より高くなり、また、適切な排水設備も設けられていないため、煉瓦の目地を通して内部に水が滲み出ているところも見受けられる。その他にも、煉瓦躯体のひび割れや、小屋組や屋根下地といった木部の腐朽、通路の大扉の開閉不良等もみられ、移設・修復工事にあたって健全な状態にすることが求められる。

イ 管理体制

区の所有となる令和 3 年（2021）3 月以前は、国により閉鎖管理されており、メンテナンス等の維持管理の体制については不明である。今後、移設・修復工事を経て公共施設として公開、活用する上で、建造物の健全性を維持するために必要な小修理や、日常管理の方法や体制等について計画を定める必要がある。

(2) 活用の現状と課題

区の所有となる以前は、区民団体による表門の見学会が不定期に開催されることはあったが、積極的な活用や公開は行われてこなかった。

区が土地・建物を取得した令和 3 年（2021）、11 月に 2 日間、区主催の公開見学会が開催され、区内外から約 5500 人が訪れた。来場者に実施したアンケートでは公開にむけて多種多様な意見が寄せられた。アンケート結果は、保存活用計画策定委員会においても共有され、これらの意見を勘案し、保存活用計画を策定している。そうした様々な意見も反映させた保存活用計画、基本計画をもとに設計を進めていく。

今後、公開活用にあたっては、区民から得られた活用に対する意見も視野に入れながら、本建物がもつ歴史や特性を伝える展示等を計画し、また、地域活性化を図る上で、周辺の施設等と連携した情報発信等を検討する必要がある。

また、移設・修理工事にあたっては、表門の歴史的、文化的、建築的価値、建物特性を十分に尊重した保存活用整備を行う必要があり、かつ、安全性（構造、防災等）や利便性（バリアフリー等）への対応を図る必要がある。

1-4 計画の概要

本計画は以下の4項目について定める。

①保存管理

中野区指定有形文化財である旧豊多摩監獄表門の価値を明らかにし、これらを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

②環境保全

旧豊多摩監獄表門の移設先の敷地全体を対象として、表門と周囲の環境の一体的な保全を図るための方針について定める。

③防災

想定される人的災害や自然災害から守り、安全性を確保することを目的とし、防災上の課題を把握し、予防と対応の方策を定める。

④活用

旧豊多摩監獄表門の公開及び活用について方針を定める。表門の価値を損なうことなく適切な公開や活用を進めるために必要な事項を定め、基本的な方針を定める。

⑤保護に係る諸手続き

上記計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他の関係法令の規定に従い、必要となる諸手続きを明確にする。

第 1 章 計画の概要

第2章 保存管理計画

2-1 保存管理の現状

昭和58年（1983）の中野刑務所廃庁に伴い、中野刑務所の敷地は分割され、北側の敷地には、都下水道局中野水再生センター及び平和の森公園等が整備され、旧豊多摩監獄表門（以下、「表門」という）が建つ南側の敷地は法務省矯正管区の敷地となり、法務省矯正研修所の建物が建てられた。法務省矯正研修所は平成29年（2017）に移転し、移転後は建物含めて財務省用地となり、令和3年（2021）には中野区用地となった。現在の敷地及び表門の維持管理は中野区が担い、表門の一般公開は通常行っていない。

なお本敷地の東側一帯は、「平和の森小学校の新校舎建設予定地」となり、敷地内の既存建物等の解体設計を、令和3年度（2021年度）に実施した。また同敷地内に存する表門については、表門の保存及び公開並びに平和の森小学校新校舎における良好な教育環境の確保との両立を図るため、令和3年（2021）1月、表門を旧法務省矯正管区敷地内の西側約100m先に曳家移築して、保存と公開を行うことが決定された。

（1）保存状況

表門は大正4年（1915）竣工の煉瓦造平屋建の建物で小屋組は木造である。基礎及び上部構造のひび割れ、変形に影響を及ぼすような沈下及び経年劣化による煉瓦壁の傾きはみられず良好な状態である。各部の詳細な劣化状況については以下を参照されたい。

ア 煉瓦躯体の破損状況

- ①東・西壁面のほぼ中央で縦方向に外部から内部に向かって壁を貫通していると思われるひび割れが発生している。ひび割れ幅は0.4～5.0mmである。ひび割れは目地の割れだけでなく煉瓦の割れも混在している。

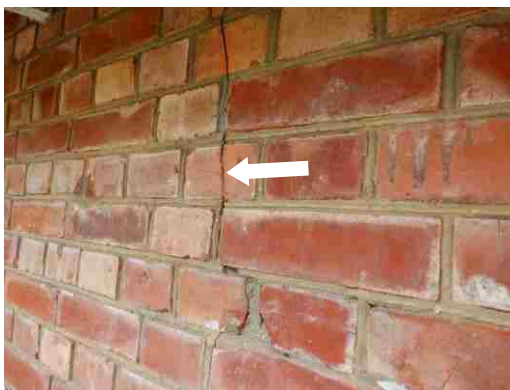


図 2-1-01 東面外部のひび割れ
幅 2.0mm 程度のひび割れが見られる



図 2-1-02 元守衛室東面のひび割れ
幅 2.0～5.0mm 程度のひび割れが見られる



図 2-1-03 西面外部のひび割れ
幅 2.0mm 程度のひび割れが見られる



図 2-1-04 部屋西面のひび割れ（天井裏）
幅 2.0mm 程度のひび割れが見られる

②西面は、創建時に煉瓦塼が取付いていた位置に目地補修跡があり、補修範囲の境界部にひび割れが発生している。



図 2-1-05 西面外部の目地補修跡

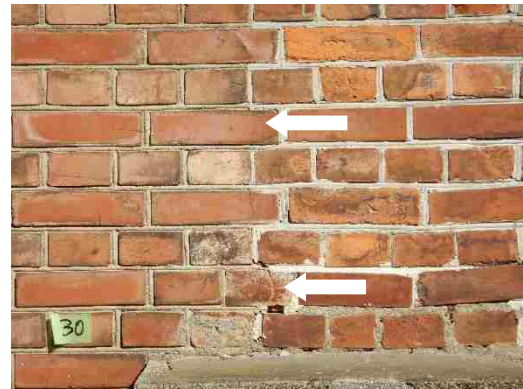


図 2-1-06 西面外部のひび割れ
目地補修跡に沿ってひび割れがみられる

③部屋西面では、ひび割れ部に沿って表面の煉瓦が欠けていて、モルタル・漆喰により欠損補修がなされている。



図 2-1-07 部屋西面のひび割れ
西面のほぼ中央にひび割れがみられる



図 2-1-08 部屋西面のひび割れ
ひび割れ部表面の煉瓦が欠けていて、モルタル・漆喰により欠損部補修がなされている

- ④東面は、創建時は煉瓦壁であったがアーチ状の開口に改修されており、アーチ部分はコンクリートとなっている。アーチ開口上部のコンクリート部分から、煉瓦面の壁体頂部までひび割れが連続して発生している。



図 2-1-09 元守衛室東面のひび割れ
アーチ開口上部にひび割れがみられる



図 2-1-10 元守衛室東面のひび割れ(天井裏)
天井裏でもひび割れが確認された



図 2-1-11 東面アーチ開口上部のひび割れ
外部もひび割れが発生している



図 2-1-12 東面壁頂部のひび割れ
外部もひび割れが発生している

- ⑤南面の窓抱き部分、水切り面等の埋め込み金物周りに幅 0.5～1.3mm のひび割れや煉瓦の破損が生じている。金物の腐食の影響や地震時に煉瓦壁の変形を金物が拘束することによる影響でひび割れが発生したと思われる。



図 2-1-13 南面開口部 金物周りのひび割れ・破損



図 2-1-14 南面開口部 金物周りのひび割れ・破損



図 2-1-15 南面開口部 金物周りのひび割れ



図 2-1-16 南面開口部 金物周りのひび割れ



図 2-1-17 通路東面 金物周りのひび割れ
幅 1.3mm のひび割れが見られる



図 2-1-18 通路東面 金物周りのひび割れ
と覆輪目地仕上げの剥離

⑥東・西壁面の頂部に煉瓦積の一部が破損し欠失している箇所がある。



図 2-1-19 西面壁頂部の煉瓦積破損



図 2-1-20 西面壁頂部の煉瓦積破損

⑦化粧煉瓦面には風化が進んで表層の浮きや剥離が生じている箇所がある。



図 2-1-21 通路東面 煉瓦の表層剥離・浮き
マスキングテープは煉瓦表層の浮きを示す



図 2-1-22 通路東面煉瓦の表層剥離



図 2-1-23 通路西面 煉瓦の風化

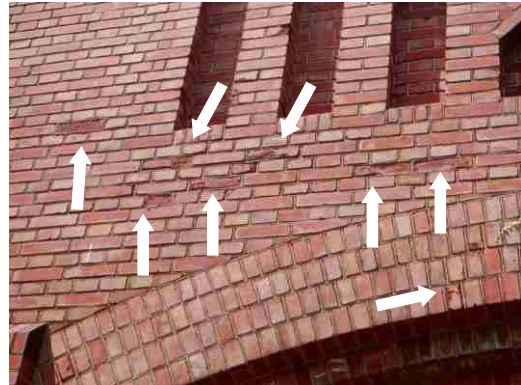


図 2-1-24 南面外部 煉瓦の表層剥離

⑧南・北壁面の天井裏側では、小屋組みのボルト頭部が壁に干渉する箇所で煉瓦表面を削り落としている。



図 2-1-25 小屋裏北面 煉瓦の部分欠損



図 2-1-26 小屋裏北面 煉瓦の部分欠損

⑨目地仕上の覆輪目地が剥離している箇所がある。煉瓦の表層剥離がなく覆輪目地の成形が可能な箇所については、覆輪目地の復元補修を行う。



図 2-1-27 通路西面 覆輪目地の剥離



図 2-1-28 通路西面 覆輪目地の剥離

イ 東面コンクリート庇の破損状況

コンクリート円形庇の見付面及び上面に幅 4.0～8.0mm のひび割れが発生している。また、庇上面には全体的に浮きが生じている。仕上げモルタルの浮きによるひび割れなのか、鉄筋の腐食による浮き・ひび割れであるか不明である。庇を保存する場合、補修方法の選定には部分研りによりひび割れ・浮きの発生原因を調査する必要がある。



図 2-1-29 コンクリート庇のひび割れ



図 2-1-30 コンクリート庇のひび割れ



図 2-1-31 コンクリート庇のひび割れ・浮き
庇上面は全体的に浮きが生じている



図 2-1-32 コンクリート庇のモルタル浮き
庇上面の補修跡部分に浮きが確認される

ウ 内部仕上の破損状況

①内壁では仕上げ材（漆喰・モルタル）の浮き・剥離が多数生じている。元守衛室及び部屋の北面では全面的に仕上げ材が剥離している。



図 2-1-33 元守衛室東面 仕上げ材の浮き



図 2-1-34 元守衛室東面 仕上げ材の浮き



図 2-1-35 元守衛室北面 仕上げ材の剥離
仕上げ材が剥落し、煉瓦面が露出している



図 2-1-36 元守衛室北面 仕上げ材の剥離
仕上げ材が剥落し、煉瓦面が露出している



図 2-1-37 部屋北面 仕上げ材の剥離
仕上げ材が剥落し、煉瓦面が露出している



図 2-1-38 部屋北面 仕上げ材の剥離
仕上げ材が剥落し、煉瓦面が露出している

②天井面には漆喰のひび割れ、塗装の剥離が多数生じている。通路の天井では全面仕上げ材が欠失して木摺り¹が露出している。



図 2-1-39 元守衛室天井 漆喰のひび割れ・塗装剥離



図 2-1-40 元守衛室天井 漆喰のひび割れ・塗装剥離



図 2-1-41 部屋天井 漆喰のひび割れ・塗装剥離



図 2-1-42 部屋天井 漆喰のひび割れ・塗装剥離

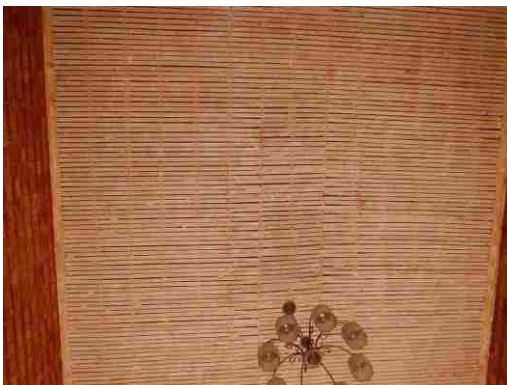


図 2-1-43 通路天井 仕上げ材の剥離・木摺りの露出



図 2-1-44 通路天井 仕上げ材の剥離・木摺りの露出

¹ 木摺り：塗り壁の下地に用いる小幅板。

エ 木部の破損状況

小屋組部材（桁・梁等）に腐朽等有害な破損はみられなかったが、建物隅部の野地板²や野垂木に雨染み跡があり、白色変色もみられた。建物中央では野地板に穴があき、野垂木が一部欠失している状態であった。欠失している野垂木直下のはさみ梁や方杖は新材に取り換えられている。また、母屋では継手³（追掛け大栓継ぎ⁴）部分でひび割れが発生し、添え木補修しているものもみられた。

一部の母屋束ではボルトのゆるみや仕口の隙間がみられ、最大で 8 mm 程度の隙間が確認されている。

また、東面の化粧軒裏には、小屋裏に雨染み跡のある位置と同位置に腐朽がみられた。外部の破風や軒先等の白ペンキ塗装には剥がれがみられる。

屋根解体調査により、けらば⁵の厚板の棟部に著しい腐朽が確認された。移設・修復工事にあわせて矧木⁶補修等が必要である。



図 2-1-45 野地板の雨染み跡、白色変色



図 2-1-46 同左



図 2-1-47 野地板の穴、野垂木の一部欠失
当初野地板と野垂木が一部欠失し、屋根下地が露出している



図 2-1-48 ボルトのゆるみ

² 野地板：屋根葺き材の下地板。普通、垂木の上に張る。

³ 継手：部材をその材軸方向で継ぐ方法。またはその箇所。

⁴ 追掛け大栓継ぎ：木造継手の一。胴差し、梁、桁など比較的断面の大きなものに使われる。継手の中央で継ぎ合わせを良くするために、木材せいの 1/80 ほどの滑り勾配をとり、側面より 2 本の栓を打つ。

⁵ けらば：切妻屋根の妻側の端部。端部の軒の短いのを昆虫のケラの羽にたとえていう。

⁶ 矧木（はぎき）：矧ぎ足した材もしくは矧ぎ足すこと



図 2-1-49 仕口のあき
母屋束と母屋の仕口に隙間あり



図 2-1-50 母屋のひび割れ
継手（追掛大栓）部分にひび割れがみられる



図 2-1-51 化粧軒裏の腐朽
東面の化粧軒裏に腐朽あり



図 2-1-52 けらば側の厚板の腐朽
屋根の頂部に腐朽あり



図 2-1-53 けらば側の厚板の軒裏の腐朽
屋根の頂部の軒裏に腐朽あり



図 2-1-54 塗装の剥がれ
外部の木部にぬられている白ペンキ塗装は
全体的にはがれている

オ 屋根の破損状況

屋根はカラー鉄板（グレー）の段葺で、詳細な年代は不明であるが、昭和 58 年（1983）以降に葺き替えられたものである。全体的に塗装の剥がれや、錆の発生といった経年劣化がみられた。



図 2-1-55 屋根 塗装の剥がれ、錆の発生

カ 建具の破損状況

創建時の建具である南面の木製大扉に関しては、建具下部の下框⁷や縦框、建具枠下部の木部に腐朽がみられる。木部を覆っている鉄板の腐食も大きく、太鼓鉾⁸やマイナスビス⁹の欠失もみられる。また、木部表面のペンキの剥がれが全体的にみられる。建具は壁に固定されているため、動作の確認はできなかった。今後、建具を固定している金物を取り外し、動作の確認や建具金物も含めた詳細調査を行う必要がある。

同じく創建時の建具である北面の鋼製建具は、西側の建具の足元の固定金物が外れてズレたことで建具が下がり、開閉が困難な状態である。また、表面のペンキの剥がれや錆が全体的にみられる。

南面の木製建具及び北面の鋼製建具ともに創建時と思われる鉄製の戸当たり金物が床に残る。現状、床から出っ張っている状態であるが、上面にある半円形の窪みを利用して収納できる機構であった可能性がある。北面の戸当たり金物は破損が著しく形状を留めていないが、おそらく南面と同様のものではあったと思われる。

元守衛室及び部屋の北面、南面にある上げ下げ窓は、後補のものであり、改修時期は不明であるが、窓枠含め破損はみられず良好である。

⁷ 框：建具の四方を固める部材

⁸ 太鼓鉾：直径 10～20mm の半球頭で長さ 60mm 以下の鉾釘。鉄、真鍮、銅製があり、寸法により山椒鉾、鑢甲鉾、蟹目鉾などの呼称もある。

⁹ マイナスビス：ビスとは一般的に小ネジを指し、頭にマイナスの切込みがあるものを言う。マイナスビスはプラスビスよりも歴史的に古いとされる。



図 2-1-56 南面大扉鉄板の腐食、木部の腐食
建具及び建具枠の木部は腐朽により一部欠失し、鉄板も腐食が著しい



図 2-1-57 南面大扉 太鼓鉾の欠失
太鼓鉾がとれ、鉄板がはがれている



図 2-1-58 南面大扉
表面のペンキが剥落している



図 2-1-59 北面大扉
表面のペンキが剥落している



図 2-1-60 北面大扉
足元の金物がズレている



図 2-1-61 南面大扉の戸当たり金物
上面に半円形の窪みのある戸当たり金物が残る



図 2-1-62 北面大扉の戸当たり金物
鉄の腐食が著しく、戸当たり金物が欠失している

2-2 復原の方針

建築部位の状況（復原年代部材の残存状況）等に基づき、部分及び部位を設定して保護の方針を定める。なお、本建物には創建時を含め、現在までに5期の変遷があったことが確認されている。

文化財の価値を特に有する時期は、『旧豊多摩監獄表門 中野区文化財指定調書』（1-13～1-20）により創建期であることは明らかであるが、現在の表門の姿は、ほぼ2期の豊多摩刑務所時代に改変されたものである。この改変は大正11年（1922）の「監獄官制改正」により監獄から刑務所への呼称変更に代表されるイメージの刷新といった行刑制度の転換期の翌年に発生した関東大震災の復旧工事と合わせて行われたものであり、東面には受付の機能が付加され、円形の窓とコンクリート造の円形庇が設けられた。

これにより表門は、創建当時の後藤慶二設計の意匠を残しつつも、行刑制度の転換期に行われた震災復旧工事による改変も残る貴重な遺構と考えられ、その保存状態も良いことから、現在の姿が整った2期の豊多摩刑務所時代を復原年代として復原方針の検討を行った。

（1）復原年代の設定

建物の復原年代は、2期の豊多摩刑務所時代（大正11年（1922）～昭和20年（1945））とする。

また、外構については、最も写真資料のある豊多摩刑務所時代～拘禁所時代（大正11年（1922）～昭和26年（1951））の古写真等の資料を基に、情景再現のひとつとして整備する。詳細は「（3）外構再現の基本方針」（2-15）参照。

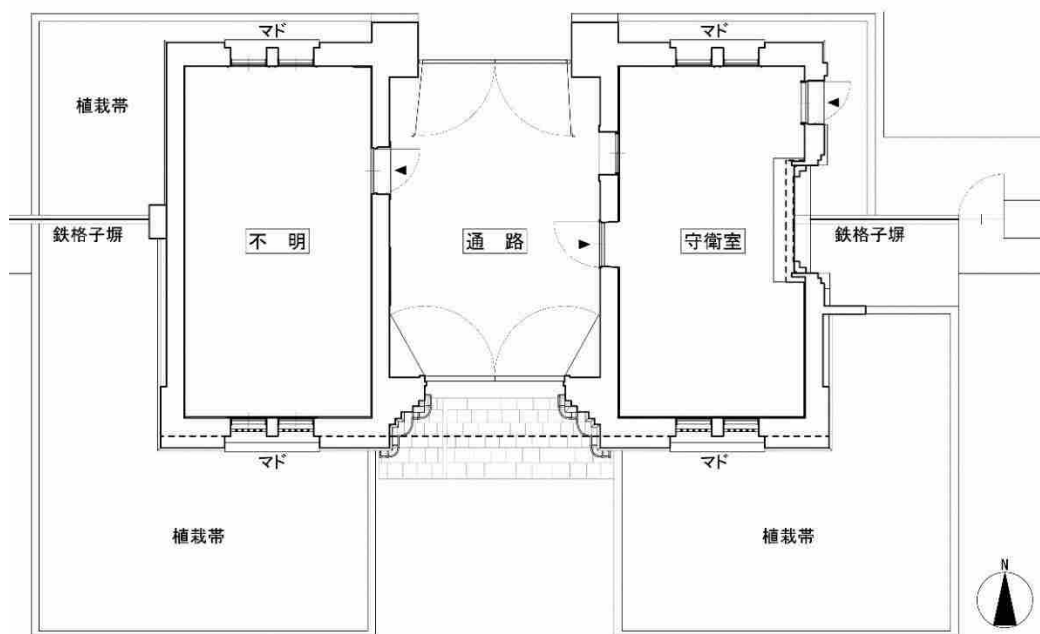


図 2-2-1 復原平面図（2期）

(2) 復原基本方針

本建物は、2期の豊多摩刑務所時代の姿を良く留めてはいるものの、2期以降の改変により復原年代の姿が変わっている部分・部位については、各種調査結果に基づき復原整備を行うこととする。ただし、復原年代の痕跡や仕様が失われており、かつ復原根拠となり得る資料が乏しい部分・部位については、現状のまま保全することを復原基本方針とする。

ア 復原可能な部分

仕様・痕跡調査や古写真等の資料調査結果を基に復原可能な以下の部分については、現状変更を行い復原整備を行う。

1) 地盤高さ

表門周辺の地盤は、中野刑務所解体後、矯正研修所として整備された際に当時の地盤から約550mm程度かさ上げされていることが、地中に残る犬走¹⁰の痕跡や古写真等の資料より明らかであり、復原年代の地盤と建物の高さの関係に復原する。

2) 屋根

復原年代の屋根は創建時同様の天然スレート葺きであったことが古写真等の資料から明らかであり、天然スレート葺きに復原を行う。天然スレート葺き屋根の仕様については、現状屋根の下に残る天然スレート葺屋根下地の下地状況、釘跡、天然スレートの破片等の痕跡資料を基に、実施設計時に詳細な検討を進める。また、屋根下地は一部漏水等による腐朽等は見られるが、修理を行うことで再用が可能である。

イ 資料等が少なく復原根拠が不十分な部分

改変前の痕跡等が欠失しており、かつ復原年代の資料が少ない部分については、復原根拠が不十分であるため、現状のまま保全とする。ただし、今後の現地調査や、資料調査により新たな根拠が発見された場合は、調査結果に基づき復原に向けて検討を行うこととする。

1) 樋（軒樋・竖樋）

屋根の復原にあわせて樋の設置も行うが、復原年代の樋の仕様ならびに位置は不明である。樋の大きさは、表門西側の地中から発見された樋受け石と思われるもの（年代不明）から、おそらくφ100～110程度である。位置は現状のままとし計画する。

¹⁰ 犬走：建物の周囲や軒下の、石や煉瓦、コンクリート、砂利などで敷き固めた部分、建築物が地表に接する部分を保護するものであり、視覚的にも建物の裾を引き締める意味を持つ。

2) 開口部の煉瓦積み工法と建具形式及び意匠

北面の通路以外の各室の開口部は創建時から何回か改修が行われており、現状は近年の改修により掃き出し窓から腰窓へと積み直されたものである。2期の豊多摩刑務所時代に復原した場合、北面の開口部は現状と同じく窓であったと推定されるが、旧状を示す痕跡が失われており、また古写真からは煉瓦の積み方や建具の意匠といった詳細までは確認できないことから、復原は行わず現状のままとする。

3) 建具

「部屋」と「元守衛室」の南面及び北面の上げ下げ窓や鋼製建具等は、中野刑務所廃庁後に取り替えられた建具である。前身建具及び復原年代の建具は既に失われており、また当時の仕様や意匠がわかる資料も確認されていないため、復原は行わず現状のままとする。

4) 「部屋」「元守衛室」の内部仕上

「部屋」と「元守衛室」の内壁は、煉瓦躯体の上に生漆喰、砂漆喰、漆喰、塗装の順に塗り重ねているが、塗装は層の変遷回数にムラがあり、復原年代の色を断定することができなかった。そのため、現時点で明らかな漆喰までの工法復原を行うにとどめる。塗装については、設計時にさらなる詳細調査を行い復原資料の収集を行うこととする。

5) 東面コンクリート造り円形底の軒裏仕上げ

復原年代の2期に設置された東面のコンクリート造の円形底の軒裏仕上げには、スタッコ¹¹仕上げの上に後補塗装仕上げが施されているため、今後、構造検討の中で計画されているコンクリート底の煉瓦躯体との接続状況調査の中で、当初仕様の詳細調査を行い復原仕様の検討を行うこととする。

(3) 外構再現の基本方針

表門の復原年代である2期の外構とは、監獄から刑務所への呼称変更に表示されるイメージの刷新の一環として、塀と表門による閉鎖主義が廃止され、庁舎（事務所棟）の正面が刑務所のファサードとして現れるようになった時期のものである。そのため、時期を同じくして行われた震災復旧工事により、煉瓦塀から鉄格子塀に変更され、外部から庁舎（事務所棟）の正面を望められるようになった。鉄格子塀は、塀、石柱、門扉で構成され、痕跡や古写真等より、これらは表門の東面に付加された円形の窓とコンクリート造の円

¹¹ スタッコ：現在ではセメントモルタルを使用して、大きな粗面とする仕上げをいう。

形底をもつ受付と一体で作られたものであると考えられる。

上記鉄格子塀を含む表門の外構（鉄格子塀、石柱、門扉、犬走等）は、中野刑務所解体時に解体されているため、現状の表門からは、外構の痕跡は断片的にしか確認できず、推定を含んだ復原となる。そのため、外構については、最も写真資料のある豊多摩刑務所時代～拘禁所時代（大正 11 年（1922）～昭和 26 年（1951））の古写真等の資料を基に、情景再現のひとつとして整備し、往時の表門の姿を感じられるように計画する。復原にあたっての範囲は、計画地に制限があるため、東西ともに門側の石柱 1 基までとする。

なお、令和 4 年（2022）3 月に行われた表門西側の発掘調査で、創建時の煉瓦塀の基礎ならびに 2 期の石柱の独立フーティング基礎が、創建時の煉瓦塀の軸線上に確認された。創建時の煉瓦塀の基礎下と、表門の基礎下はほぼ同じ高さであり、一体的につくられていたことを示唆する。石柱の基礎天端は現地盤面から約 550 mm 下にあり、創建時の地盤面と近い高さ関係であった。また、石柱の独立フーティング基礎の位置は、表門西面の南寄りの壁面から基礎芯までで約 3645 mm であった。

なお、表門の東側にあった石柱脇の片開きの門扉についても保管が確認されており、門扉の実測を行うことで、東側の鉄格子塀の寸法について詳細な検討を行うことができる。

これらの貴重な遺構を活かし、今後、外構の再現に向けて詳細な検討を行うこととする。

煉瓦塀の基礎

石柱の基礎



図 2-2-2 外構の遺構

埋蔵文化財の発掘調査より、表門西側にて、創建時の煉瓦塀の基礎と 2 期の石柱の基礎が確認された。



図 2-2-3 外構の遺構

創建時の煉瓦塀の軸線上に石柱の基礎が発見された。



図 2-2-4 石柱の基礎

基礎天端にφ27の丸鋼が4本みられた。基礎の西側半分(写真の下半分)は削り取られていた。



図 2-2-5 石柱の基礎

煉瓦ガラ入りのコンクリートを用いた独立フーティング基礎で、立ち上がりは 850 角、底部で 1550 角と推定される。



図 2-2-6 創建時の煉瓦塀の基礎

煉瓦 4 段分の煉瓦積が確認された。天端の幅は 735 mm で、基礎の部分は煉瓦 3 枚積み相当にあたる。



図 2-2-7 創建時の煉瓦塀の基礎

捨てコンの上に 4 段分の煉瓦積が確認された。下 2 段は天端より 50 mm せり出す。

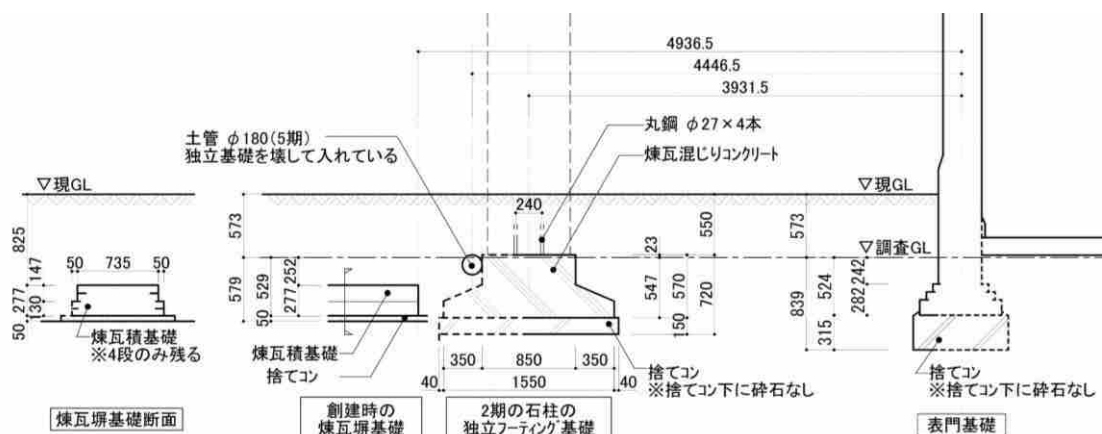


図 2-2-8 各基礎の高さ関係を示す図

創建時の煉瓦塀基礎の基礎下と、表門の基礎下はほぼ同じ高さであり、一体的につくられていたと考えられる。煉瓦塀基礎は2期の塀をつくるにあたって部分的に解体された。

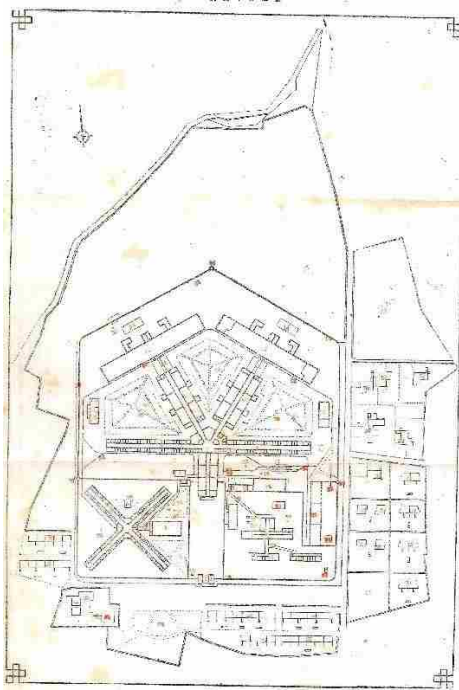


図 2-2-9 震災前の配置図

大正 11 年(1922)『豊多摩監獄要覧』

ホームベース型の外周煉瓦塀の南面中央に表門があり、塀の内部は閉鎖された空間となっていた。

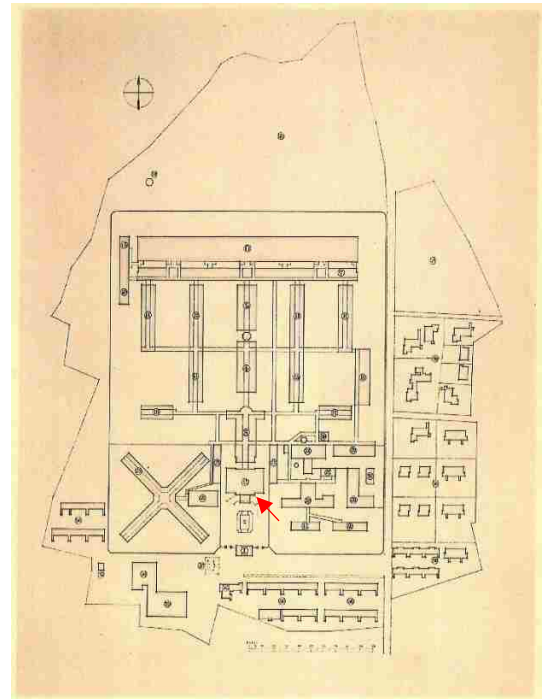


図 2-2-10 震災復旧後の配置図※矢印が事務所棟

昭和 6 年(1931)『豊多摩刑務所落成記念』

外周の塀は RC 造になり、長方形の区画となった。また、表門周りについても創建時から変更されている。



図 2-2-11 図 2-2-9 の拡大図

表門脇に塀が取り付く。塀に開口部はなく閉鎖的である。

赤枠が今回煉瓦塀基礎が発見された部分。

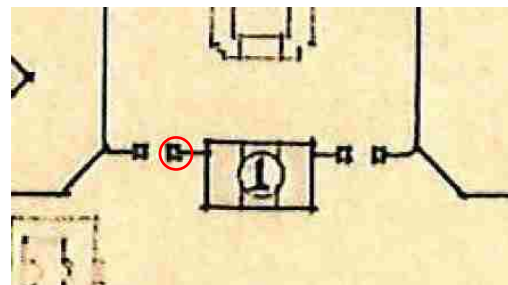


図 2-2-12 図 2-2-10 の拡大図

震災復旧工事により、表門脇の塀に門柱と開口部がつくられる。

赤枠が今回石柱基礎が確認された部分。

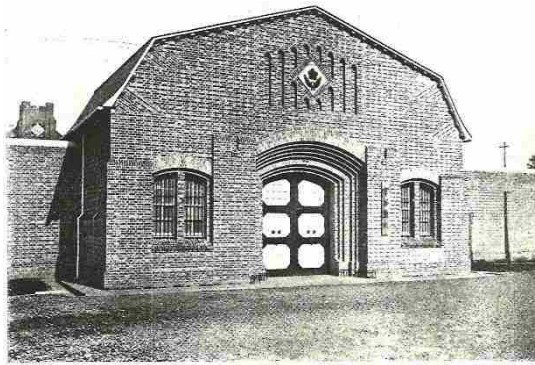


図 2-2-13 竣工時の写真

表門脇に煉瓦塀に取り付く。煉瓦塀の高さは文献より 15 尺 2 寸(4605.6 mm)である。今回発見された煉瓦塀基礎は、表門西側の煉瓦塀の延長線上であった。



図 2-2-14 昭和 16 年(1941)の写真『刑政第 54 巻 7 月号』

表門の西側の鉄格子塀と門柱が写る。今回の発掘調査で写真の右側に写る石柱の基礎が発見された。

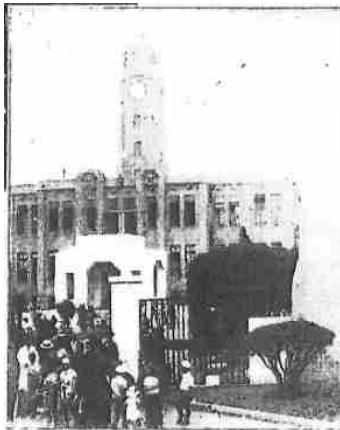


図 2-2-15 昭和 6 年(1931)の写真『刑政第 44 巻 7 月号』

震災復旧工事竣工後すぐの写真。石柱と鉄格子塀越しに事務所棟が見える。



図 2-2-16 昭和 26 年(1951)の写真(中野区広報課提供)

図 2-2-15 と同様の意匠の石柱、門扉、鉄格子塀が写る。赤枠部分の門扉が現在も残る(図 2-2-19)。



図 2-2-17 外構再現根拠写真 年代不明

年代不明であるが、屋根が瓦棒葺なので中野刑務所時代の写真と思われる。図 2-2-15 と同様の意匠の鉄格子塀が白く写る。

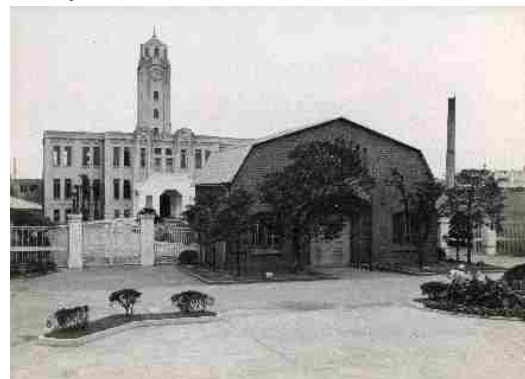


図 2-2-18 外構再現根拠写真 年代不明(中野区広報課提供)

年代不明であるが、屋根が瓦棒葺なので中野刑務所時代の写真と思われる。図 2-2-15 と同様の意匠の鉄格子塀が白く写る。



図 2-2-19 保管されている門扉

東側の鉄格子塀の石柱脇の門扉が残されている(図 2-2-16 赤枠参照)。塗装は後補のもの。

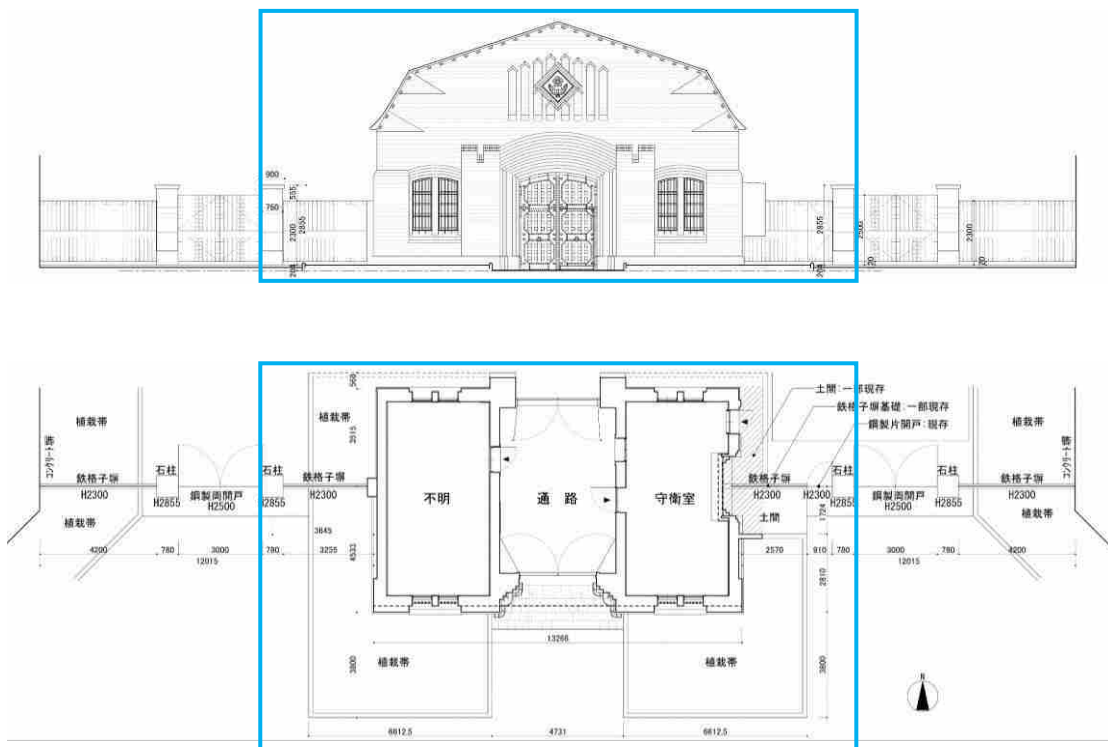


図 2-2-20 復原した外構図(青枠が整備に伴う復原範囲) 上:立面図 下:平面図

上記資料を基に、鉄格子塀、石柱、門扉、犬走を復原した図。寸法については、調査内容を基に今後詳細な検討を行う必要がある。

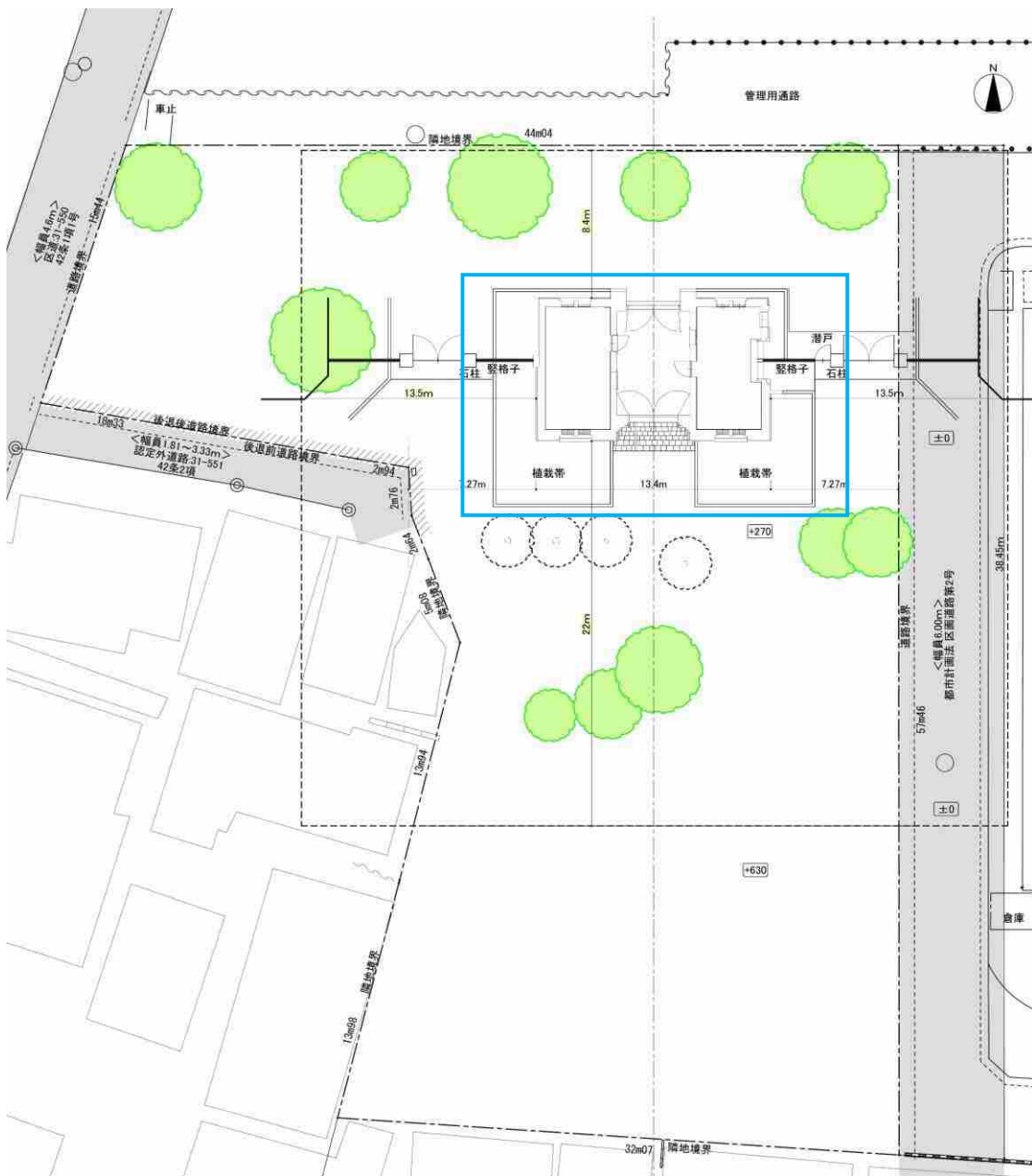


図 2-2-21 整備に伴う外構の再現範囲（青枠）

図 2-2-20 を移転先の敷地に落とし込んだ図。敷地の大きさに制限があるので、再現にあたっては表門脇の石柱 1 基まで（青枠の範囲）とする。



図 2-2-22 外構再現イメージ

2-3 保護の方針

本建物の保護の方針については、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年3月、文化庁文化財保護部）、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に基づき、「保護すべき部分の設定とその保護方針」及び「保護すべき部位の設定とその保護方針」を以下の通り定めた。

(1) 部分の設定と保護の方針

屋根及び壁面外観（各面毎）、各部屋などを単位としてそれぞれ「保存部分」「保全部分」「その他の部分」に設定し、保護の方針を定める。

保存部分

文化財の価値を特に有する部分で、部位の設定に従って現状の景観を保存していく部分

保全部分

文化財としての価値を減じないよう維持及び保全することが必要となる部分の事で、改変により文化財としての原状が失われている部分、保存活用において原状に復する部分

保護の方針は、部位の設定に従って現状の景観を大きく損ねないようにする

その他部分

文化財としての価値が低い、または失われている部分で、活用又は安全性の向上のため、改修等を行う

ア 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、後述する部位設定基準の基準1、基準2に該当する部位を主として構成される。

1) 該当範囲

保存部分 ・ 創建時の主要構造材や仕上げ類が概ね残る部分 ・ 豊多摩刑務所時代の改変部分	外部：煉瓦躯体、小屋組（垂木・野地板含む）、正面木製大扉、背面鋼製大扉、敷居石、敷石東面開口部及び受付台、コンクリート製円形庇、屋根（下地のみ） 内部：通路、元守衛室、部屋の煉瓦躯体 通路東面開口部
--	---

2) 保護の方針

部位の設定に従って、現状を保存することを原則とする。保存及び活用上、特に必要な場合に変更を検討する。変更を加える場合には、文化財としての価値を損なわないよう配慮するとともに、躯体や他の部材への負荷を最小限に抑える。

イ 保全部分

文化財としての価値を減じないよう維持及び保全することが必要とされる部分で、改造により文化財としての現状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分で、後述する部位設定基準の基準3又は基準4に該当する部位を主として構成される。

1) 該当範囲

保全部分 改変されており、復原年代の姿への復原が困難な部分	外部：樋、北面開口部まわり、東面開口部及びコンクリート製円形底の仕上げ 内部：元守衛室建具（木製上げ下げ窓、鋼製片開き戸）、部屋建具（木製上げ下げ窓、鋼製片開き戸）、元守衛室及び部屋の内部仕上、各部の塗装
----------------------------------	---

2) 保護の方針

部位の設定に従って、現状を維持する。現状の仕様を変更する場合には、保存部分の雰囲気に配慮したものとする。もしくは復原年代に合わせた復原を行う。

ウ その他部分

改造により文化財としての現状が失われている部分で、文化財としての価値が低い、或いは失われている部分で、活用又は安全性の向上のために改変が許される部分。後述する部位設定基準の基準4に該当する部位を主として構成される。

1) 該当範囲

その他部分 近年（中野刑務所廃庁後～）の改修により現状が失われている部分	外部：外部舗装、外部階段、屋根仕上げ 内部：元守衛室北面腰壁モルタル仕上げ、部屋北面腰壁モルタル仕上げ、元守衛室及び部屋の照明
---	--

2) 保護の方針

近年の改修により文化財の現状が失われている部分であり、活用又は安全性の向上のために改修等を行っていく。ただし仕様を変更する場合は、保存部分の意匠・雰囲気配慮したものとする。もしくは復原年代に合わせた復原を行う。

(2) 部位の設定と保護の方針

部位とは、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・建具及び建具枠、造作等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分は以下の通り基準1～4に設定し、それぞれ保護の方針を定める。

基準1	文化財としての価値を特に有する部位で、材料自体の保存を行う部位 部位設定：経年による定期的な取り替えを必要としない、主要な構造・意匠に係わる部位 保護方針：材料自体を保存する。破損によりやむを得ず修理を行う場合は元の材料と同じ仕様、同種同材料同寸法のものを用いて行う
基準2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位 部位設定：定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 保護方針：原材料を保存していくように努めるとともに、定期的な補修・更新が必要な時は元の材料と同じ仕様、同種同材料同寸法のものを用いて行う
基準3	主たる形状及び色彩を保存する部位 部位設定：文化財と一体化して意匠的な価値を有する部位で、主たる形状及び色彩については特に意匠上の配慮を要する部位、保存部位を目指すことが望ましい部位 保護方針：主たる形状及び色彩を保存する。補修・更新の際は原則現状と類似の形状・色彩のものを使うこととする。ただし、旧期の状況に近づけることが可能な場合は、形状・意匠を変更ができる
基準4	その他の部位 部位設定：文化財としての価値は低く、所有者等の自由裁量に委ねられる部位、ただし意匠上の配慮が必要な部位 保護方針：原則所有者等の自由裁量で取り扱うことができる。ただし更新する場合は、周辺意匠を損なわないよう注意が必要

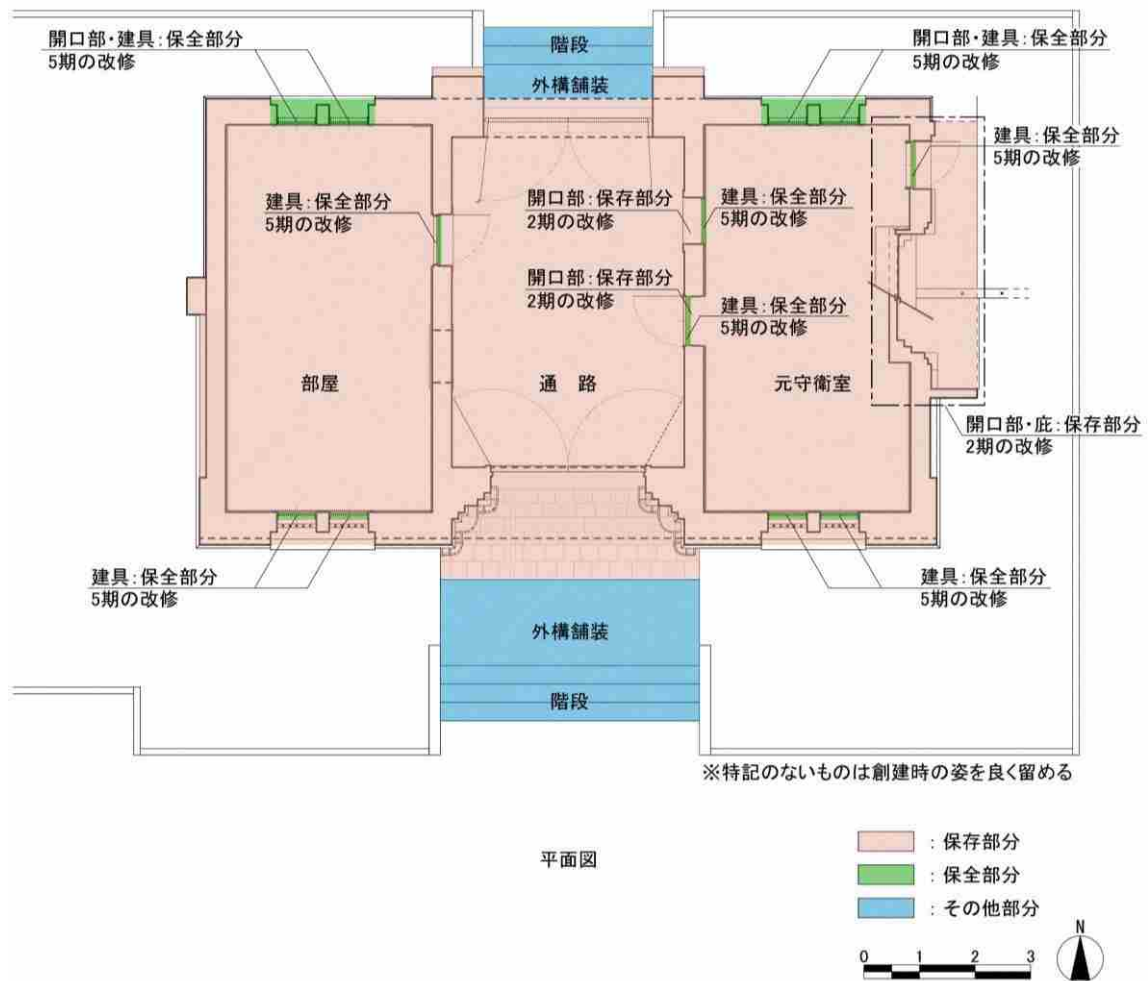
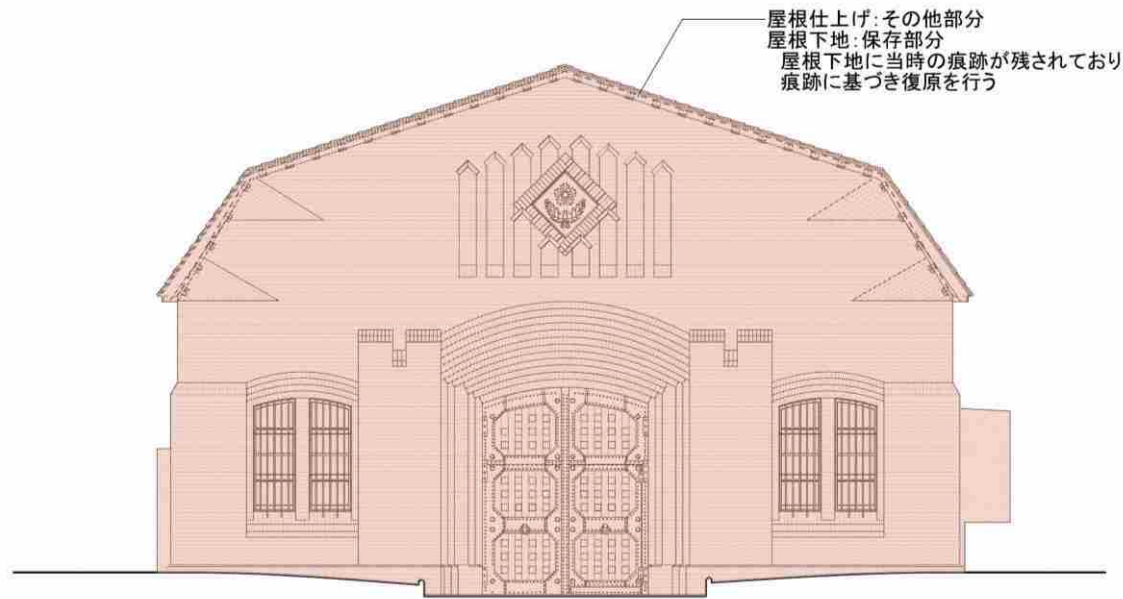
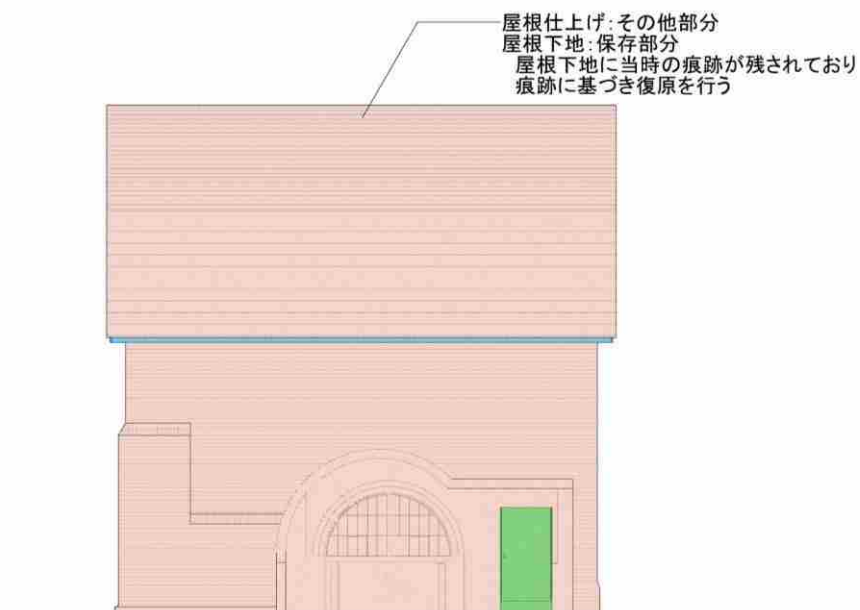


図 2-3-01 部分設定図① (平面図)



【正面】南立面図

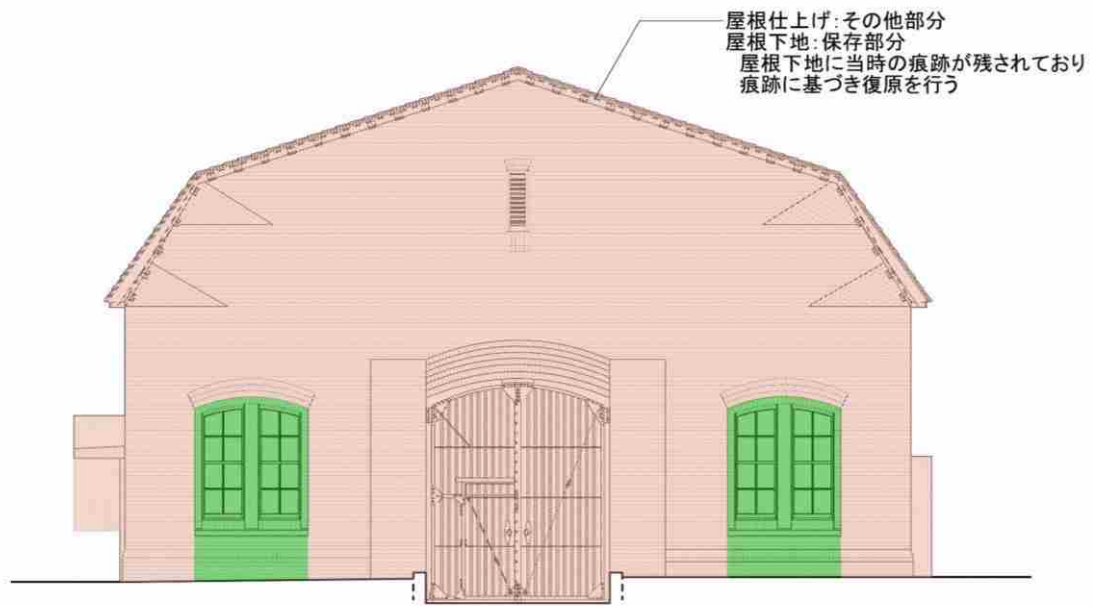


【側面】東立面図

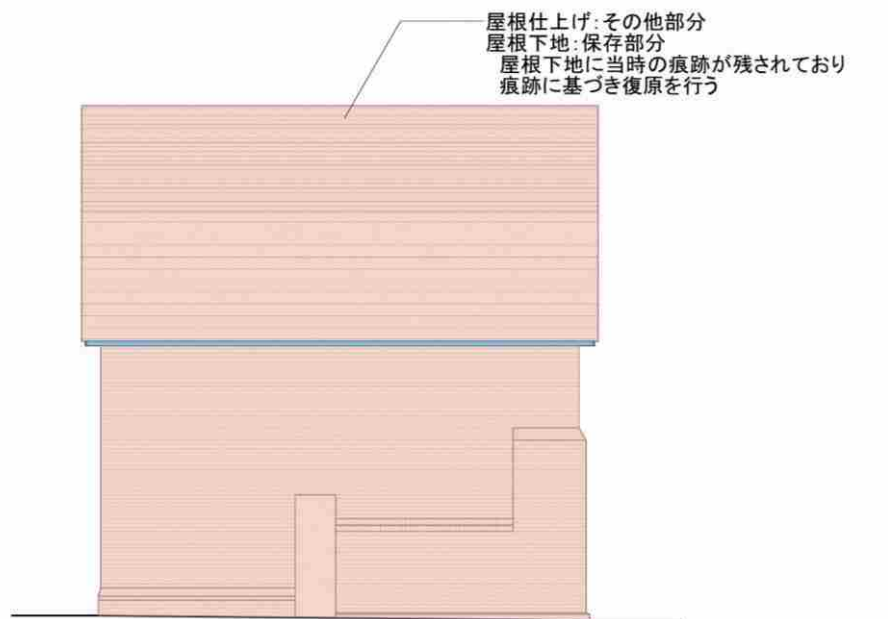
: 保存部分
 : 保全部分
 : その他部分

0 1 2 3

図 2-3-02 部分設定図②（南立面図・東立面図）



【背面】北立面図



【側面】西立面図

: 保存部分
 : 保全部分
 : 其他部分

0 1 2 3

図 2-3-03 部分設定図③（北立面図・西立面図）

部位設定表【外部】

部分	部位	基準	現状・摘要	備考
正面 (南面)	外壁	1	煉瓦積（覆輪目地）	
	外部造作	1	縦格子（丸鋼+フラットバー）	上げ下げ窓部分
		2	レリーフ設置部	レリーフは建物内に 保管※破損大 標章：鋳物製 台座：モルタル洗い出し
		1	鋼製コーナーガード	
	建具	—	内部部位設定参照	
	照明	4	ブラケットライト×1	S58以降の改修
	外構	1	敷石張（小松石）	
		3	縁石（御影石）	
		4	煉瓦舗装、階段	S58以降の改修
側面 (東面)	外壁	1	煉瓦積（覆輪目地）	
		2	円形開口部周辺：モルタル 洗い出し ¹²	震災復旧時の改修
	外部造作	2	コンクリート円形庇 （モルタル洗い出し）	震災復旧時の改修
	建具	—	内部部位設定参照	
	外構	2	犬走り（モルタル、一部御 影石）	震災復旧時の改修
	その他	4	軒樋・竪樋（塩ビ製）	S58以降の改修
背面 (北面)	外壁	1	煉瓦積（覆輪目地）	
		1	巾木：モルタル洗い出し	
		3	外壁・巾木とも 開口部周 りの積み直し部分	S58以降の改修
	建具	—	内部部位設定参照	
	外構	4	煉瓦舗装、階段	S58以降の改修
側面 (西面)	外壁	1	煉瓦積（覆輪目地）	
		1	巾木：モルタル洗い出し	
	外部造作	2	旧鉄格子塀接続部 （モルタル洗い出し）	震災復旧時の改修
	その他	4	軒樋・竪樋（塩ビ製）	S58以降の改修
屋根	屋根	4	カラー鉄板葺	S58以降の改修 現屋根下に創建時屋 根下地が残る
	破風	3	木製、ペンキ塗り	S58以降の改修
	鼻隠し	3	木製、ペンキ塗り	S58以降の改修
	軒裏	1	木製、ペンキ塗り	

¹² 洗い出し：モルタルなどの壁や床の表面を洗い出し、骨材を露出させて表面仕上げとする工法。

部位設定表【通路】

部分	部位		基準	現状・摘要	備考
通路 [保存部分]	床		2	仕上：モルタル洗い出し	
			—	下地：不明	
	巾木		—	—	
	腰壁		—	—	
	壁		1	煉瓦積（覆輪目地）	
		東	2	モルタル洗い出し（開口部 周囲）	震災復旧時の改修
	廻縁		—	仕上：欠失	旧状:漆喰 塗装の有無は不明
			1	下地：木製縁型	
	天井		—	仕上：欠失	旧状:漆喰 塗装の有無は不明
			1	下地：木摺り	
	建具	南	1	木製両開き戸（潜戸付）	塗装は「基準 3」 現状の色は後補
		北	1	鋼製両開き戸（潜戸付）	塗装は「基準 3」 現状の色は後補
		東	1	開口部	震災復旧時の改修
			4	鋼製はめ殺しガラス窓 ¹³ 鋼製引き違いガラス窓 ¹⁴	S58 以降の取替え
		東	1	開口部	震災復旧時の改修
			4	鋼製片開き戸	S58 以降の取替え
		西	1	開口部	創建時
			4	鋼製片開き戸	S58 以降の取替え
	照明		1	シャンデリア×1	
	その他	南	1	石敷居：小松石	
		北	1	石敷居：小松石	
		西	1	石敷居：小松石	
		南	1	戸当たり金物	
		北	2	戸当たり金物（アングル）	床補修跡あり 後補 or 取替
		南	3	ジョイントボックス	

¹³ はめ殺し(ガラス)窓：枠に直接ガラスなどを固定して開閉できないようにした窓。¹⁴ 引き違い(ガラス)窓：建具の開閉方式の一。2枚以上の窓が2筋以上の溝またはレールを開口面の面内で水平方向に移動して開閉する方式とした窓。

通路[保存部分]



部位設定表【元守衛室】

部分	部位		基準	現状・摘要	備考
元守衛室 [保存部分]	床		2	仕上：モルタル金縷	
			1	下地：煉瓦入コンクリート	
	巾木		1	モルタル洗い出し	
			3	塗装	現状の色は後補
	腰壁 ■創建時		2	仕上：漆喰 下地：生漆喰+砂漆喰	
			3	塗装	
	腰壁 ■後補①		2	創建時腰壁の上、モルタル塗	
			3	塗装	現状の色は後補
	腰壁 ■後補②	北窓下	4	モルタルのみ※下地不明	S58以降の改修
		西窓下	—	塗装なし	
	壁		3	塗装	現状の色は後補
			2	仕上：漆喰	
			1	下地：生漆喰+砂漆喰	
	廻縁		3	塗装	現状の色は後補
			2	仕上：漆喰	
			1	下地：木製繰形 ¹⁵	
	天井		3	塗装	現状の色は後補
			2	仕上：漆喰	
			1	下地：木摺り	
	建具	南	1	開口部	創建時
			3	木製バランス上げ下げ窓	S58以降の取替え
		北	3	開口部	S58以降の改修 掃き出し⇒窓⇒掃き出し⇒窓の変遷あり
			3	木製バランス上げ下げ窓	S58以降の取替え
		東	1	開口部	震災復旧時の改修
			4	鋼製片開き戸	S58以降の取替え
		東	1	開口部	震災復旧時の改修
			3	はめ殺しアクリル窓 (一部片上げ下げ窓付)	取替えられている可能性あり
		西	—	通路部位設定参照	
	照明		4	蛍光灯×2	S58以降の改修
			1	ペンダント(木製台)痕×2	創建時
	その他	東	1	受付台：人造石研ぎ出し 持ち送り：鋳物	震災復旧時の改修
			4	感知器、分電盤、端子盤、 メーター	S58以降の改修
		北西	1	天井点検口	創建時

¹⁵ 繰形：建築や家具などの仕上げにおいて、凹んで割って作られた特徴のある装飾的な形。同じ形の断面が連続するのが普通。

元守衛室[保存部分]

- 天井点検口[基準 1]
- 木製上げ下げ窓(北)[基準 3]
- 腰壁(後補②):モルタル[基準 4]
- 腰壁(後補①):モルタル[基準 2]
- 塗装[基準 3]
- 鋼製はめ殺しガラス窓[基準 4]
- 鋼製引き違いガラス窓[基準 4]
- 鋼製片開き戸[基準 4]
- 床:モルタル金鰻[基準 2]



感知器[基準 4] 蛍光灯[基準 4] [西面/北面]

- 木摺漆喰天井[基準 2]
- 塗装[基準 3]
- 廻縁[基準 2]
- 塗装[基準 3]
- 壁:漆喰塗[基準 2]
- 塗装[基準 3]
- 木製上げ下げ窓(南)[基準 3]
- 腰壁(後補①):モルタル[基準 2]
- 塗装[基準 3]
- 巾木:モルタル洗い出し[基準 1]
- 塗装[基準 3]



鋼製片開き戸[基準 3] [南面]

- 設備類[基準 4]
- はめ殺しアクリル窓
- 一部片上げ下げ窓付[基準 3]
- 受付台、持ち送り[基準 1]



[北面/東面]

部位設定表【部屋】

部分	部位		基準	現状・摘要	備考
部屋 [保存部分]	床		2	仕上：モルタル金縷	
			—	下地：不明	
	巾木		1	モルタル洗い出し	
			3	塗装	現状の色は後補
	腰壁 ■創建時		2	塗装	
			2	仕上：漆喰	
			1	下地：生漆喰+砂漆喰	
	腰壁 ■後補	北窓下	4	モルタル塗のみ	S58 以降の改修
			—	塗装なし	
	壁		3	塗装	現状の色は後補
			2	仕上：漆喰	
			1	下地：生漆喰+砂漆喰	
	廻縁		3	塗装	現状の色は後補
			2	仕上：漆喰	
			1	下地：木製繰型	
	天井		3	塗装	現状の色は後補
			2	仕上：漆喰	
			1	下地：木摺り	
	建具	南	1	開口部	創建時
			3	木製バランス上げ下げ窓	S58 以降の取替え
		北	3	開口部	S58 以降の改修 窓⇒掃き出し⇒窓 の変遷あり
			3	木製バランス上げ下げ窓	S58 以降の取替え
		東	—	通路部位設定参照	
	照明		1	ペンダント(木製台)×6	照明器具欠失、 台座のみ残る
			4	蛍光灯×4	S58 以降の改修
	その他	東	1	石敷居：小松石	
		北	1	ジョイントボックス	

部屋[保存部分]

- 鋼製片開き戸[基準 4]
- 木製上げ下げ窓(北)[基準 3]
- 壁:漆喰塗[基準 2]
塗装[基準 3]
- 腰壁:漆喰塗[基準 2]
塗装[基準 3]
- 腰壁(後補):モルタル[基準 4]
- 床:モルタル金鰻[基準 2]



[北面/東面]

- 木摺漆喰天井[基準 2]
塗装[基準 3]
- ジョイントボックス[基準 1]
- 木製上げ下げ窓(南)[基準 3]
- バーフ(保管)[基準 1]
- 巾木:モルタル洗い出[基準 1]
塗装[基準 3]



[南面/西面]

- ペンダント(台座のみ)[基準 1]×6
- 廻縁[基準 2]
塗装[基準 3]
- 木摺漆喰天井[基準 2]
塗装[基準 3]
- 蛍光灯[基準 4]×4



[天井]

部位設定表【小屋裏】

部分	部位		基準	現状・摘要	備考
小屋裏 [保存部分]	小屋組		1	木造	
	屋根下地 ■創建時		1	野地板の上、ルーフィング ルーフィングの上に創建時 スレート葺の下地（横棧）	
	屋根下地 ■後補		3	当初屋根下地の上、後補瓦 棒葺 瓦棒葺の上、新規野地板+ ルーフィング	S58以降の改修
	壁		1	煉瓦積 ※化粧目地なし	
	その他	北	1	小屋裏換気口（木製ガラ リ）	

小屋裏[保存部分]

小屋組[基準 1]



[小屋組状況]

創建時屋根下地（野地板）
[基準 1]

創建時屋根下地（横棧）
[基準 1]

後補屋根下地の
ルーフィング[基準 3]



[屋根下地状況]

煉瓦積[基準 1]

小屋裏換気口（木製ガラリ）
[基準 1]



[北面 小屋裏換気口]

2-4 管理計画

(1) 管理体制

旧中野刑務所正門（区指定有形文化財旧豊多摩監獄表門）は中野区の所有物として、区の条例・規則等に基づいて区が管理する。

(2) 管理方法

本計画地（敷地）全体の経常管理（清掃、消防設備点検、設備管理、警備等）については業務委託を想定する。

(3) 文化財の維持管理

建造物の維持管理のための行為、もしくは修繕にあたっては、中野区指定有形文化財旧豊多摩監獄表門であることを鑑み、中野区文化財保護条例及び中野区文化財保護条例施行規則の主旨に沿って遂行する。維持管理のための行為と修繕とは、下記の表による。

表 2-4-01 維持管理の例

部位	建造物の維持管理のための行為	事前協議、現状変更を要する修繕
床	・ 亀裂、剥離、欠損の点検 ・ 通常の清掃	・ モルタルによる部分補修（亀裂、表面の凹凸等）
内壁、天井	・ 仕上げ面の亀裂の点検（崩落、剥離等への留意） ・ 汚れ、剥離の点検 ・ 通常の清掃	・ 漆喰による亀裂補修、在来と同様の塗料の使用
外壁	・ コケ類等の除去、清掃 ・ 割損、脱落の点検	
屋根	・ 雨漏れの点検 ・ 割損、脱落の点検 ・ 落下したスレートの確認、除去	・ 同種同材による部分的な補修
建具	・ 開閉、金具等の点検 ・ 日常の清掃	・ 同種同材による修理 ・ 開閉不具合の調整

2-5 修理計画

(1) 今後の保存修理計画

表門については、令和6年度（2024年度）から移設・修復工事を予定している。移設・修復工事では、本計画における保護の方針に基づいた修復と、防災計画（耐震対策）、活用計画等に基づいた整備を計画する。移設・修復工事における修復工事の概要は以下の通りである。各部の修復計画については以下の「(2) 各部の修理計画」を参照されたい。

煉瓦工事	外壁煉瓦ひび割れ部の補修、外壁洗浄
木工事	木部破損箇所の繕い補修、一部新材に取り替え
左官工事	漆喰壁塗直し、漆喰天井塗直し
塗装工事	外部塗装塗直し、内部塗装塗直し
建具工事	木製及び鋼製建具の補修

(2) 各部の修理計画

「2-1 (1) 保存状況」(2-1) で示した表門の破損状況をふまえ、各部の修理計画を定める。修理にあたっては、在来の部材は建造物の保存に支障がない限り、極力再用することが原則であり、破損した部材は全面的に取り替えるのではなく、部分的な補修等で対応し、可能な限り部材を再用することとする。ただし、構造や耐久性等において、明らかな欠陥が認められる場合においては、現代工法を用いた修理を行う。また、文化財の価値を損ねないように、保存のために必要な措置は最小限の範囲としない。

ア 煉瓦躯体の修理計画

1) 概要

- ① 東・西壁面のほぼ中央で縦方向に外部から内部に向かって壁を貫通していると思われるひび割れが発生している。
- ② 埋め込み金物周辺に煉瓦のひび割れ・破損が生じている。
- ③ これらの損傷は、構造体としての煉瓦壁の機能を低下させる要因となるため、補修を実施する必要がある。ひび割れは目地部の割れだけでなく煉瓦自体の割れを伴っている部分が見られ、煉瓦の部分修理を行う。

2) ひび割れの要因と改善内容

- ① 東・西面の貫通ひび割れは、旧煉瓦塼が取付いていた位置に発生している。煉瓦塼と外壁の取り合いは不明であるが、煉瓦塼と接する位置に応力が集中してひび割れが発生した可能性が考えられる。なお令和元年度（2019年度）の学術調査の結果より、建物に不同沈下や傾斜は生じていないため、進行性のひび割れではない。
- ② 東・西面の貫通ひび割れの周辺には煉瓦積のゆるみは生じていないため、積み直しまでは行わず、ひび割れ部の補修で良いと考えられる。但し、応力伝達性が低下し

ていると考えられるため、ひび割れ部の一体性及び応力伝達の改善を図る補修対策が必要である。

3) 基本的な考え方

A:ひび割れ・破損が著しい箇所は、部分的に新規煉瓦に置き換える。

B:ひび割れに充填材を注入して、煉瓦壁の応力伝達の改善を図る。

C:ひび割れ拡大防止と一体性を図るために、補修として目地部にアラミドロッド（連続繊維補強材の一種）を挿入、置換目地モルタルで埋め戻して補修する。ひび割れが開く力に対し、目地内に埋め込んだアラミドロッドが抵抗し、開くのを防止する。

D:補修部と未補修部の調和を考慮した補修とする。

4) 具体的な補修区分

①ひび割れ幅が 0.1mm 以下のもの

構造的に問題ないと判断し無補修とする。

②ひび割れ幅が 0.1mm より大きく 1.0mm 未満のもの

グラウト材¹⁶を注入することができないため、アラミドロッドを配することにより、ひび割れ幅の拡張・進行を防止する。

③ひび割れ幅が 1.0mm 以上のもの

a.化粧煉瓦面の補修

目地部にグラウト材を注入し、アラミドロッドによる補強を行う。

表面仕上げ：

- ・大きく破損している煉瓦においては煉瓦半枚分を研り取って新たに化粧煉瓦を埋め込む。
- ・破損していない煉瓦においては注入部表面に煉瓦と色調を合わせたパテ埋め補修を行う。

b.煉瓦面に漆喰仕上げがあるもの

b-1.ひび割れ部に欠損がない場合

目地部に削孔してグラウト材を注入し、アラミドロッドによる補強を行う。

b-2 ひび割れ部に欠損がある場合

ひび割れに沿って溝堀してグラウト材を充填する。その後アラミドロッドによる補強を行う。

④ひび割れ・破損が著しいもの

破損した煉瓦を研り取り化粧煉瓦を埋め込む。

⑤煉瓦の表層剥離は構造的に影響が小さいと判断し現状保存とする。

¹⁶ グラウト材：ひび割れや空洞に注入または充填する際に用いる、軟らかいセメントペーストまたはモルタル、ベントナイト水、薬液などの総称。

イ 木部の修理計画

小屋組や軒裏の木部を補修する場合は、既存部材の材種及び工法・仕上げを踏襲し、当初材を極力残して行うこととする。

現存している屋根下地については、腐朽しているものも多くみられるが、極力当初材を採用し、新規材については同材種、同仕様を用いて取り替える。

構造材で破損のみられるものは、破損箇所を十分に見極め、最小限の範囲で矧木補修や継手補修を行う。

ウ 内外部仕上の補修計画

1) 東面のコンクリート庇と開口部まわり

庇上面には全体的に浮きが生じている。仕上げモルタルの浮きによるひび割れなのか、鉄筋の腐食による浮き・ひび割れであるか不明であるため、庇を保存する場合は、部分斫りによりひび割れ・浮きの発生原因を調査し、補修方法を選定する必要がある。

2) 内部漆喰仕上

「部屋」、「元守衛室」とも壁・天井の仕上げ材（漆喰・モルタル）の浮き・剥離が多数生じており、全面的に仕上げ材が剥落している部分がみられた。調査により、モルタル塗りの部分は後補の修理の際に入れられたものであることが判明したため、撤去を行う。漆喰については、調査により当時の仕様が概ね判明している。

現状の漆喰は、全体的に劣化が著しく、浮いている箇所については落下の危険性が高いため、壁・天井とも全面的に撤去し、工法復原を行い補修することとする。

近年、地震による天井仕上げの剥落が生じているため、天井の工法については、木摺の間隔を広げて下地への食い込みを良くしたり、下げ苧を増やして付着を強化したりといった対策を講じる必要がある。ただし、検討にあたっては、元の仕様を尊重する上で行う必要がある。

3) 建具

通路南面の木製大扉の外観目視調査の結果、建具の下框や建具枠の下部等に木部の腐朽がみられた。また、木部を覆っている鉄板の腐食も大きく、鉋も部分的に欠失している状態である。修理にあたっては一度取り外し、根本的な修理を行う必要がある。また、現状、建具が開いた状態で壁に固定されているため、固定金物を取り外し、動作の確認や建具金物の状況確認といった詳細調査を今後行う必要がある。

通路北面の鋼製大扉についても錆や部材の腐食、金物の外れによる建付け不良がみられるため、南面の大扉同様、修理にあたっては一度取り外し、根本的な修理を行う必要がある。

なお、現在の建具の塗装は後補のものであるため、あわせて塗装調査を行い、復原期の塗装仕様の確認が必要である。

第3章 環境保全計画

3-1 環境保全の現状と課題

移転先の敷地（以下、「計画地」という）全体を対象として、区指定有形文化財である旧豊多摩監獄表門（以下、「表門」という）と周囲の環境の一体的な保全を図る。

計画地の北側には平和の森公園が広がり、南・西側の一部には住宅が密集している。西側、東側は道路に接するが、東側の道路は令和8年度（2026年度）から整備予定の区画道路第2号である。

（1）用途地域等

移転先敷地の用途地域及び、敷地概要は以下である。

住居表示	東京都中野区新井3丁目37番
用途地域	第1種住居地域
防火地域	防火地域
敷地面積	1894.00 m ² ※建築基準法42条2項道路のセットバック未完了
容積率	200%
建蔽率	60%
高度地区	第2種高度地区
日影規制	4h-2.5h（4m）
最低限高度地区	7m
敷地の最低限度	60 m ²
地域・地区	平和の森公園周辺地区

計画地は「L」型を180度回転した形で、「L」の下側が北となる。西側には幅員4.6mの区道31-551（建築基準法42条1項1号道路）に接し、西側に突き出した敷地の南側は幅員1.81～3.33mの認定外道路31-551（建築基準法42条2項道路）に接する。

東側は整備予定の幅員6mの区画道路第2号に接道予定である。

(2) 地区計画

計画地は中野区の「平和の森公園周辺地区地区計画」（平成5年（1993）11月）に基づき、「住宅主体複合地区」に該当する。計画地の東側には、区画道路第2号が接道する。区画道路とは、円滑な消防活動と日常生活の利便性の向上を図るために計画される道路である。

平和の森公園周辺地区 地区計画 計画概要図



図 3-1-01 平和の森公園周辺地区 地区計画 計画概要図（赤丸は計画地を示す）

以下、ア～エについて、平和の森公園周辺地区の地区計画概要版より、計画地に関連する項目を抜粋し記す。

ア 地区計画の目標

中野刑務所跡地は、防災機能をもった公園及び下水処理場を建設・整備し、周辺の不燃化の促進、道路整備等により安全で快適なまちづくりを進める。そのため、地区特性に応じた建築物等に関する制限及び区画道路の整備を建て替えに併せて行い、人々が安心して住み続けられる住宅地、平和の森公園を活かしたみどり豊かで快適なまち、広域避難場所を中心とした防災拠点地区の形成を目標とする。

イ 土地利用の方針

平和の森公園西側・南側市街地は道路基盤の整備と建物の共同化・耐火化を進め、土地の有効利用と生活環境が調和した安全で快適な住宅地を形成する。

ウ 地区施設の整備方針

既存の道路網を活かした修復的な整備を行い、防災機能の向上と歩行者の日常生活における安全をめざした道路基盤のネットワークを形成する。

円滑な消防活動と日常生活の利便性の向上を図るため、区画道路を整備する。また、地区住民が身近に利用できる街区公園及びポケットパーク等を適切に配置し、整備する。

エ 建築物等の整備の方針

平和の森公園に隣接する静かな住宅地の特性を活かし、良好な相隣環境を確保するとともに、防災性能を確保するための建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。

震災時のブロック塀等の倒壊による被害を防ぎ、敷地内緑化を図るため、垣又はさくの構造の制限を定めるとともに生け垣化を推進する。

オ 計画地に関する事項

計画地が該当する「住宅主体複合地区」について、この地区の建築物等に関する事項と、それにあたって表門及び計画地に係る事項を下表にまとめる。

表 3-1-02 建築物等に関する事項と表門及び計画地に係る事項

建築物等に関する事項	住宅主体複合地区	表門及び計画地に係る事項
建築物の用途の制限	次の 1 から 3 に該当する用途は建築してはならない 1. ボーリング場、スケート場又は水泳場 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 3. ホテル又は旅館	表門は左記の用途に該当しないので建築可能である
建築物の敷地面積の最低限度	60 m ²	敷地面積 1894.00 m ² なので、最低限度以上である
壁面の位置の制限	1. 建築物の壁又はこれに代わる柱から区画道路第 2 号の中心線までの距離は、3 m 以上としなければならない 2. 建築物の壁又はこれに代わる柱から隣地境界線までの距離は、50 cm 以上としなければならない	表門の配置については、 <u>敷地東側接道の区画道路第 2 号と、隣地境界線からの距離以上となるよう計画を行う</u>
建築物等の高さの最低限度	建築物の高さの最低限度は 7m 以上とする。但し以下の場合はその限りでない。 2. 高さ 7m 未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の 2 分の 1 未満かつ 100 m ² 未満の建築物の当該部分 4. 附属建築物で平屋建てのもの(建築物に附属する門又は塀を含む。)	表門は高さ 7m 以上のため問題ない 付属施設を計画する場合、平屋建てであれば問題ない
垣又はさくの構造の制限	道路に面する側の垣又はさくの構造は生け垣又は透視可能なネットフェンス等としなければならない。	接道部に設置する場合

3-2 環境保全の基本方針

平和の森公園周辺地区地区計画の「垣又はさくの構造の制限」に基づき、計画地の道路に面する側の垣又はさくを設置する場合は、その構造は生垣又は透視可能なネットフェンス等で計画する必要がある。また、計画地内の既存樹木は、表門の移設・修復工事に影響のある樹木を除いて、極力残す方針で計画し、みどり豊かで良好な環境の維持及び向上を図る。

3-3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

良好な景観保存の観点から、計画地内を「保存地区」と「整備地区」に区分する。

(2) 区域の区分と保全方針

計画地における区域の区分と方針を以下に定める。

表 3-3-01 区域の区分と方針

区域の区分	対象区域	方針
保存区域	表門の外観を望見するために必要な保存公開必要範囲内 ※「保存公開必要範囲」とは、門の保存と公開のために、表門の四面に確保することが望ましい範囲として、教育委員会に対する中野区文化財保護審議会答申(令和2年7月30日)で示されたものである。	原則として新たに建造物等を設けず、良好な景観を保っていく。 保存区域内の樹木については、建造物の保存に支障のないよう維持管理を行う。
整備区域	保存公開必要範囲外	活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域。

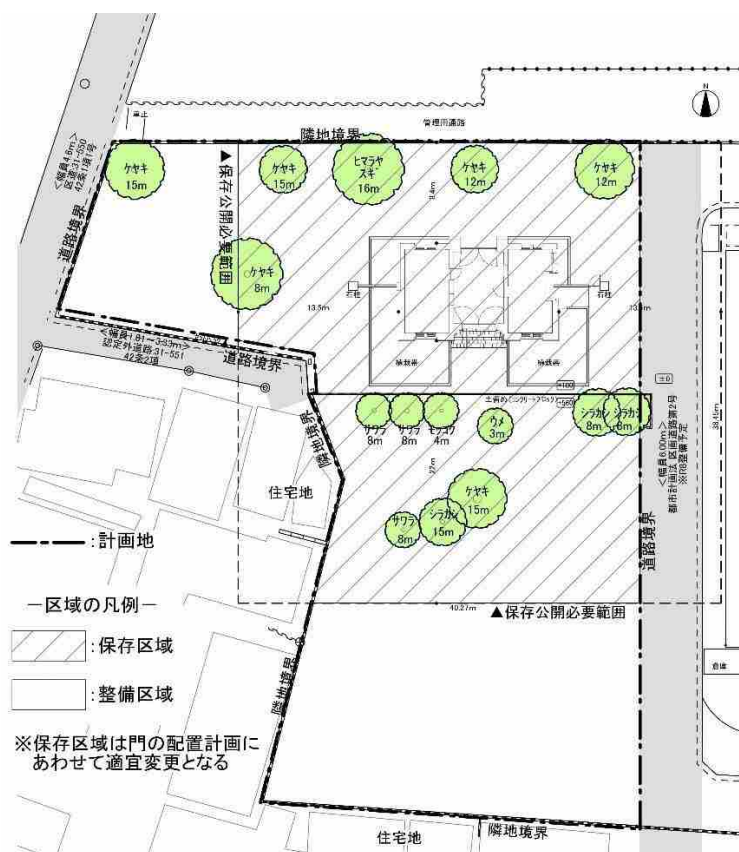


図 3-3-02 区域の区分図

3-4 防災上の課題と対策

(1) 浸水・土砂災害

中野区作成の「中野区水害ハザードマップ」(令和2年(2020)8月改訂)では、浸水深さ0.5m未満とされ、「土砂災害ハザードマップ」においても、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域には設定されておらず、浸水、土砂災害ともに危険性が低い地域である。

しかしながら、降雨による水害の軽減、防止のためにも、今後計画地の整備を行うにあたっては浸透能力の高い土地利用を図っていく必要がある。

(2) 周辺樹木の管理

計画地内の樹木については、整備に伴い移植・剪定等の適正な措置をとり、表門の保存に影響がでないよう管理する。新規で植樹する場合は、景観の構成に相応しい樹種を調査検討した上で行う。

管理にあたっては、定期的な剪定、刈込、除草を行い、また、樹勢・樹形の維持に努め、倒木防止に努める。

第4章 防災計画

4-1 防火・防犯対策

旧豊多摩監獄表門（以下、「表門」という）は、大正4年（1915）竣工の煉瓦造平屋建の建物で、現在、旧法務省矯正管区敷地内に保存されている。区は令和3年（2021）3月に土地・建物を取得し、同年6月に表門は中野区指定有形文化財（建造物）に指定された。現在敷地内の建物を含む全体の管理は中野区教育委員会事務局子ども教育施設課が行っている。

表門は令和6年度（2024年度）から移設工事を行い西に約100m移設する予定である。また、敷地内に残る旧矯正研修所関連建物は、令和4年度（2022年度）～5年度（2023年度）にかけて解体工事が行われる予定である。解体工事中は表門の周りに仮囲いが設けられ、文化財である当該建物に汚損・損傷等の影響が及ばないよう対策が行われる。

（1）火災時の安全性に係る課題

ア 表門の燃焼特性

表門は煉瓦造であるため、燃焼性は低い。ただし小屋組や軒裏、外部に面する建具には木材が使われていることから、建物周辺や内部で火災が発生した場合、これらの木材が燃焼する恐れがある。

イ 延焼の危険性

計画地における表門の配置計画は後述するが（第5章(2)ア 配置計画）、敷地北側のほぼ中央に移設する予定である。南・西側の住宅地エリアの隣地境界線、接道する道路の道路中心線から十分な離隔距離を確保できていることから、表門の延焼の危険性は低い。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

表門を含む敷地内の建物は区で管理を行っているが、現在使用されていないため、防火・防災管理業務について定めた消防計画はない。

移転先で今後公開活用を行っていく際は、日常的な防災管理を実施することが望ましい。活用にあたって不特定の人々の利用等が想定されるため、防火管理計画に沿った火災の予防と早期発見及び、初期消火の徹底、火気使用箇所の限定といった対策が必要である。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者

表門は消防法上、防火管理者の選任義務がない建築物（収容人数 50 名未満）であるが、文化財建物の防火管理上、防火管理者を自主的に選任することが望ましい。

イ 防火管理区域の設定

本計画における防火管理の対象区域（以下、「防火管理区域」という）は、移転先の敷地（以下、「計画地」という）全体とする。

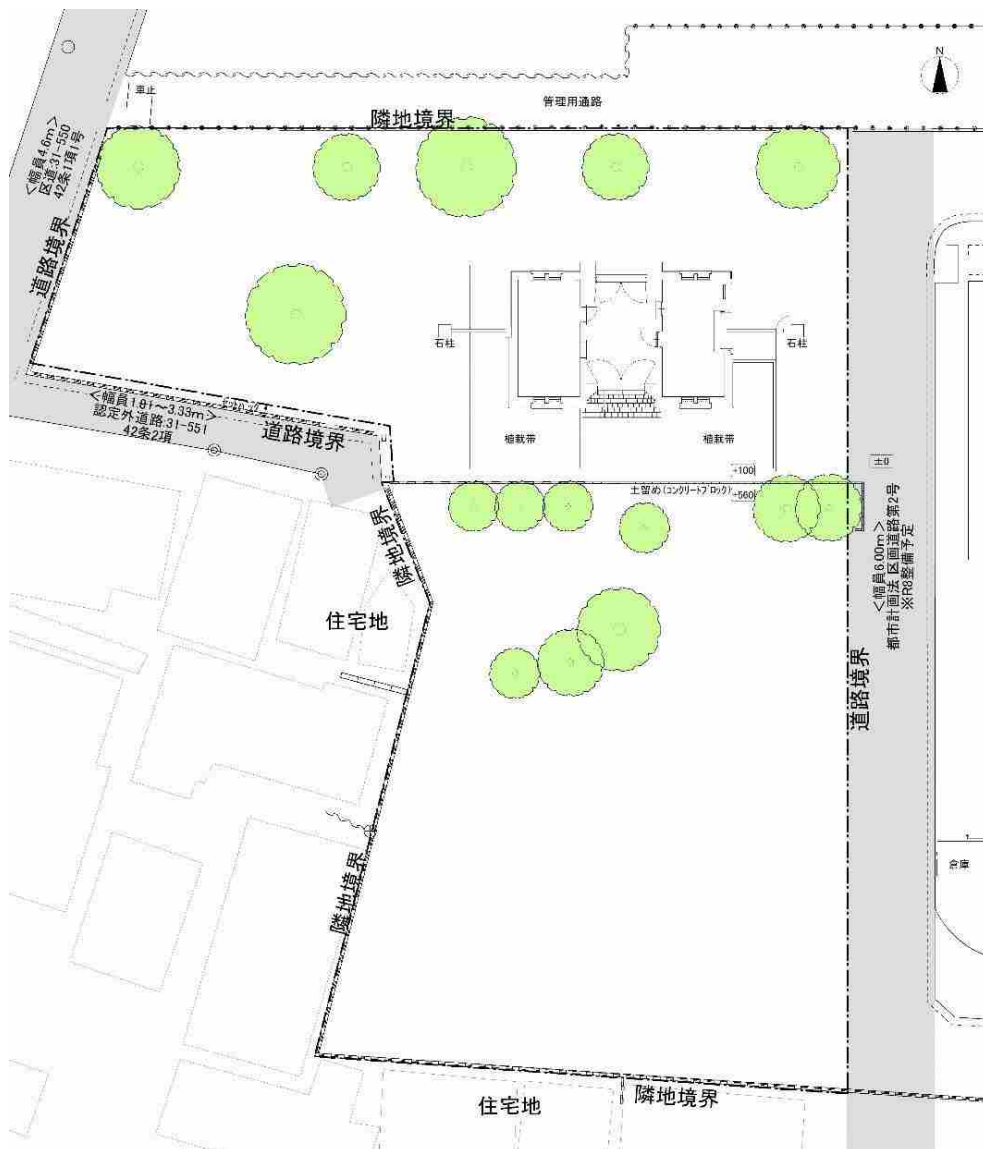


図 4-1-1 計画地での表門配置図

ウ 防火環境の把握

本計画では、防火管理区域内の建造物は当該建物のみである。ただし、今後附属施設等を計画する場合は、表門との離隔距離を確保するとともに、建築基準法等の規定に定めのある防耐火性能をもつ建物（延べ面積が 100 m²を超える場合は、耐火建築物又は延焼防止建築物）の計画を行うこととする。

エ 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために、以下に留意して必要な予防措置について定める。

火気等の管理

原則喫煙や火気の使用、火気設備機器の設置は行わない。一般利用者に対しても標識等により火気厳禁であることを明示する。

可燃物の管理

計画地内及び表門内には原則可燃物は持ち込まない、貯蔵しない。

警備

常時、監視カメラにより表門及び表門周辺を録画をし、必要に応じ確認を行う。夜間は監視カメラに加え、施錠管理、機械警備等で対応し、表門周囲ならびに計画地内に可燃物を放置しないことを徹底する。

安全対策

○避難経路等の確保

建物の公開（見学会等含む）等を行う場合は、消防用設備等の設置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、見やすい場所に掲出する。避難口、避難経路などは、避難の障害となる設備や物品を設置しない。床面は避難の妨げにならないよう整頓に努める。

オ 消火体制等

火災発生時、火災報知器、警備会社への異常警報連動通知システム等による火災確認、関係機関への通報により対応する。

(3) 防犯計画

ア 事故防止のために講じている措置と今後の対処方法

外部からの侵入防止対策

基本的に、施錠管理ならびに機械警備で対応する。

窓ガラスのき損対策

接道側に垣根やフェンスを設けるとともに、防犯カメラ等を設置することで、事故の抑制や異常の早期発見に努める。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

ア 設備整備計画

防災設備（防火・防犯設備）の設置状況と今後の計画

現在は、当該建物において火災警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備いずれも設置をしていない。消防法上の区分を「(17) 重要文化財建造物」相当とした場合、消火器具および自動火災報知設備の設置が必要である。

イ 保守管理計画

防災設備を設置した場合、維持管理として、消防法に定められた点検を実施する。点検、修理、更新にあたっては記録の作成、整備、保管に努めるとともに、防災設備の現況について日頃から関係部署ならびに所轄消防署等の理解を得て、緊急時の対応が速やかにできるよう努める。

4-2 耐震対策

(1) 耐震診断

当該建物は煉瓦造平屋建である。一般社団法人日本建築学会、日本建築防災協会が煉瓦造建物の耐震診断方法として定められた基準がないことから『煉瓦造建築物の耐震診断基準 改訂 第2版 平成27年5月 一般社団法人 北海道建築技術協会』の基準に準じて耐震診断を行った。

ア 診断の結果

煉瓦壁の面内方向(壁と並行方向)は、煉瓦目地のせん断強度試験結果を用いて診断を行った。診断方法は上記基準に則り保有水平耐力を求め、そこに経年劣化、建物全体の一体性および形状のバランス、変形性能等各係数を掛け合わせ耐震性能の評価を行う方法とした。その結果、必要な耐震性能を有することが確認された。

煉瓦壁の面外方向(壁と直交方向)も面内方向と同様に煉瓦目地の引張耐力および煉瓦の圧縮強度の試験結果を用いて診断を行った。診断方法は屋根面および基礎の補強を行うことを前提に、屋根面および基礎部分を支持点として評価し、面外応力を算出する方法をとっている。診断の結果、X、Y 方向両方向とも面外の耐力が不足し、地震の震動および衝撃に対して「倒壊し又は崩壊する危険性がある」、もしくは、「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と判断された。

表 4-2-1 面内、面外の Is 値・q 値の判定結果

方向	階	Is				q				ランク	構造耐力上主要な部分の地震に 対する安全性
		面内/面外別		最小値	判定	面内/面外別		最小値	判定		
X	1	面内	0.82	0.25	NG	面内	2.48	0.42	NG	I	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は 崩壊する 危険性が高い
		面外	0.25			面外	0.42				
Y	1	面内	1.74	0.41	NG	面内	5.28	0.68	NG	II	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は 崩壊する 危険性がある
		面外	0.41			面外	0.68				

表 4-2-2 Is 値・q 値指標の判定値

構造耐震指針及び保有水平耐力に係る指針		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
ランク	指標値	
I	Is<0.3またはq<0.5の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が高い
II	(1)及び(3)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性がある
III	Is≥0.6かつq≥1.0の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

イ 診断結果の考察

耐震診断結果についての考察を以下に示す。

1) 面内方向について

面内方向は壁量が多く比較的良好な結果となっている。Is 値（構造耐震指標）は0.6以上の値が確認されており、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いと判断されている。ただし、壁体上部に臥梁や床スラブが無いこと、基礎は通路部分に無く連続していないことから一体性を欠き、形状指標で減点を受けている。

2) 面外方向について

面外方向は建物上部に臥梁や床スラブが無いこと、基礎が通路部分に無く連続していないことから、独立壁に近い形状となっており、耐震性が低い結果となっている。

(2) 耐震補強計画

ア 補強計画方針と耐震性能の目標

補強計画方針は、可能な限り現状の意匠性を変更しないことに重点を置くとともに、将来の可逆性を考慮して、文化財的価値や既存の部材に与える影響を小さくする工法を選定することとする。

建物本体の耐震性能の目標は、文化庁の『重要文化財（建造物）耐震診断指針』における「安全確保水準」とし、大地震時においても倒壊せず、人命の安全確保が図られるものとする。また、本施設の耐震安全性の分類は、『官庁施設の総合耐震・対津波計画規準及び同解説（令和3年度版（一財）公共建築協会）』によるⅢ類相当とし、基準の1.00倍の耐震性能を確保する。これは、昭和56年（1981）改正の現行の建築基準法により設計される建物とほぼ同程度の耐震性能を保有することを意味する。

なお、建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外申請にあたっては、構造の安全性を示すために、第三者機関による評定を取得する。

イ 構造上の問題点

耐震診断結果の考察より、表門の構造上の問題点は以下のようにまとめることができる。

- ① 壁体の面外方向について崩壊の危険がある点
- ② 南面及び北面の妻壁についても壁体面外方向の崩壊の危険がある点
- ③ 壁体上部に臥梁や床スラブが無いこと、基礎が通路部分に無く連続していないことから、建物の一体性を欠いている点

ウ 補強計画案

構造上の問題点に対する補強案を、以下のとおり A～D 案の 4 案を計画した。

補強案 A

補強案 A は、東面壁体面外崩壊の対策として、ステンレス鉄筋の挿入により面外補強を行う案。

補強案 B

補強案 B は、東面壁体面外崩壊の対策として、東面の円形底部分を構成するアーチを RC 造で再構築し既存レンガ造部分との一体性を図り、面外変形の拘束を図る案。

補強案 C

補強案 C は、基礎の免震化を行うことにより建物に作用する地震力の低減を図り、鉄骨の方杖補強を不要とする案。

補強案 D

補強案 D は、壁体面外崩壊の対策として、PC 鋼棒を壁内に配置し緊張力を導入することで壁面の面外補強を行う方法で、さらに、壁上部に RC 臥梁を設けることで、壁上部を固め面外変形の拘束を図る案。

鉄骨の方杖補強

A、B 案では、南北の妻壁部分の壁体面外崩壊を防止するために、小屋組内に「鉄骨の方杖」を増設する。

鉄骨水平ブレース補強

A、B、C 案では、建物の一体性を欠くことの対策について既存建物への影響が少ない「鉄骨水平ブレース（筋かい）」を設けることで、建物の一体性を確保するとともに、面外方向の拘束を行う。

RC 基礎の増設

A～D の全ての案で、「RC 基礎の増設」により基礎部分の構造一体性の確保を図り、かつ壁体面外の拘束をする。

なお、「鉄骨水平ブレース」と「RC 基礎の増設」の補強をすることで、形状指標の改善及び面外方向の崩壊防止が図れ、面内方向及び面外方向とも I_s 値（構造耐震指標）の向上につながる。

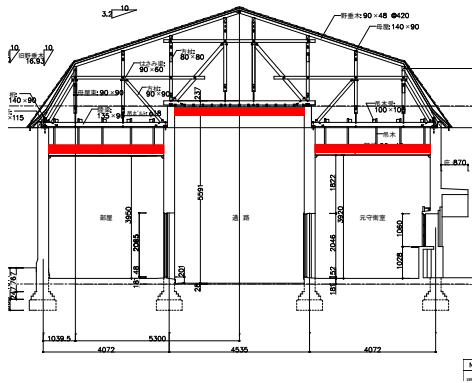
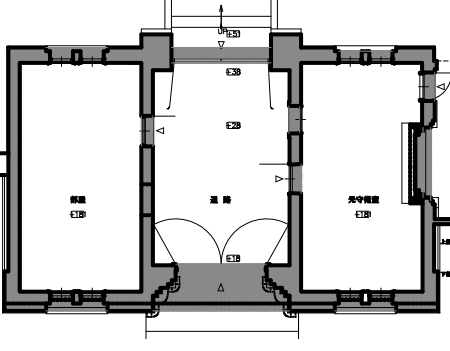
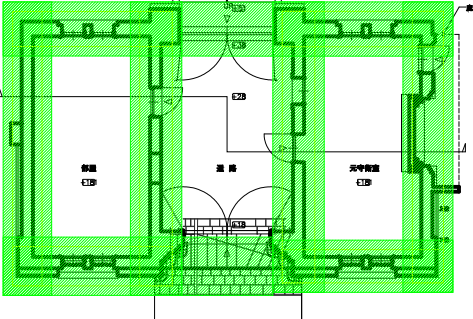
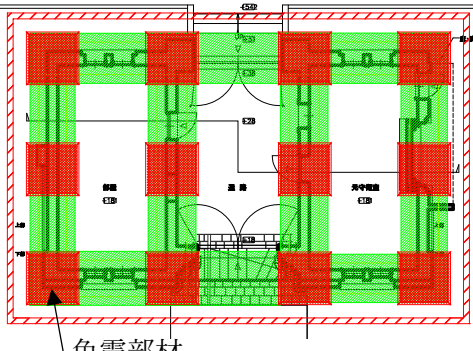
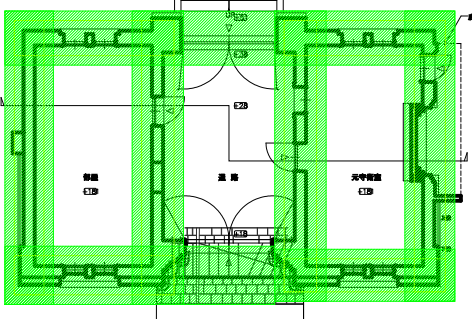
補強位置別に各補強方法をまとめ、補強イメージ図を添えた表4-2-03と、工法とその効果、文化財への影響についてまとめた各案比較表4-2-04を示す。

A～D案について、保存活用計画策定委員会にて学識者委員に意見聴取を行った結果、区指定有形文化財に指定された表門に対する補強としては、当初の煉瓦壁等への負担が最も少なくなるC案が適切であるという意見で一致した。今後は、基礎の免震化を図るC案を軸に設計の詳細検討を進めることが望ましい。

なお、天井材といった非構造部材についても、必要に応じて補強等の対策を行う必要がある。表門の天井は木摺漆喰天井であるため、下地への食い込みを良くするために木摺の間隔を広げたり、漆喰の付着を強化するために下げ苧を増やしたりといった対策が考えられるが、検討にあたっては元の仕様を尊重する上で行う必要がある。

また、その他にも、吊り照明器具の落下防止対策として振れ止め等を講じる必要がある。

表 4-2-3 補強位置別各補強方法及び補強イメージ図

補強位置	A 案		B 案	C 案	D 案
屋根面補強	A～C 案共通 水平ブレース (天井面)				D 案 RC 臥梁の増設 
基礎	A, B 案共通 		C 案 		D 案 
面外転倒防止用鉄骨	A, B 案共通 		C 案 不要		D 案 不要
X4 通り面外転倒防止用	A 案 	B 案 	C 案 不要		D 案 不要
PC 鋼棒挿入	A～C 案共通		不要		D 案 

補強イメージ図

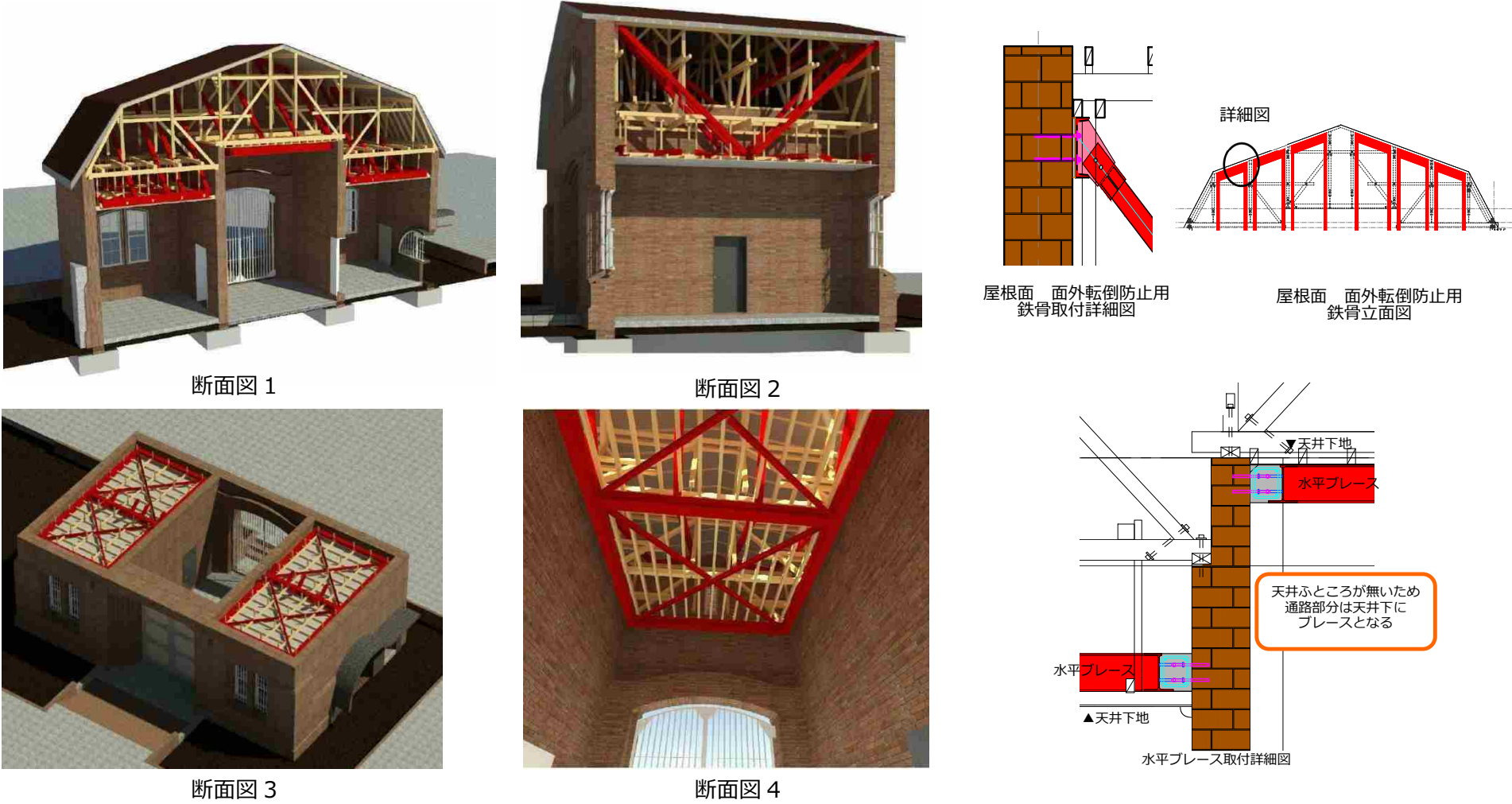
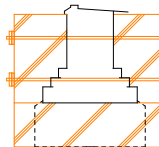
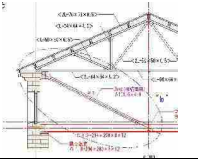
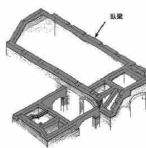


表 4-2-4 工法とその効果・文化財への影響 各案比較表

項目	工法	概念図	効果	工法選定理由	A 案	B 案	C 案	D 案
耐震補強	共通補強① 水平面鉄骨ブレース増設 A. B. C 案に適用		・建物の一体性の確保 ・面外曲げ補強	・煉瓦造の補強としては一般的であり、実績が多い ・意匠性への配慮	通路部分は天井ふとところがないため、天井下に鉄骨ブレースを設ける必要がある。 施工にあたって屋根面の解体もしくは天井の解体が必要。			不要
	共通補強② RC 造基礎の増設 A. B. C. D 案に適用		・建物の一体性の確保 ・面外曲げ補強	・煉瓦造の補強としては一般的であり、実績が多い	基礎増設にあたり煉瓦の根積基礎下のラップルコンクリートを撤去する可能性がある。 施工にあたって土間コンを一部解体する可能性がある。			
	A. B 案共通 面外転倒防止用鉄骨の増設		・面外曲げ補強	・可逆性への配慮	小屋裏に小屋組部材をよけて鉄骨を設置する。 通路部分は一部露出する可能性がある。		不要	不要
	A 案 ステンレス筋の挿入(鉛直)		・面外曲げ補強	・煉瓦造の補強としては一般的であり、実績が多い ・意匠性への配慮	小屋組を全解体し煉瓦躯体の頂部から施工する必要がある	不要	不要	不要
	B 案 RC 臥梁の増設 (アーチの再構築)	 RC 臥梁/壁再構築	・面外曲げ補強	・意匠性への配慮	庇と煉瓦躯体の接合状況によっては必要となる可能性有	東面の庇及び開口部の壁を解体し、再構築となる	庇と煉瓦躯体の接合状況によっては必要となる可能性有	庇と煉瓦躯体の接合状況によっては必要となる可能性有
	C 案 免震装置の増設		・入力地震動の低減	・意匠性への配慮	不要	不要	免震装置の他に免震ビッド、点検用の出入口等が必要 建物周囲に免震クリアランスの設置	不要
	D 案 RC 臥梁の増設 屋根面全体		・面外曲げ補強	・意匠性への配慮	不要	不要	不要	煉瓦躯体頂部を RC に置き換えるため、煉瓦躯体の損傷大
	D 案 PC 鋼棒の増設(鉛直) 緊張力導入		・面外曲げ補強	・意匠性への配慮				小屋組を全解体し、躯体の頂部から施工する必要がある
	補強工事に伴う工事 小屋組天井解体・保管・復旧					全解体	一部解体	一部解体
耐震補強工事費					中	低	高	中
※1 文化財への影響	意匠性を損なわない				○	○	○	△(臥梁部分一部変更)
	部材を傷めない				△ (木造屋根を全解体する必要有)	△ (壁面の解体が必要)	○	△ (木造屋根を全解体する必要有)
	可逆的である				△ (ステンレス筋は取り外し不可)	△ (臥梁は取り外し不可)	○	△ (PC 鋼棒は取り外し不可)
	区別可能である				○	△ (再構築のため判別つかない)	○	△ (臥梁・PC 鋼棒とも判別つかない)
	最小限の補強である				△ (木造屋根を全解体する必要有)	△ (壁面の解体が必要)	○	△ (木造屋根を全解体する必要有)
維持管理					鉄骨部材の塗装	鉄骨部材の塗装	鉄骨部材の塗装 免震ダンパーの点検・交換	－
活用上の懸念事項					－	－	建物周囲に免震クリアランスの設置 ⇒地震時稼働 注意喚起	－

※1：共通補強①～②を除いた各案について評価を行っている

(3) 地震時の対処方針

地震時の対処としては、被災者の救助を優先し見学者の安全を確保することが第一である。そのため、電源を遮断し、屋外への飛び出し禁止などの措置をとる必要がある。また日常より什器等の転倒防止、火気の管理、非常用の備蓄品の確保に努めなければならない。

文化財建造物に対しては、その部材の保護に努める。建物の変形や破損に対しては、支持材の補加、危険部分の撤去格納などを行う。

なお、本建物は防災拠点としては想定していないことから、見学者の避難後は、建物内への立入り制限等、然るべき措置をとることとする。

(4) C案（免震）実施に向けての課題

基礎の免震化を図る C 案を今後進めるにあたり、以下の課題に対して詳細な検討を行う必要がある。

①コスト

C 案（免震案）は他の補強案に比べ、工事費が高くなると見込まれ、詳細検討を基に費用の精査及びコストダウンの検討が必要である。

②工期

現段階での工程検討では、A～D 案のいずれの補強計画案を選択した場合でも、曳家完了及び工事完了の各工程が予定工程内で施工可能と考えられるが、更に詳細な工程検討を行うことが必要である。

③東面の円形底の構造詳細調査

今回の調査で東面の円形コンクリート底と煉瓦躯体の接統部の状況把握ができなかったため、接統部の一部解体調査を行い、状況を把握する必要がある。調査結果によっては、円形底及び開口部の壁を解体し、再構築が必要な場合も考えられる。

なお、調査結果により円形底及び開口部の再構築が必要となった場合、当該部分のオリジナルティが失われるため、創建時の姿に復原を行うか、2期の円形底及び開口部を再構築するか、復原時期について再度検討を行う必要がある。

4-3 耐風対策

(1) 被害の想定

構造躯体に関して、風による破損等は過去に被害報告がなく、今後も大きな問題はないと考える。台風や強風時に、周囲の樹木や飛散物による窓ガラス、外壁等の破損が想定される。また、復原にあたって屋根を天然スレート葺にした場合は、風により飛散しやすいため、固定方法等に配慮が必要である。

(2) 今後の対処方針

屋根材や煉瓦の飛散等が予想される場合、あるいは飛散物による破損が想定される場合は、建物周辺を立ち入り禁止にする、あるいは窓ガラスに耐風養生を行う等の措置を取る。災害に関する情報を随時収集し、事前の対策を講じる。被害が発生した場合は速やかに調査を行い、必要な応急措置及び修繕を実施する必要がある。

4-4 その他の対策（旧矯正研修所関連建物の解体工事期間中（R4.7～R5.6）の対策）

(1) 汚損・損傷・沈下等の対策

令和4年度（2022年度）から翌年度にかけて行われる旧矯正研修所関連建物の解体にあたって、文化財である表門に汚損・損傷、沈下等の影響が及ばないよう対策を施す必要がある。解体手順や重機の侵入経路、低振動工法の検討、表門への仮囲いや騒音振動計の設置といった仮設計画の検討を行い、担当部署間で相互に調整を図りながら進めることとする。

(2) 防火管理計画・防犯計画・防災設備（防火・防犯設備）計画

周辺建物の解体工事期間中、表門については防火管理区域を仮囲いで囲い、施錠管理を行う予定である。解体工事期間中は、解体工事発注者及び解体工事請負業者にて協議の上、体制を整える。

第5章 活用計画

5-1 公開その他の活用の基本方針

公開その他の活用の基本方針は、現存する旧豊多摩監獄表門（以下、「表門」という）の価値及び中野刑務所が果たした社会的役割といった視座から、次のとおりとする。

(1) 日本の近代建築史に影響を与えた煉瓦造建築物である 表門の価値を伝えるための公開・活用を行う
--

<u>創建時の価値</u>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●日本人建築家が西洋の模倣から脱しようとする大正期のモダニズム建築の先駆者後藤慶二の唯一の現存作品 ●日本における煉瓦造建築物の到達点（覆輪目地やクサビ型煉瓦の使用等） |
|---|

<u>震災復興後に付加された価値</u>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●行刑建築の変遷過程を見る（知る）ことのできる貴重な遺構 |
|--|

上記の価値が伝わるよう、

- 1) 表門自体が展示物であり、復原修理を行うことで当時の姿を復原し展示する。
表門の四周を見学でき、直接触れる、あるいは間近で見ることが出来るようにする。
- 2) 古写真のアングルから視点場を設定、VRを用いるなど、往時の表門の姿を感じられるよう工夫を行う。
- 3) 表門の理解を深めるための資料展示を用意し、そのための展示スペースの確保を図る。
- 4) ガイドツアーを地元ボランティアで実施できるよう人材の育成をし、建物ガイドプログラムを用意する。

(2) 日本の行刑の近代化を推進する先駆的役割を担った 旧豊多摩監獄の歴史を伝えるための公開・活用を行う

<u>豊多摩監獄から豊多摩刑務所、中野刑務所に至る中で、日本の行刑処遇制度等の先駆的役割を果たしてきた</u>
--

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●大正4年（1915）日本ではじめて悪性の程度によって段階的に処遇を進める「豊多摩監獄階級処遇規定」が試行された ●中野刑務所の十字舎房には、「予防拘禁法」の制定に伴い、日本で唯一の予防拘禁所がおかれた ●戦後日本で最初の「分類センター」や「職業訓練所」を設置。モデル施設としての役割を担った |
|--|

上記の価値が伝わるよう、

- 1) 日本の行刑・矯正の歴史において、他の監獄施設（明治五大監獄、小菅刑務所、網走監獄等）との関係や位置づけなど、旧豊多摩監獄が果たした役割を学べる場とする。

- 2) 模型やVRなどを用いて、監獄の敷地内や建物の変遷がわかる工夫を行う。
- 3) ガイドツアーを地元ボランティアで実施できるよう人材の育成をし、日本の処遇制度に関連した講習プログラム等を用意する。

(3) 地域の近代発展を示す公的施設と連携した公開・活用を行う
--

<u>近代発展を示す公的施設例</u>

陸軍関連施設（現四季の森公園）、国立療養所（現江古田の森公園）、農事試験場（現城山公園一帯）、哲学堂公園、旧野方配水塔など

- 1) 中野区の近代の歴史遺産としての希少価値を発信する。
- 2) 矯正会館（CAPIC や矯正図書館等）との連携を図る。
- 3) 地域内の近代発展を示すその他施設と連携し、哲学堂公園や、周辺の同時代の公的施設と連携した企画、イベント、まちあるきルートの作成など、面的な活用を行う。
- 4) 中野区認定観光資源への選定・承認を目指す。

5-2 公開基本計画

(1) 建造物の公開

ア 外観

外観は四周を望見できる状態とする。

イ 内観

- ・表門の内部、すなわち「通路」及び「部屋」ならびに「元守衛室」は、文化財保護の観点から常時開放せず、土日祝等や申し込み制による限定公開が望ましい

ウ 移設・修復工事中の公開

工事中には、文化財の価値とその保存の理解を広げるため、曳家や修理現場の公開を検討する。ただし、見学者の安全確保を優先する。

5-3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 文化財保護法による指定

表門は、文化財保護法第182条第2項に基づき、中野区指定有形文化財（建造物）の指定を受けた建造物である。

イ 建築基準法に係る整理

中野区指定有形文化財（建造物）である表門は、建築基準法第3条第1項三号に基づいて、建築審査会による同意を得て適用除外の指定を受ける。ただし、公開活用にあたり、多くの利用者が訪れる区民に開かれた施設、場とすることが求められていることから、建築や設備のハード面、管理運営などのソフト面の両面からの対策を講じて安全性に十分配慮した計画とする。

ウ 消防法に係る整理

消防法上の防火対象物の用途区分は「(17) 重要文化財建造物」となることから、消火器、自動火災報知設備の設置が必要である。

エ その他関係法令に関して

その他、計画地に関する地区計画である「平和の森公園周辺地区地区計画」については第3章で整理した通り、また、下記条例等に関する協議及び確認が今後の計画内容の具体化に伴い必要となる。

- ・東京都福祉のまちづくり条例（窓口：建築課）
- ・中野区福祉のまちづくり環境整備要綱（窓口：建築課）

- ・雨水流出抑制施設設置指導要綱（窓口：道路課）
- ・みどりの保護と育成に関する条例（窓口：公園課）

(2) 建築計画

ア 配置計画

移設後の表門及び表門周囲の外構要素について配置計画を行う。表門本体については、地区計画の壁面後退条件（東側の区画道路第2号の中心線まで3m以上、隣地境界線まで50cm以上）を満たすこととする。また、表門の外構の復原範囲については、配置上の敷地の制限もあることから、表門脇の鉄格子塀及び表門側の石柱までを情景再現として計画する。

表門の移設にあたり、計画地の配置案を4案作成し比較検討を重ねた。計画地において配慮する事項として、以下が挙げられる。

- ①計画地周辺の住宅地のプライバシーや騒音に配慮する

※計画地の南・西側は住宅密集地となっている

- ②区画道路第2号は新設する小学校児童が利用するため、車両の通行を極力控える
- ③計画地内の樹木は表門の見学に支障のない範囲で残す

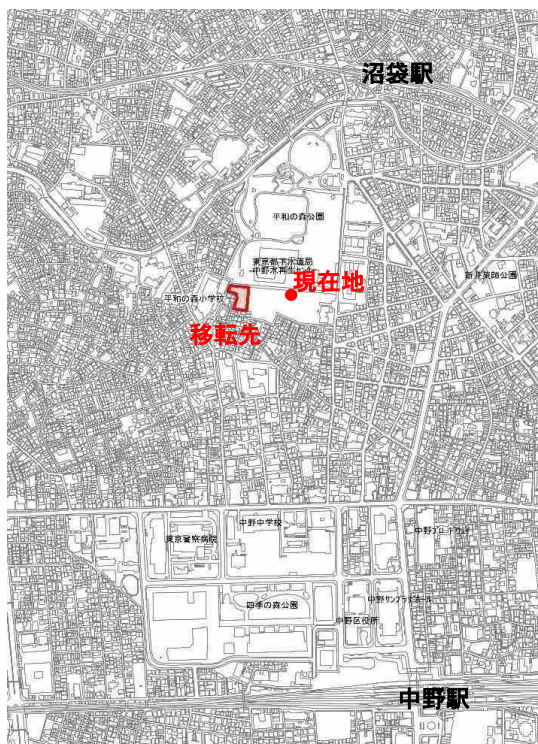


図 5-3-01 広域地図（北が上）



図 5-3-02 移転先航空写真 (Googlemap より)
（北が上）

表 5-3-03 各配置検討案の特徴及び課題

A 案 創建時の煉瓦塀の軸線上に表門を配置し、方位は当初のままとする案。また北側に旧中野刑務所敷地があったという史実に配慮した案 ■特徴 ・方位が旧状と同じで、平和の森公園側が旧中野刑務所の跡地であるという歴史的背景が考慮されている ・保存公開必要範囲を3方向満たす ・元位置からの平行移動のため、曳家費用を抑えられる ■課題 ・接道する東、西面の道路側から表門の正面をみることができない	
B-1 案 表門の正面を西側の道路に向け、特徴的な外観意匠を誰にでも見える位置に計画した案【道路に平行】 ■特徴 ・西面の道路に平行して配置することで、道路側から特徴的な外観意匠をみることができる ・保存公開必要範囲を3方向満たす ■課題 ・旧状から方位が変わる ・回転することで曳家費用が高くなる	

B-2 案

門の正面を西側の道路に向け、特徴的な外観意匠を誰にでも見える位置に計画した案

【90度回転】

■特徴

- ・西面の道路に平行して配置することで、道路側から特徴的な外観意匠をみることができる
- ・保存公開必要範囲を3方向満たす

■課題

- ・旧状から方位が変わる
- ・回転することで曳家費用が高くなる



C 案

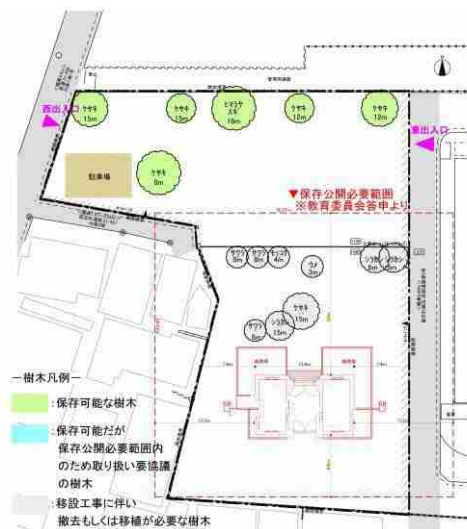
門を敷地南側に配置し、北側に一体的な空地を設けることで、敷地の有効活用ができる案

■特徴

- ・北側の管理用通路から正面をみることができる
- ・北側にまとまった空地ができ、敷地の有効活用ができる

■課題

- ・旧状から方位が変わる
- ・門が住宅密集地に面するため、近隣住居への視線の配慮や騒音等の配慮が必要となる
- ・回転することで曳家費用が高くなる



以下の点から、表門の配置についてはA案が最適と考えられる。

- ・方位が旧状と同じで、平和の森公園側が旧中野刑務所の跡地であるという歴史的背景が考慮されている
- ・表門が北に面していることで、見学者の視線が北側に抜け、住宅密集地への視線が配慮できる点

イ 平面計画

1) 動線計画

- ・計画地では、接道する東側と西側に出入口を設け、平和の森公園からの動線と、中野駅からの動線に対応するとともに、計画地内の二方向避難にも配慮する
- ・「通路」「部屋」「元守衛室」については公開日のみ通路から出入りできるようにし、内部を見学できるようにする
- ・小規模な建物であるため、順路は定めない

ウ 施設等整備計画

1) 保存管理、環境保全、防災に係る施設等

自動火災報知設備及び消火器を設置し防火対策を行う。また防犯対策として防犯カメラや機械警備の導入を行う。

2) 公開、活用に係る施設等

施設利用に伴い、移設・修復工事とは別で、駐車場、駐輪場、説明板・標識の設置といった敷地の整備が求められる。車両の出入りに関して、東側に整備が予定される区画道路第2号は、今後建設される小学校の児童が利用する道路となるため、車両の出入りは極力避けることが必要であり、一般利用者向けの駐車スペースは西側の接道付近の敷地内へ確保することを検討する。

3) 公開、活用に係る設備等

表門の維持管理及び公開活用に向けて、以下の通り設備計画を行った。ただし今後の公開活用内容の具体化に伴い、計画内容を最適化していく必要がある。

①電気設備

近年の改修で取り付けられたコンセント類は工事に伴い撤去する。維持管理及び活用上必要となるコンセント及びスイッチ設備は露出配管で可逆性を担保する形で新たに設ける。

展示等の機能にあわせた必要な電気容量を確保する必要がある。

②照明設備

照明設備は、通路のみ当初のものと思われる照明器具が残っている。通路の照明についてはLED電球が利用できるように改造した上で再利用する。「部屋」は天井面に当初の照明のものであろう木台のみが残っている状態で、「元守衛室」については天井面に木台がついていた痕跡が残っている。どちらの室も当初の照明器具は明らかに残っていない。

今後、両室の照明器具を復原整備する場合は、大正から昭和の刑務所や刑務所の門といった類似例を参考にし、新規で計画する必要がある。

なお、今後、室内での展示を行う場合は、ライティングダクト等を用いたスポットライト等の展示用照明の設置を検討する。

③換気設備

現状では換気設備は設置されていない。今後の活用のためには、換気設備の設置検討が必要である。両側の室に第3種換気の機械換気設備を天井面に設置し、小屋裏ではダクト配管し、北側妻壁のガラリから外部へ排気する計画が考えられる。

なお、小屋裏換気は、軒裏天井部に吸気口を設け、かつ棟換気を新設することで換気機能の確保を図る。

④衛生・給排水設備

室内には衛生・給排水設備は設置しない。外部において、活用・維持管理用として外部水栓を新設する。

(3) 外構及び周辺整備計画

移設・修復工事とは別の計画となるが、計画地の整備にあたっては、隣地、特に住宅地が接する敷地西と南側については、利用者の視線などの配慮から、隣地境界線付近に樹木や目隠しとなるものが必要である。

(4) 管理・運営計画

ア 建物の管理

- ・ 通路、両側の室は公開日にのみ開放とし、通常は施錠した状態とする
- ・ 常時機械警備を行う

イ 敷地の管理

敷地の管理を行うにあたって、移設・修復工事とは別で整備する必要があるものとして以下が挙げられる

- ・ 出入口は二方向避難を考慮し、接道する西側と東側に設ける。

ウ 管理運営体制

- ・ 計画地全体の経常管理（清掃、消防設備点検、設備管理、警備、施錠管理等）については業務委託を想定する

エ 公開範囲

表門外観は常時公開

※通路、元守衛室、部屋内部は限定公開とすることが望ましい

5-4 実施に向けての課題

(1) 活用に対する意見

令和3年(2021)11月には、区が公開見学会を開催し、門を今後活用していくにあたってのアイデアをアンケートで募った。また、同年9月には、区民団体主催による旧豊多摩監獄表門文化財指定を祝うオンライン交流会(以下、「オンライン交流会」とする)も行われ、活用に関する盛んな意見交換がなされた。これらの意見を参考に、活用計画の実施に向けての課題を整理する。

ア 公開見学会

- ・開催日：令和3年(2021)11月5日(金)、6日(土) 計2日間
 - ・来場者総数：5,568人
 - ・アンケート回答：2,946人 このうち、活用アイデアに回答は444人
 - ・444人のうち311人(70%)が歴史展示の設置を提案し、個別意見としては、門本体を加工しないで別に展示施設を設けるという意見が17件寄せられた。
- また、刑務所全体模型を作成する提案が34件寄せられた。

イ 活用にあたっての具体的なアイデア

公開見学会等で挙げられた活用にあたってのアイデアの抜粋を、以下に記載する。

【主な意見】

- ・展示室、資料室の設置
→歴史展示、映像記録の公開、刑務所全体の模型展示、マネキンを用いた情景再現、定期的なガイドツアー 等
- ・休憩スペースの設置
- ・カフェやキッチンカー
- ・グッズの作成、販売、お土産ショップ
- ・矯正協会刑務作業協力事業(CAPIC)との連携
- ・ワークショップや講演会のための研修室

(2) 活用にあたっての課題

文化財建造物である表門そのものを公開してほしい、といった意見が多い一方、展示室や資料室、講演会や学習会等の研修室的な使い方といった要望も多く聞かれる。

表門両側の室は専有面積が26㎡(15.73帖)程度で、展示や資料室等の活用を図っていくためには規模が小さく、また環境的な整備(空調、音響設備等)が必要となり、指定文化財建造物の保存には好ましくない状況にある。

よって、表門については、文化財建造物として各室内部を公開することとし、資料展示

等は最小限のパネル展示程度が適切と考えられる。

(3) 展示・鑑賞エリアの必要性

近年の文化財の活用事例においても、文化財建造物の積極的な活用とともに、文化財建造物の活用を促し、補うための、資料展示や鑑賞のためのエリアを設ける事例が多くみられる。

(4) 展示・鑑賞エリアを計画地内に設置する場合の留意点

①地区計画に準拠すること

- ・展示・鑑賞エリアに建築物を計画する場合は、壁又はこれらに代わる柱から区画道路第2号の中心線までの距離は3m以上としなければならない
- ・展示・鑑賞エリアに建築物を計画する場合は、壁又はこれらに代わる柱から隣地境界線までの距離は50cm以上としなければならない
- ・展示・鑑賞エリアに建築物を計画する場合は、建築物の高さの最低限度は7m以上とする。ただし、附属建築物で平屋建てのものはこの限りではない

②その他関係法令に関して、今後の計画の具体化に伴い適宜協議、確認を行うこと

③近隣住宅地（特に計画地の南・西側の住宅地）側は開口をつくらず壁にするなど、騒音やプライバシーに配慮した建築計画及び配置計画とすること

④配置にあたっては、表門周辺の景観に支障のない位置とすること

(5) 計画地の既存工作物等と樹木についての課題

①敷地西・南側の隣地境界線沿いには、住宅地と区切るようにしてコンクリートブロック塀（敷地内から見て高さ1.4～1.65m程度。敷地外地盤は計画地より若干低くなっている）が設置されている。現地確認の結果、ブロック塀天端に笠木仕上げが無く、ブロック塀の天端から鉄筋が露出しており、鉄筋には錆が発生していた。今後、既存コンクリートブロック塀の耐震性を調査、確認の上、安全性に懸念がある場合には、補強や更新などを含めた検討が必要である。

②計画地の地盤レベルについて、計画地内を東西に横断する既存土留めブロックを境にして、南側地盤面が北側より360mm程度高くなっている。公開活用において、敷地の一体的な利用を目指した整備を考える場合には、地盤のスキ取りや緩勾配での地盤レベルの調整等を行い、併せて舗装仕上げや雨水処理方法の検討をする必要がある。

③計画地の北側に接している管理用通路と計画地では、計画地側の地盤面が約300mm高くなっている。管理用通路へ計画地の土砂が流出してしまわないよう、土留めを設置

する等の検討が必要である。

- ④計画地内には既存樹木（樹高 8～16m 程度の中高木）が存在する。表門上方を覆うように枝を伸ばす樹木は、建物の維持管理上、剪定等の措置が必要である。また、表門を望見する際、特に南正面からの望見時に建物と重なってしまう樹木については、意匠的にも高い価値を持つ表門の南面外観の見え方を考慮し、移植や伐採含め検討していく必要がある。

(6) 計画地の整備案

次頁以降に計画地のイメージ図及び整備例を紹介する。

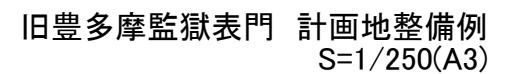


正面からみたイメージ



南東からみたイメージ

図 5-4-01 移設後の配置イメージ



第6章 保護に係る諸手続き

6-1 保護に係る諸手続き

旧豊多摩監獄表門（以下、「表門」という）は、文化財保護法第182条第2項に基づき、中野区指定有形文化財（建造物）の指定を受けており、保護に係る諸手続きについては、主に中野区文化財保護条例（以下、「条例」という）、中野区文化財保護条例施行規則（以下、「施行規則」という）によることとなる。保存活用にあたって必要となる行為と諸手続きについて、運用の方針を以下のように定める。ただし、本章の定めにおいて明確でない行為については、教育委員会と協議するものとする。

6-2 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合の手続き

（1）あらかじめ教育委員会と協議をしなければならない行為（条例第10条第1項／施行規則第11条・第12条）

「ア 現状の変更」又は「イ 保存に影響を及ぼす行為」の協議を行おうとする場合は、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。また、これらの規定する行為等をする90日前迄に現状変更等の承認申請書を教育委員会へ提出しなければならない。

ア 指定文化財の現状の変更をしようとするとき

現状の変更とは、文化財建造物が指定された時の状態を変えることを指し、以下の内容が挙げられる。

1) 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、文化財建造物を特定の時期の姿に復原する行為である。新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合などがある。

2) 保存管理上の行為

保存管理上の、移築、構造補強などの行為である。また維持管理上不可欠な施設・設備の設置や埋設設備配管等の改修等もこれにあたる。

3) 活用のための行為

活用のために必要な現状変更を行う行為である。この場合、建物特性や景観的、歴史的、文化的な価値の所在などを十分に考慮して判断する必要がある。

イ 指定文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

保存に影響を及ぼす行為とは、施行規則第12条において、当該建造物の所在地及びその隣接地において行う建設工事、造成工事その他土木工事（水道、ガス、電気、電話、道路工事等）としており、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与えることをいう。具体的には以下に類する場合といえる。

- 1) 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- 2) 文化財建造物敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- 3) 文化財建造物の周辺における切土、盛土、掘削で、その建造物の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- 4) 文化財建造物の内部に、ポンプ小屋、売店、詰所など防災及美観上問題を生じやすい施設を設ける場合
- 5) 文化財建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合
- 6) 文化財建造物の一部に、直接触れる手法により模写する場合
- 7) 文化財建造物から直接型取りを行い。模造をする場合

(2) 協議を要しない行為（条例第10条第3項／施行規則第14条）

現状の変更については、「アー① 維持の措置」又は「アー② 非常災害のために必要な応急措置」をとる場合、及び「イ 保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微であるもの」は教育委員会への協議を要しない。

アー① 維持の措置

維持の措置としては、次のような行為である。

- 1) 当該建造物が、き損し又は衰亡している場合、その価値に影響を及ぼすことなく、そのき損前の原状に復するとき。例えば、移築・修復工事完了時の状態に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合（塗装の一部剥落、照明の取替え等）は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。
- 2) 1)の場合に、当該き損の拡大を防止するための応急の措置をとるとき。

ア② 非常災害のために必要な応急措置

非常災害のために必要な応急措置としては、次のような行為が想定される。

- 1) 被災した建造物において、例えば脱落した部材等を改修・収容する行為、倒壊防止のために傾斜した壁や破損の恐れのある煉瓦開口部等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。
- 2) 災害によってき損が予測される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為等が想定される。これらの行為については、協議を要しないとされる。

イ 保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微であるもの

保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微であるものについては、2章保存管理計画の「2-4 管理計画 (3) 文化財の維持管理」を参照のこと。

6-3 速やかに教育委員会へ届け出をしなければならない場合（条例第11条）

以下の場合には、速やかに教育委員会へ届け出をしなければならない。ただし、5)修理の場合には、教育委員会と事前協議を行った上で、届け出をすることとする。

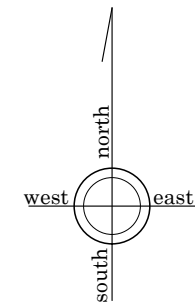
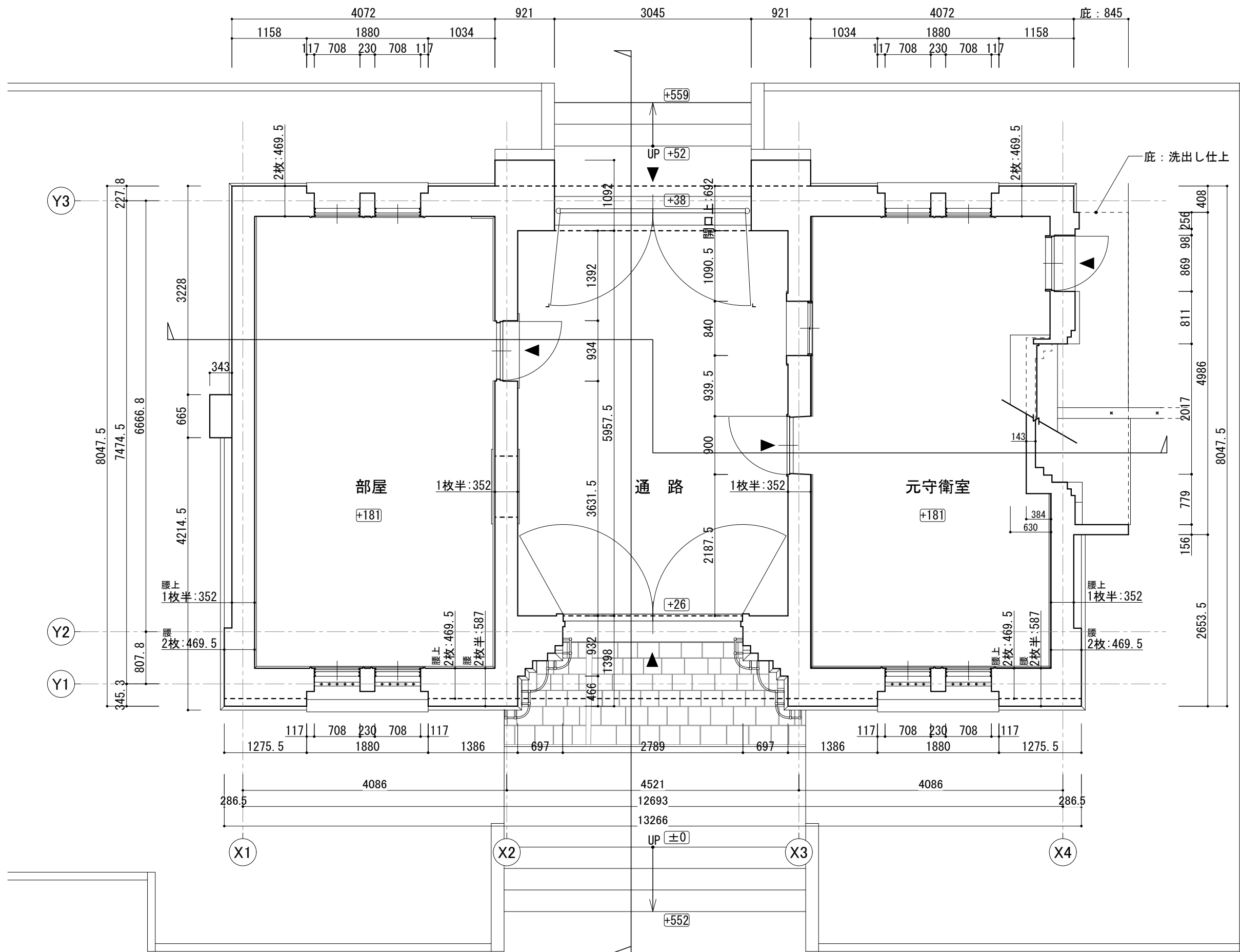
- 1) 所有者等の変更があったとき
- 2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所の変更があったとき
- 3) 中野区指定有形文化財である表門の全部又は一部が滅失し、もしくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったとき
- 4) 中野区指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき
- 5) 中野区指定有形文化財の修理しようとするとき

第6章 保護に係る諸手続き

資料

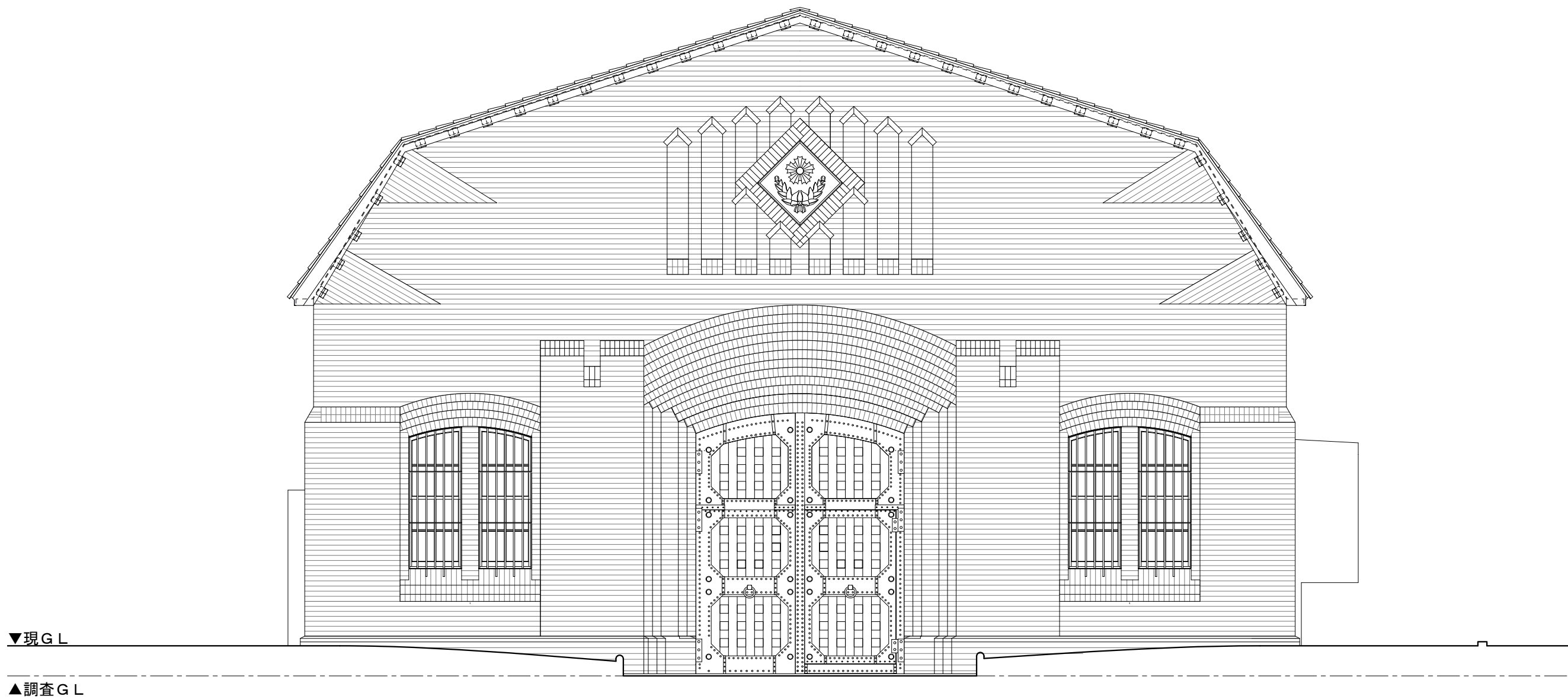
旧中野刑務所正門保存活用計画 現況図

- 01 平面図
- 02 南立面図
- 03 東立面図
- 04 北立面図
- 05 西立面図
- 06 梁間断面図
- 07 桁行断面図
- 08 展開図-1 元守衛室
- 09 展開図-2 通路
- 10 展開図-3 部屋



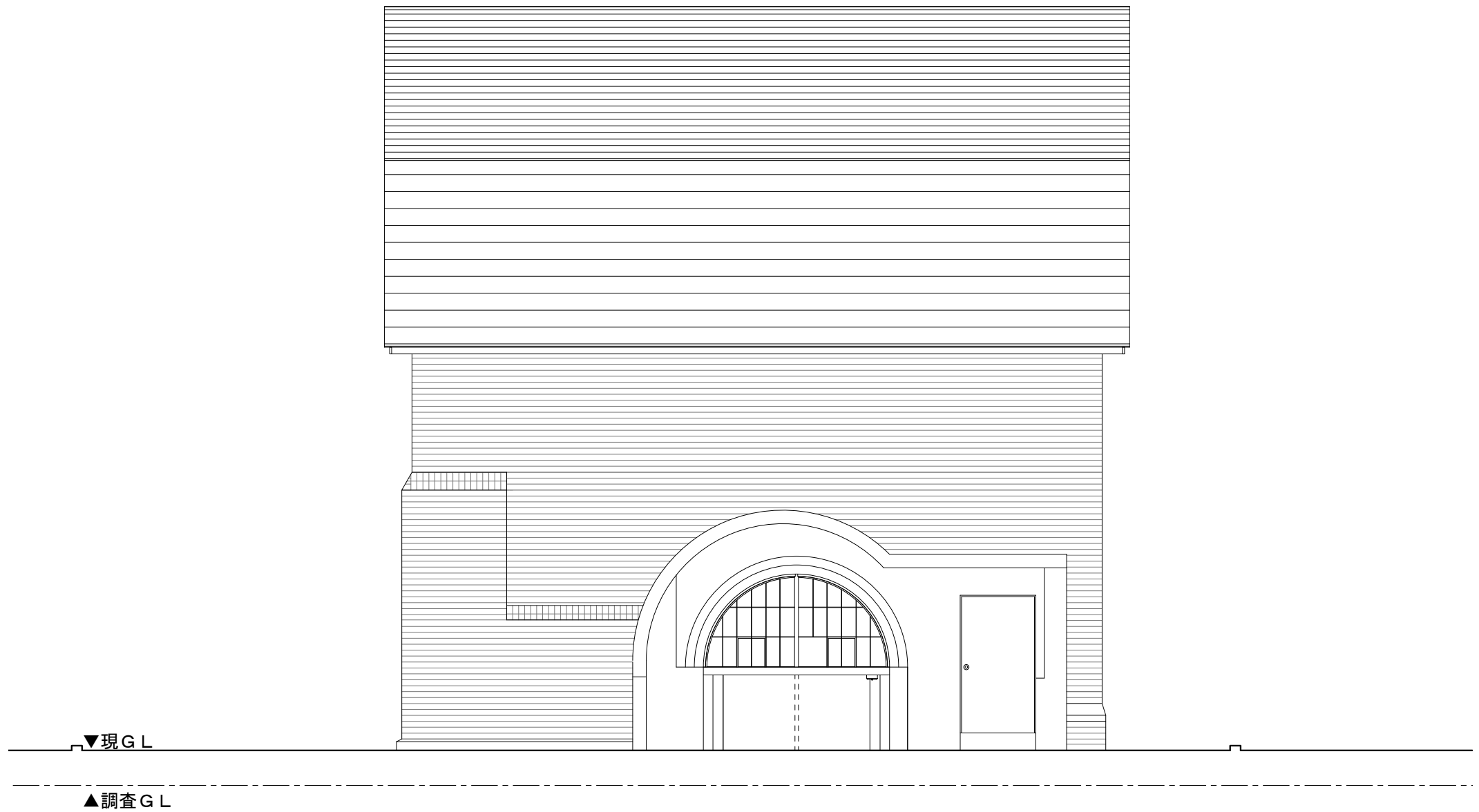
平面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
01	Drawing name	平面図		1/60 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	



南立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
02	Drawing name	南立面図		1/60 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	



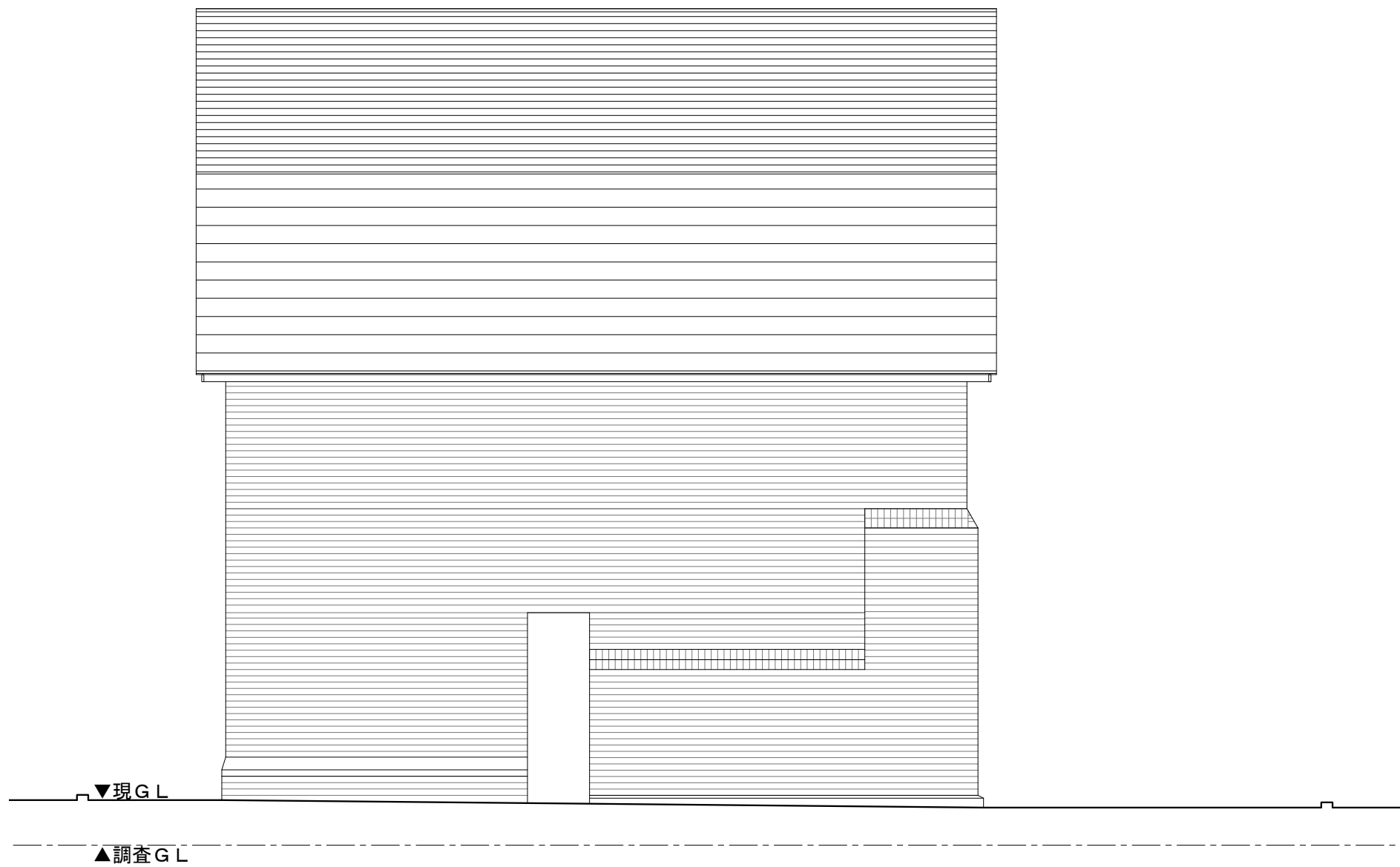
東立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
03	Drawing name	東立面図		1/60 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	



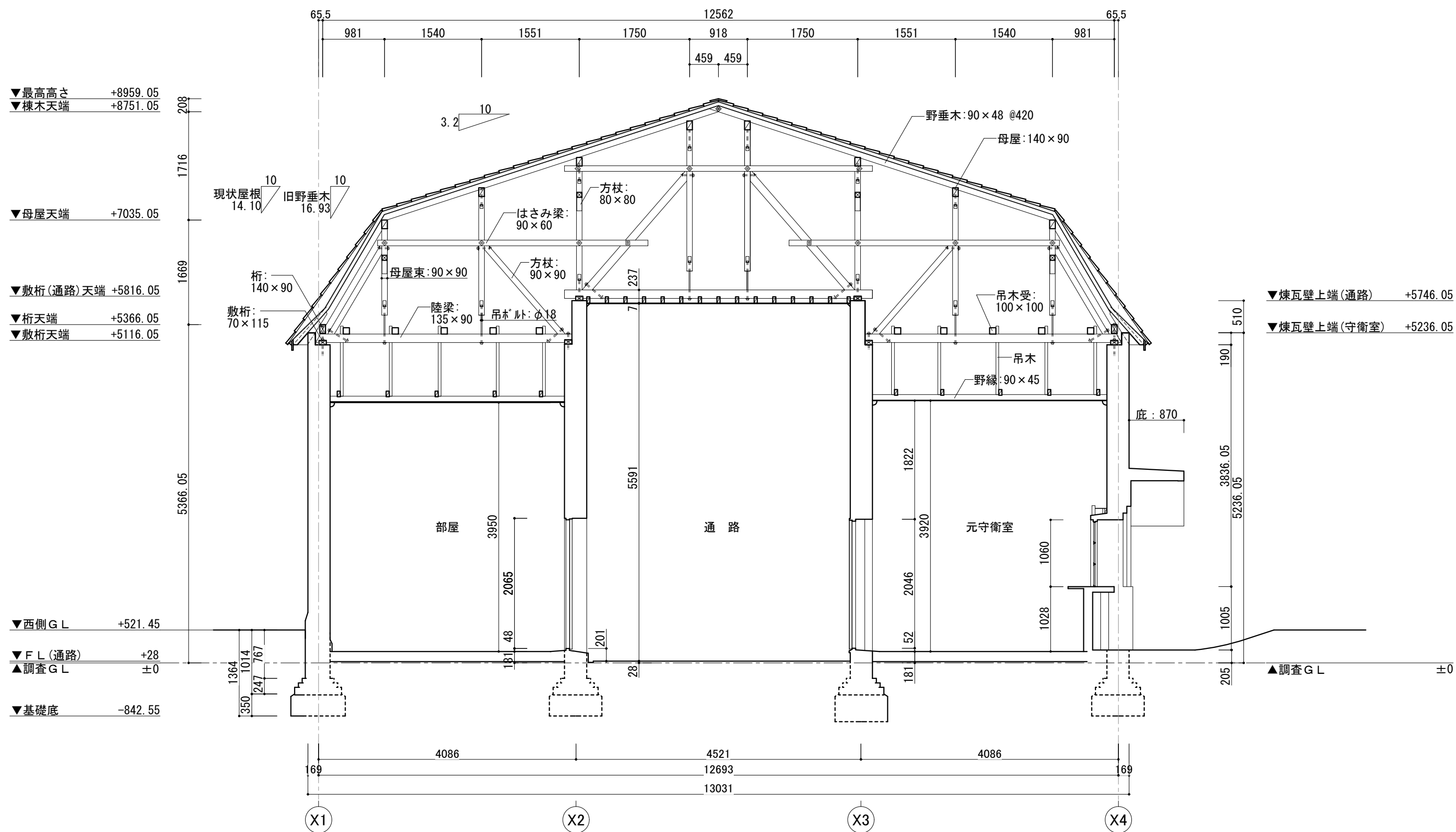
北立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
04	Drawing name	北立面図		1/60 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	

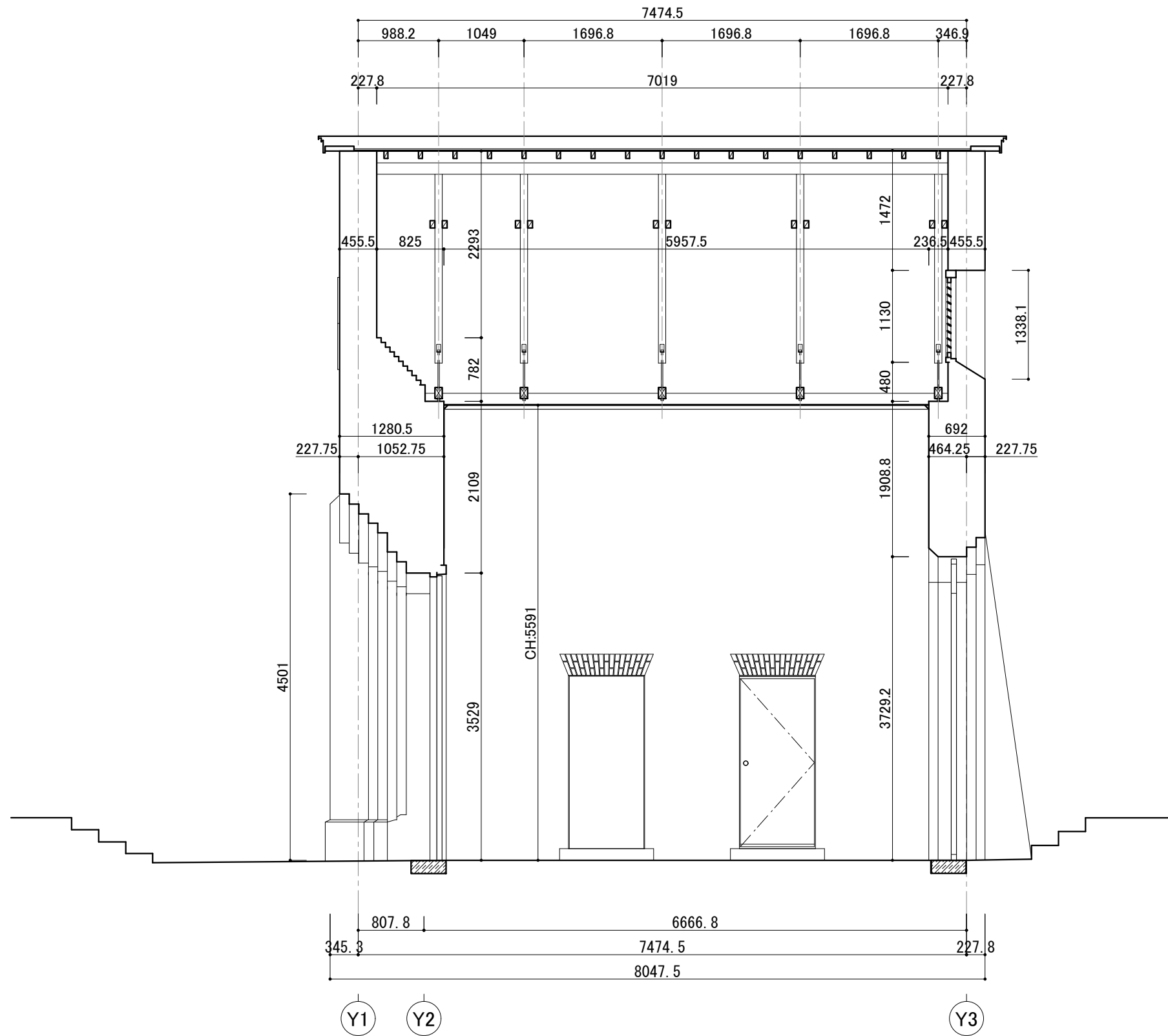


西立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
05	Drawing name	西立面図		1/60 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	



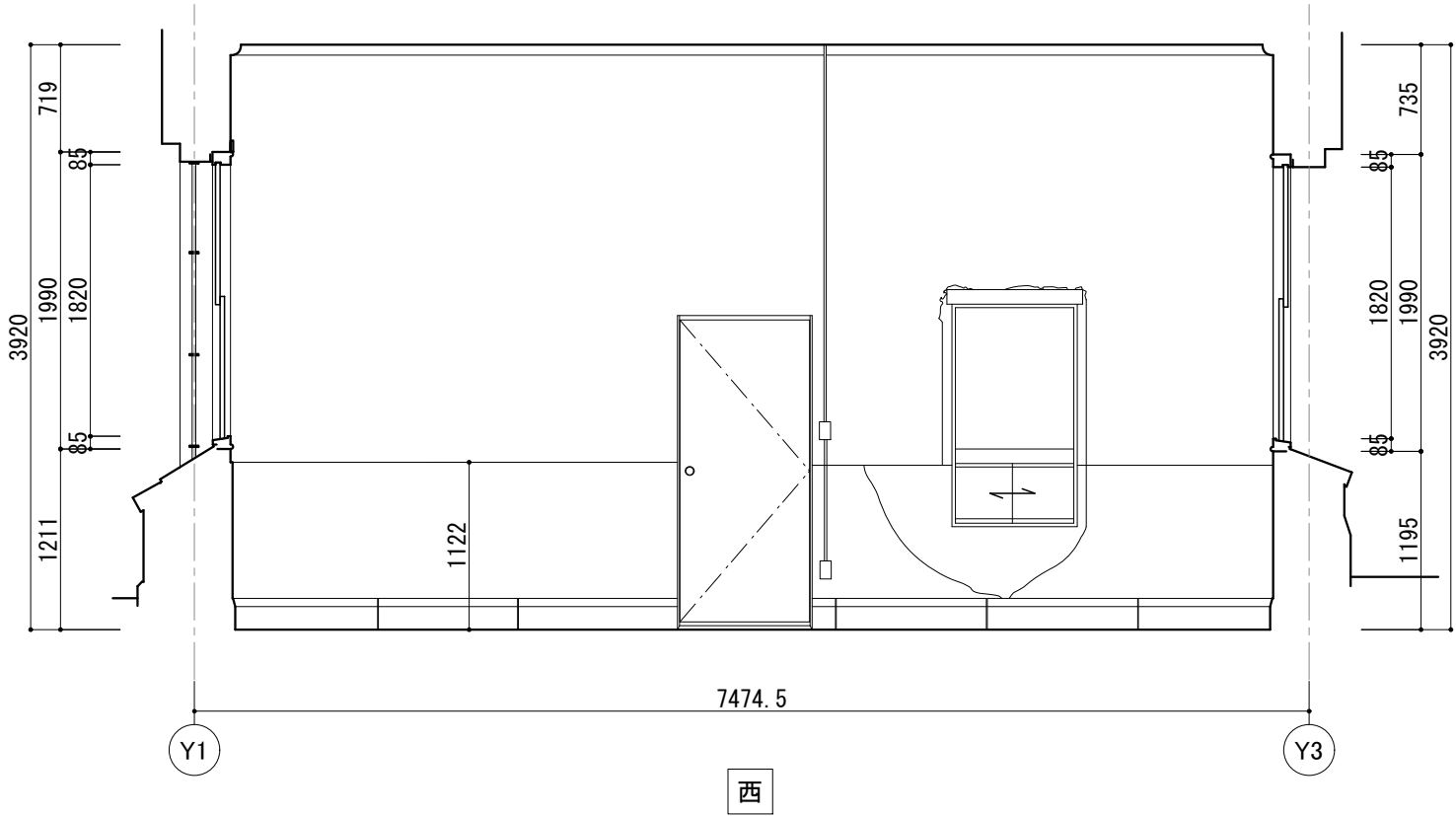
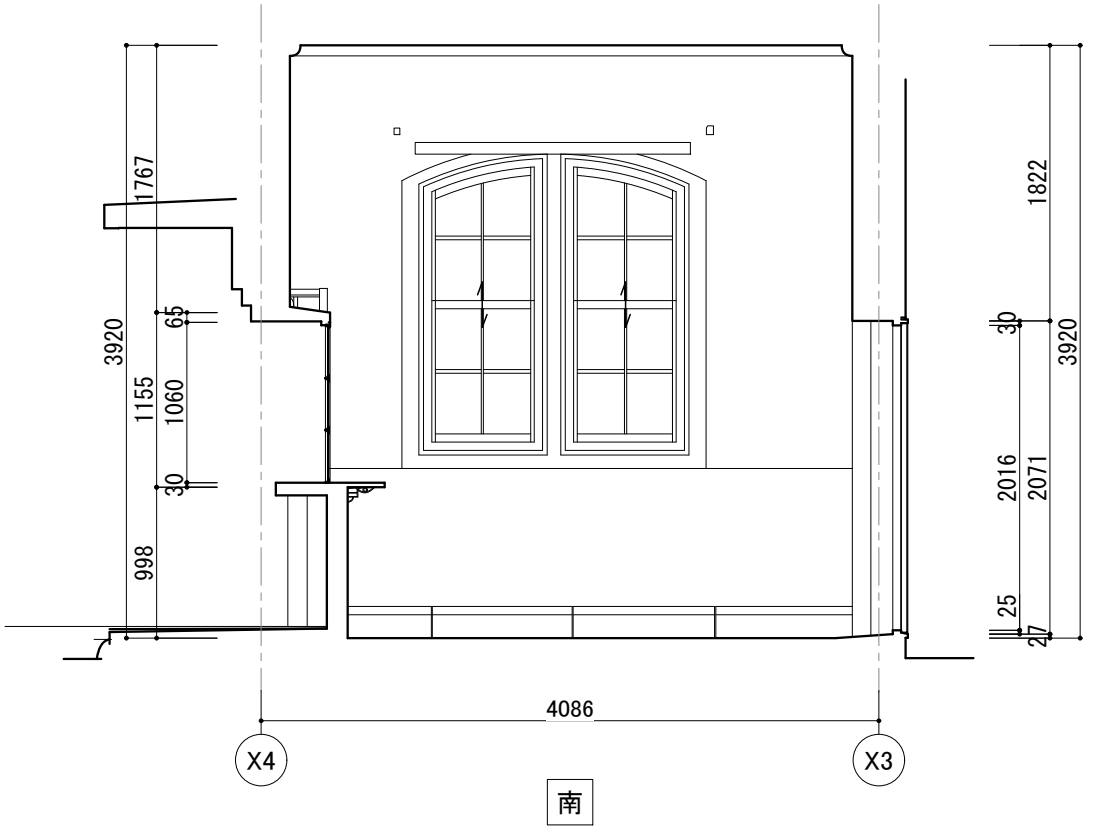
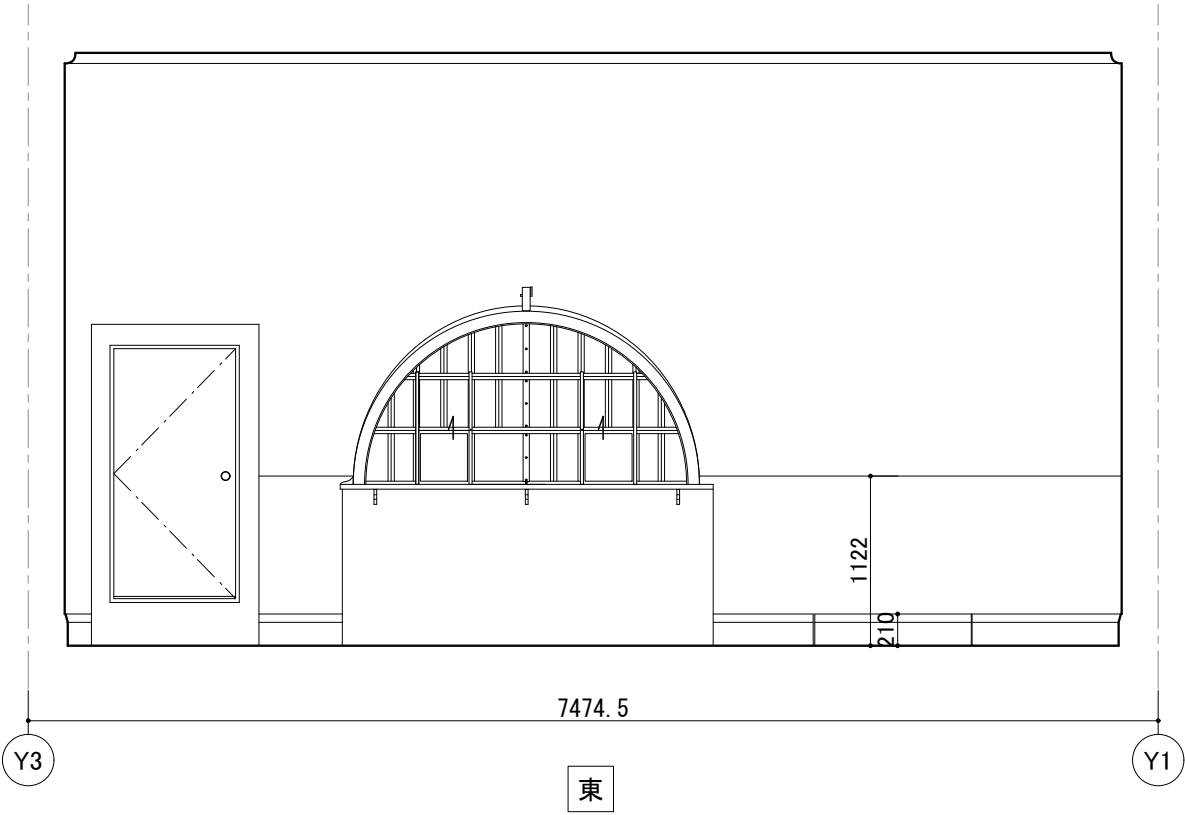
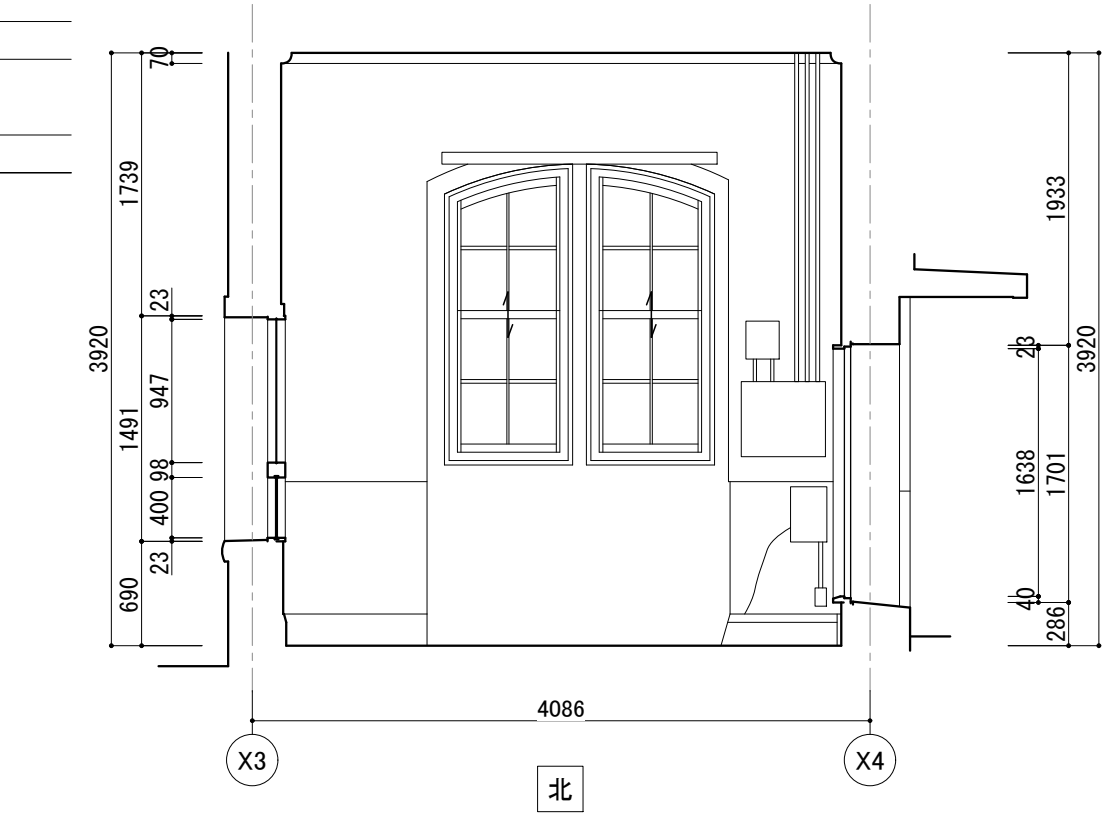
No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
06	Drawing name	梁間断面図		1/60 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	



桁行断面図 S=1/60

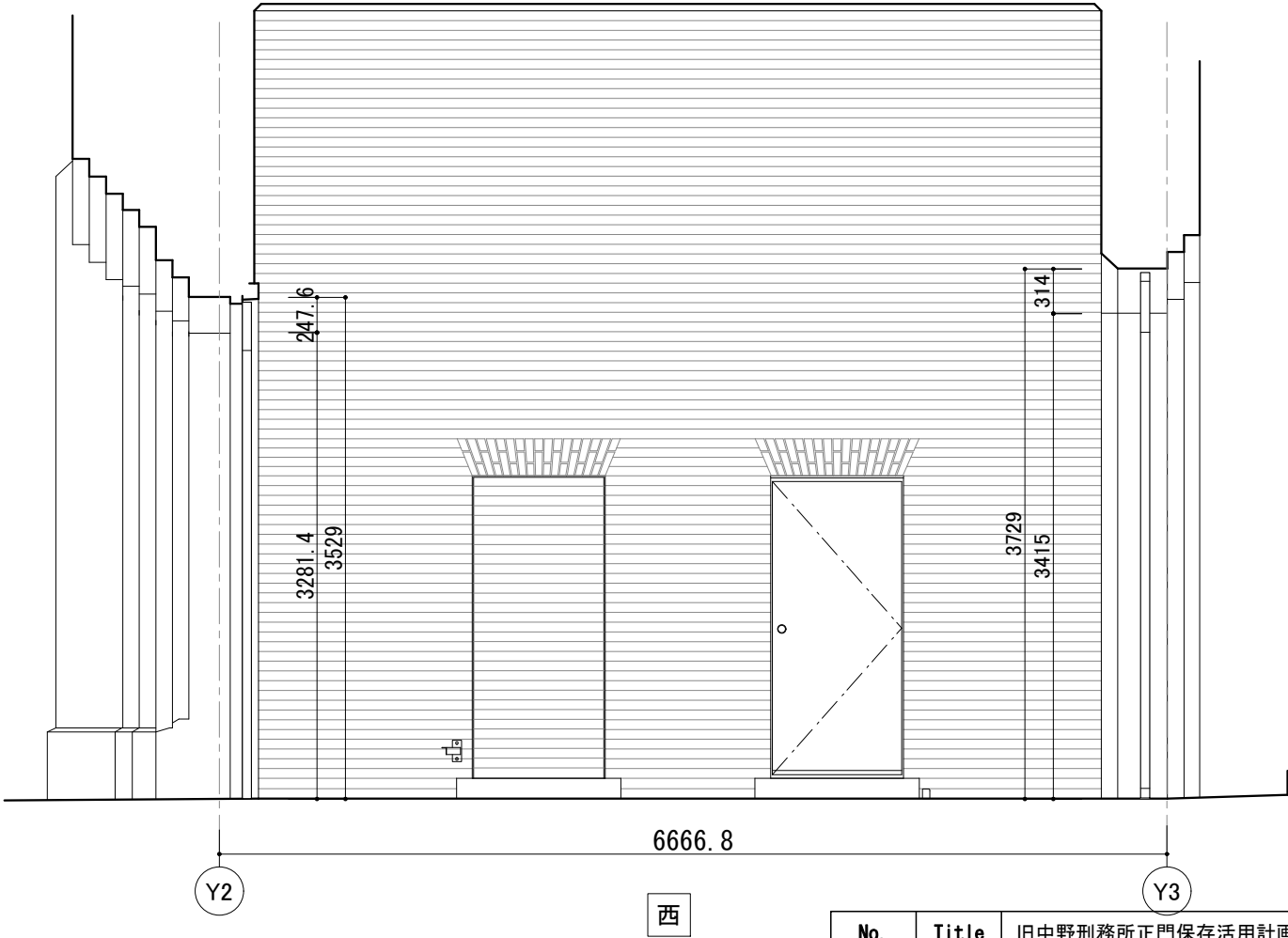
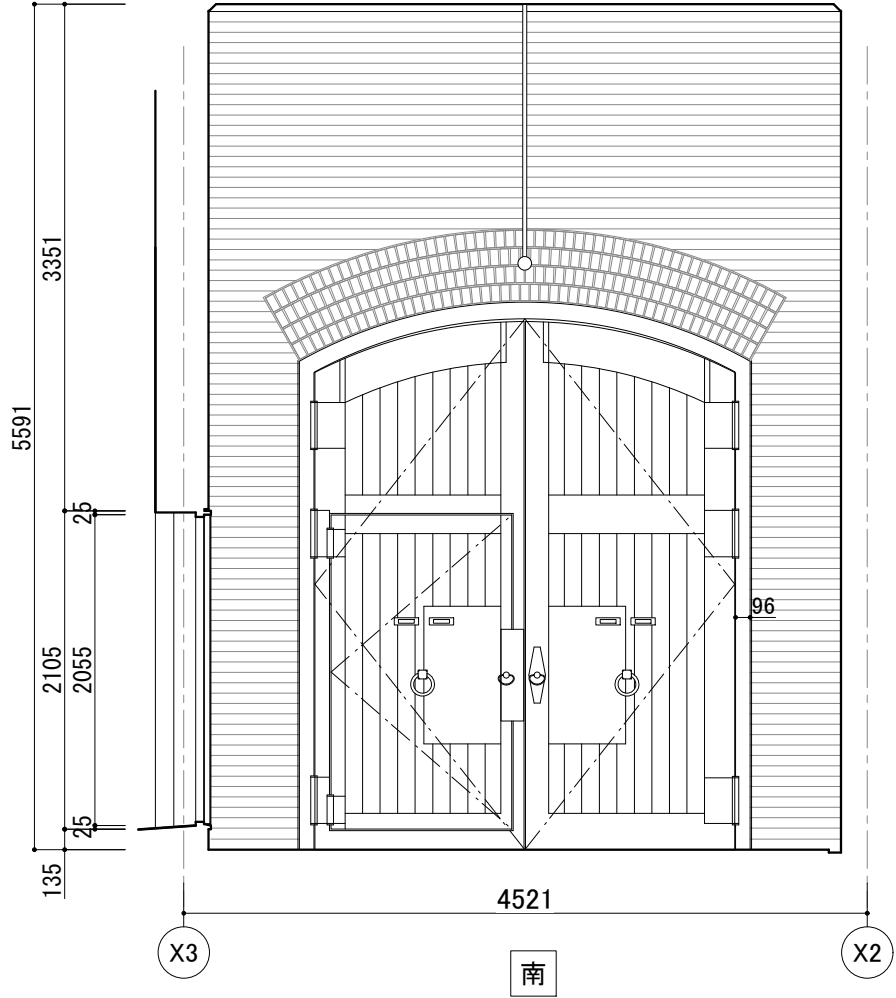
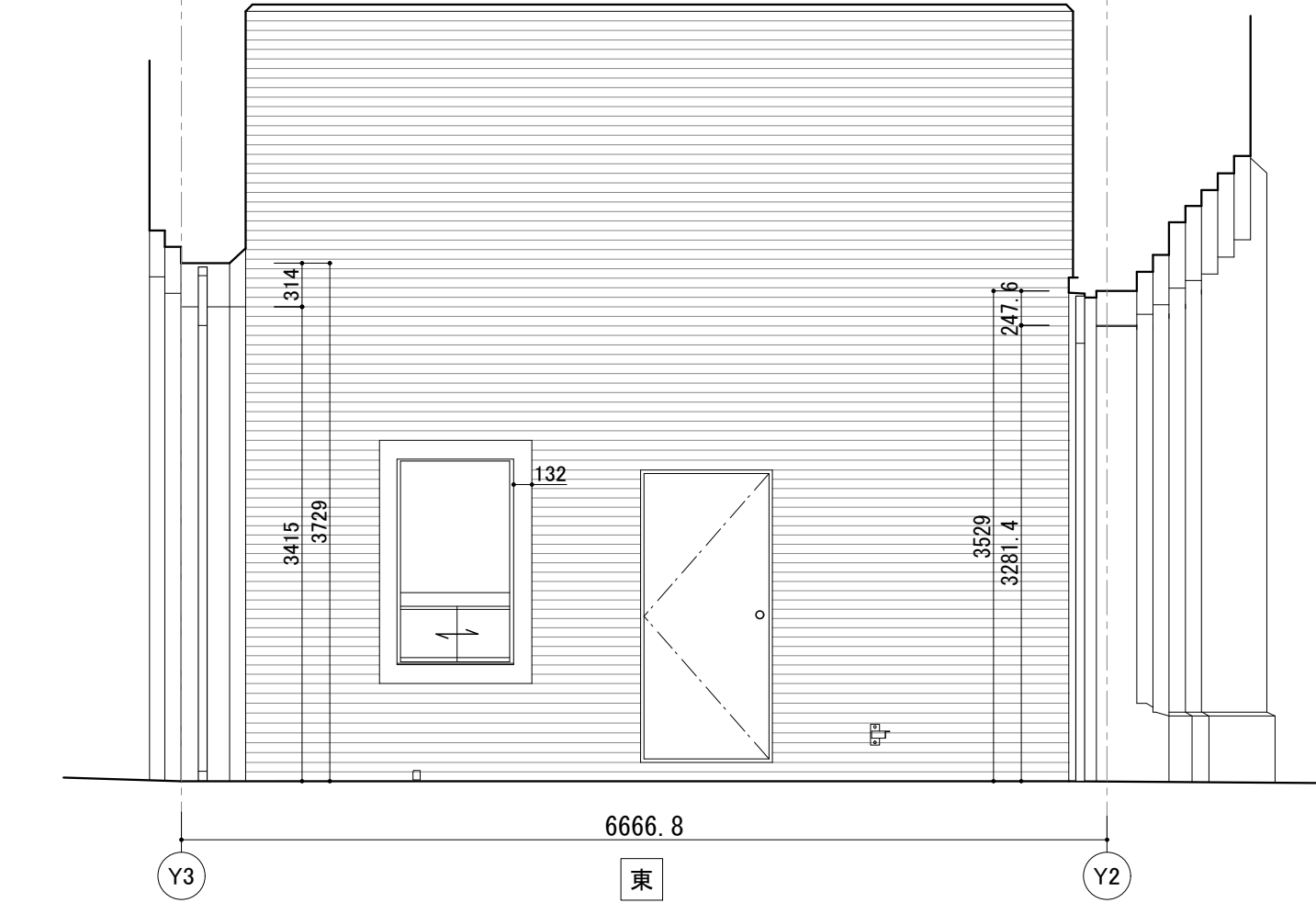
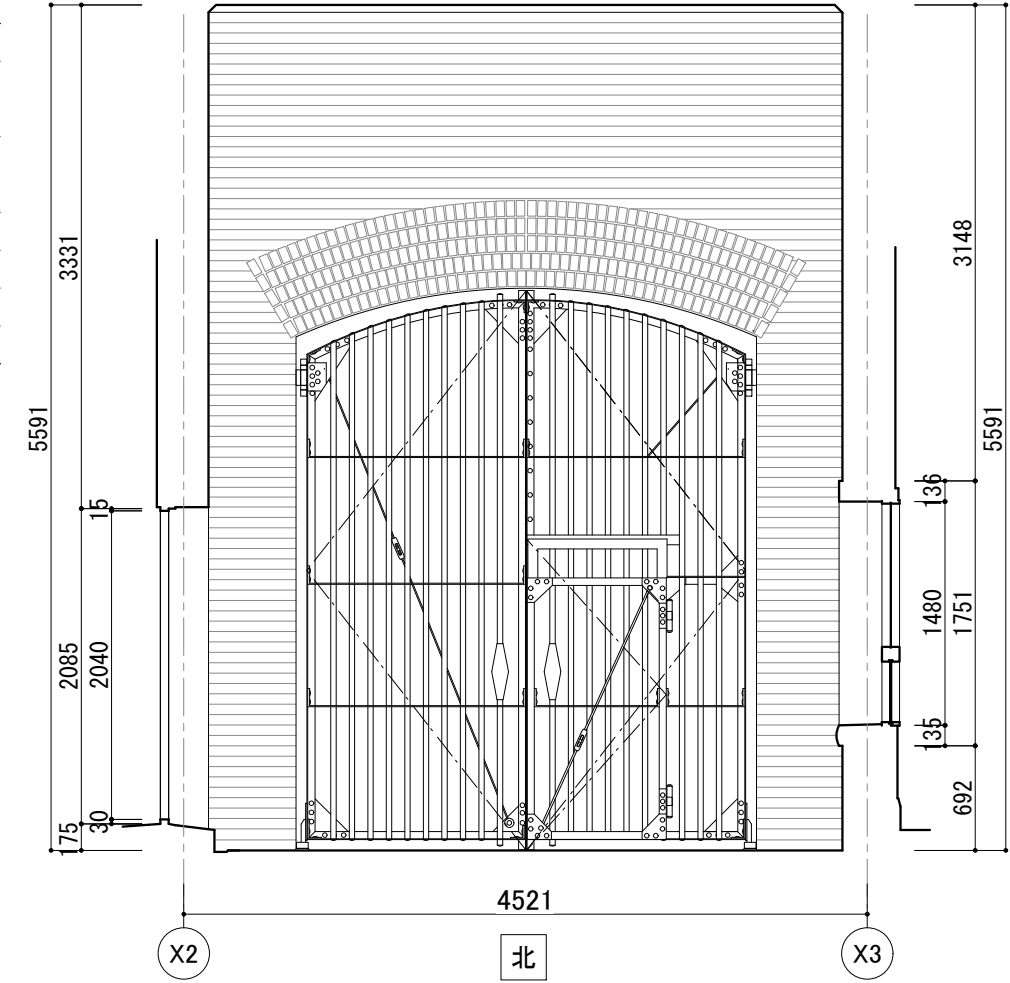
No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
07	Drawing name	桁行断面図		1/60 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	

元守衛室	
天 井	漆喰の上、塗装
廻 縁	漆喰の上、塗装
壁	漆喰の上、塗装 腰:モルタルの上、塗装
巾 木	洗出しの上、塗装
床	モルタル金鰈
備 考	



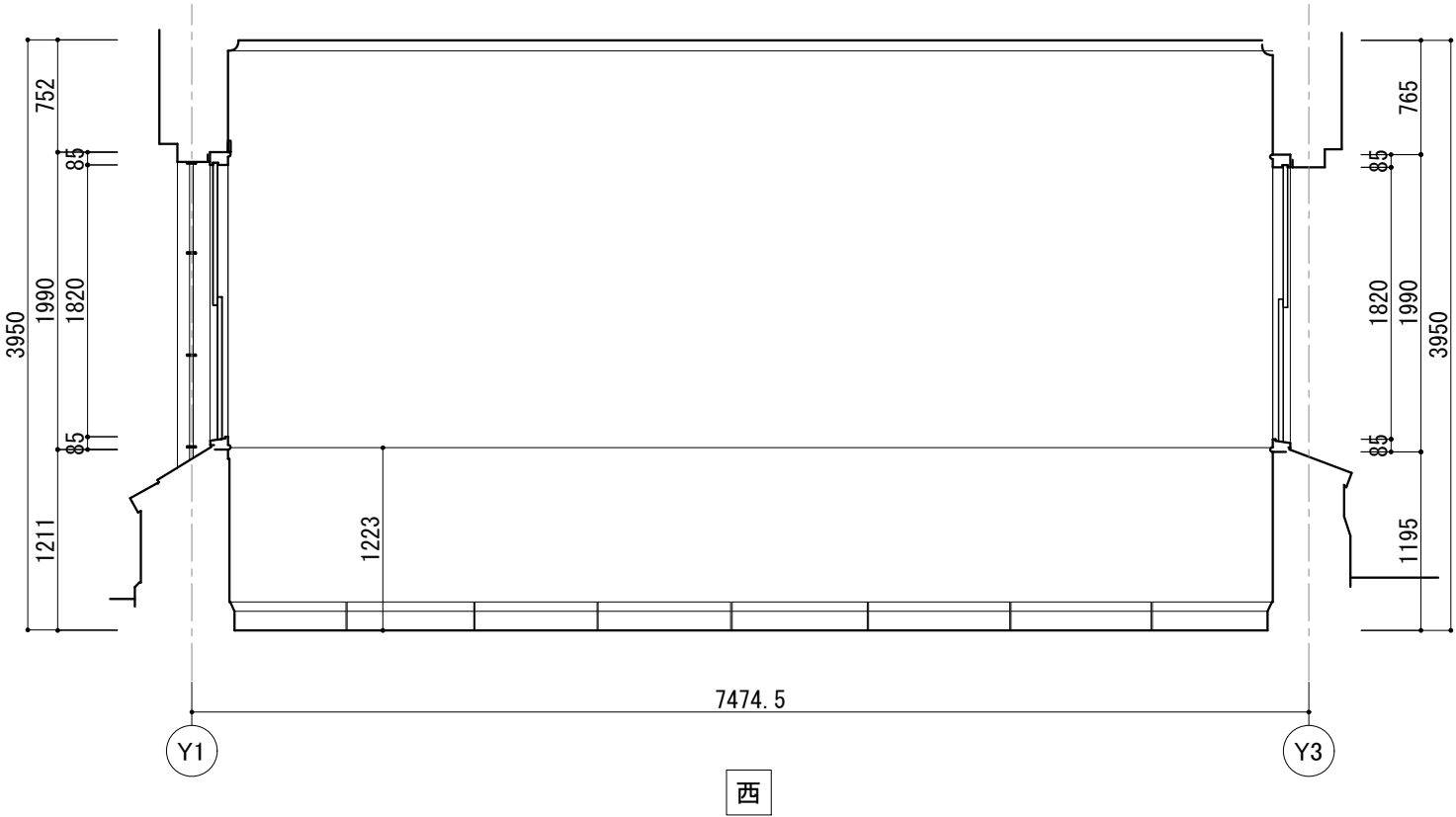
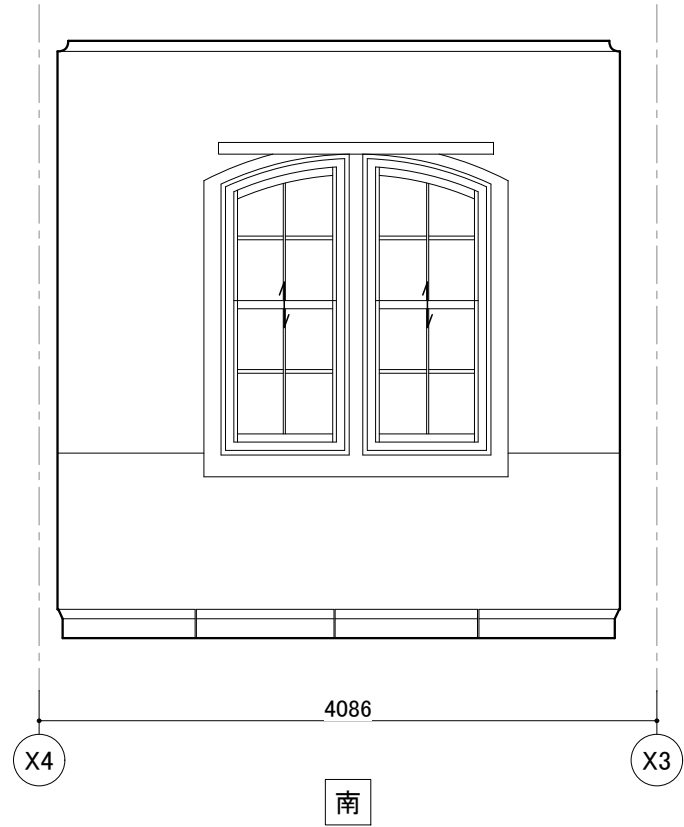
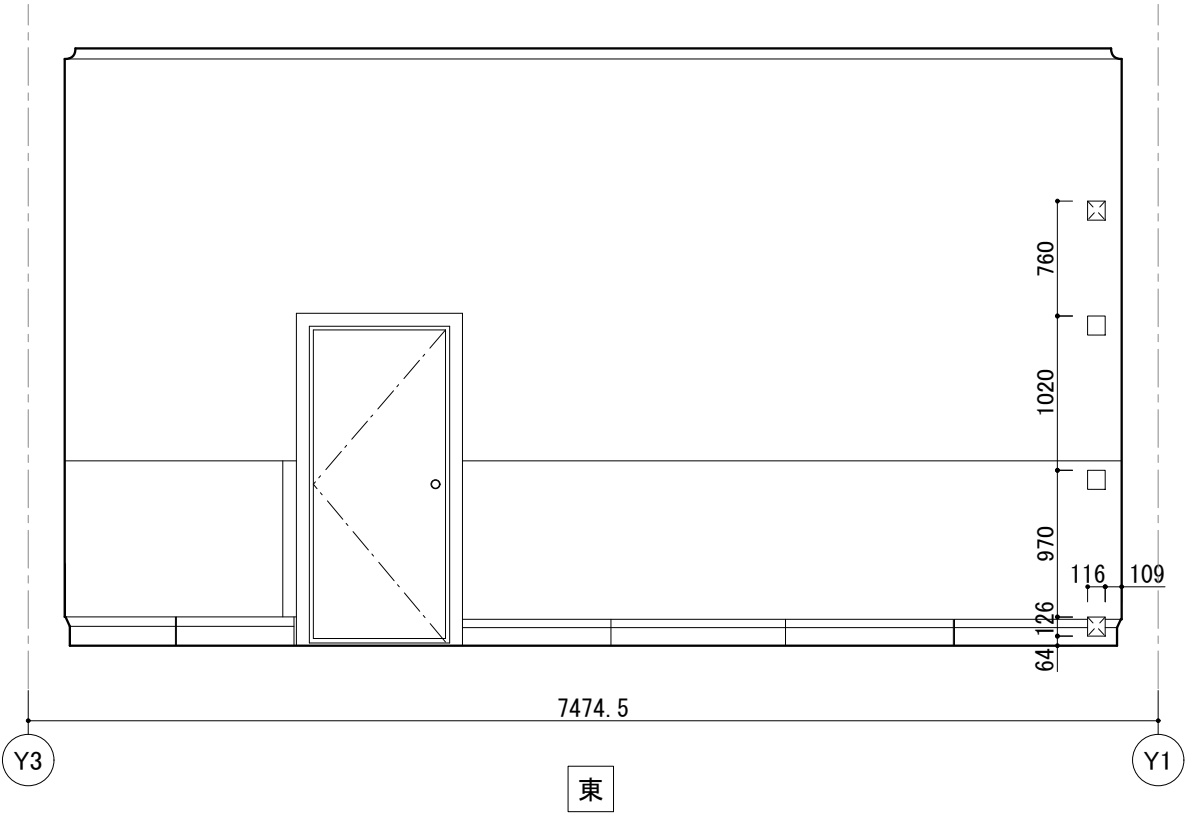
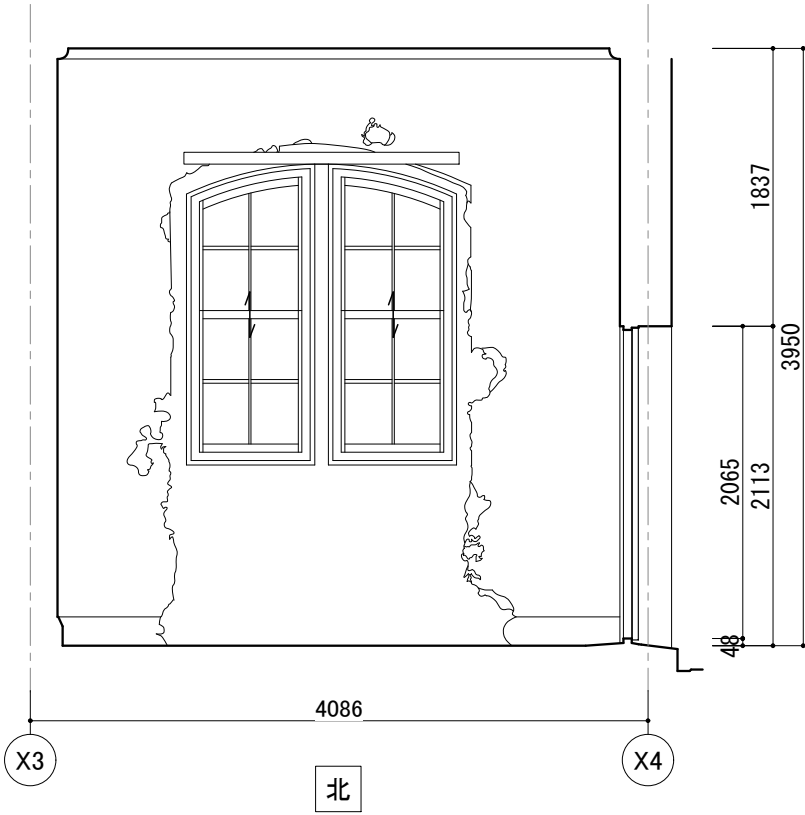
No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
08	Drawing name	展開図-1 元守衛室		1/50 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	

通 路	
天 井	漆喰(現在は欠失し 木摺り下地が露出)
廻 縁	漆喰(現在は欠失し 木摺り下地が露出)
壁	煉瓦
巾 木	一
床	人造石研ぎ出し
備 考	



No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
09	Drawing name	展開図-2 通路		1/50 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	

部 屋	
天 井	漆喰の上、塗装
廻 縁	漆喰の上、塗装
壁	漆喰の上、塗装
巾 木	洗出しの上、塗装
床	着色モルタル
備 考	



No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
10	Drawing name	展開図-3 部屋		1/50 (A3)
	Date	R4. 02	株式会社 建 文	